明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（三七三）　四
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三七四）　六
○統計法施行令の一部を改正する政令（三七五）　七
○計量単位令の一部を改正する政令（三七六）　七
○計量法関係手数料令の一部を改正する政令（三七七）　七
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（三七八）　七
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令（三七九）　七
○特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令（三八〇）　一〇
○株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部を改正する政令（三八一）　一〇
○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（三八二）　一〇
○介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（三八三）　一一

〔府　令〕

○内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（**内閣府**八七）　一二
○内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（**同**八八）　一四

〔府令・省令〕

○認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務・法務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　一四
○一般振替機関の監督に関する命令等の一部を改正する命令（**内閣府・法務**四）　一六
○内閣府及び法務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令（**同**五）　一八
○担保付社債に関する信託契約等に関する規則の一部を改正する命令（**同**六）　一八
○内閣府、法務省及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令等の一部を改正する命令（**内閣府・法務・財務**三）　一八
○内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令等の一部を改正する命令（**内閣府・財務**九）　二〇
○犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則及び犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業**一）　二〇
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・経済産業**三）　二二
○労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令等の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**一一）　二二
○協同組織金融機関の優先出資に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働・農林水産**一）　二二
○信用保証協会法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・経済産業**七）　二三

〔デジタル庁令・省令〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（**デジタル庁・総務**一八）　二三

〔省　令〕

○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（**総務**九九）　二四
○有線電気通信法施行規則等の一部を改正する省令（**同**一〇〇）　二九
○郵便法施行規則及び国際郵便規則の一部を改正する省令（**同**一〇一）　二九
○民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**一〇二）　二九
○社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令の一部を改正する省令（**同**一〇三）　二九
○商法施行規則の一部を改正する省令（**法務**四九）　二九

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。

（前のページより続き）

○会社法施行規則の一部を改正する省令（同五〇）　六六
○電子公告規則の一部を改正する省令（同五一）　六七
○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同五二）　六八
○信託法施行規則の一部を改正する省令（同五三）　六九
○建物の区分所有等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同五四）　七〇
○子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令（外務一六）　七〇
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（同一七）　七〇
○社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令（財務五八）　一〇一
○社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令（文部科学三八）　一〇三
○デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（厚生労働一六五）　一〇四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（同一六六）　一三三
○独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通三）　一三四

〔規　則〕

○個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（個人情報保護委五）　一三四

〔告　示〕

○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（個人情報保護委七）　一三六
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（同八）　一四五
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）の一部を改正する告示（同九）　一四八
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（同一〇）　一四九
○個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルールの一部を改正する告示（同一一）　一五三
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）の一部を改正する告示（同一二）　一五六
○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（金融庁一一〇）　一五六
○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（同一一一）　一六七
○銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（同一一二）　一六八
○銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（同一一三）　一七五
○信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（同一一四）　一七九
○信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（同一一五）　一八四
○最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（同一一六）　一八五
○銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件（同一一七）　一九二
○信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件（同一一八）　二二五
○金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する件（同一一九）　二三五
○最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準を定める件の一部を改正する件（同一二〇）　二三六
○金融商品取引業等に関する内閣府令第三百四十九条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類及び情報通信の技術を利用する方法を定める件の一部を改正する件（同一二一）　二三六
○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（金融庁・財務・経済産業一七）　二五七

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件（同一八）　二六四
○農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（金融庁・農林水産二五）　二六四
○農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件（同二六）　二九一
○電気通信事業法第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づき電気通信設備を指定する件の一部を改正する件（総務四三六）　三一四
○電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件の一部を改正する件（同四三七）　三一四
○平成二十七年総務省告示第六十七号（管理規程の細目を定める件）の一部を改正する告示（同四三八）　三一五
○令和五年総務省告示第百七十二号の全部を改正する件（同四三九）　三一六
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同四四〇）　三一七
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同四四一、四四四）　三一八
○令和四年総務省告示第四百十号の一部を訂正する件（同四四二）　三一八
○令和五年総務省告示第九十九号の一部を訂正する件（同四四三）　三一八
○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件（同四四五）　三二一
○衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件（同四四六）　三二一
○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件（中央選挙管理会二二）　三二一
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務四七〇）　三二二
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件の一部を改正する件（同四七一）　三二七
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学一五一）　三三六
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁三〇）　三三九
○労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（厚生労働三四一）　三四六
○高速自動車国道に関する件（国土交通一二〇七）　三五七
○航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示の一部を改正する件（同一二〇八）　三六六
○東京国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同一二〇九）　三六七
○昼間障害標識を設置しなければならない架空線を定める告示の一部を改正する件（同一二一〇）　三六八

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第三七三号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　在ローマ国際機関日本政府代表部に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定めることとした。（別表第一及び別表第二関係）

3　在マルタ日本国大使館に勤務する外務公務員に支給する住居手当に係る控除額及び限度額を改定することとした。（別表第二関係）

4　この政令は、令和六年一月一日から施行することとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三七四号）（厚生労働省）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年一二月二日とすることとした。

◇統計法施行令の一部を改正する政令（政令第三七五号）（総務省）

1　別表第一の一の項に規定する全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計の調査方法の変更に伴い、地方公共団体の長が行う事務に関する規定について所要の改正を行うこととした。（別表第一関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇計量単位令の一部を改正する政令（政令第三七六号）（経済産業省）

1　国際度量衡総会の決議に従い、計量法に定める計量単位に一〇の整数乗を乗じたものを表す計量単位の接頭語としてクエタ等を追加することとした。（別表第四関係）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。（附則第二関係）

3　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇計量法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第三七七号）（経済産業省）

1　電気計器に係る検定、変成器付電気計器検査及び型式承認並びにガスメーターに係る検定及び型式承認に要する実費を勘案して、これらの検定、変成器付電気計器検査及び型式承認に係る手数料の額を改定することとした。（第三条、別表第二第八号ハ並びに別表第四第五号ニ及び第九号～第一一号関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三七八号）（経済産業省）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年二月一六日とすることとした。

◇脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令（政令第三七九号）（経済産業省）

1　法第五八条第二項ただし書の政令で定める場合

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「法」という。）第五八条第二項ただし書の政令で定める場合は、法第五七条第一項に規定する対象事業活動支援に係る債務の保証をする額、出資の額又は引き受ける社債の額が、それぞれ二〇〇億円以下である場合とすることとした。（第一条関係）

2　法第六四条第四項の政令で定める事業年度等　法第六四条第四項の政令で定める事業年度は、令和二二年度とし、積立金等の処分に係る承認の手続等の所要の規定を設けることとした。（第二条～第六条関係）

3　借入金及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構債の発行の限度額等　脱炭素成長型経済構造移行推進機構の金融機関等からの借入金及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構債（以下「機構債」という。）の発行の限度額は、一兆八、〇〇〇億円とし、機構債の発行の方法を定める等の所要の規定を設けることとした。（第七条～第二五条関係）

4　附則　㈠　その他関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二条～第一二条関係）　㈡　この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一六日）から施行することとした。

◇特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令（政令第三八〇号）（経済産業省・環境省）

1　特定家庭用機器に、有機エレクトロルミネセンス式のテレビジョン受信機（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）を加えることとした。（第一条関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部を改正する政令（政令第三八一号）（経済産業省）

1　商工組合中央金庫は、主務大臣が承認する日をその営業所の休日とするときは、その旨について、当該営業所の店頭での掲示に加え、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第一二条関係）

2　第一の主務省令は、内閣府令・財務省令・経済産業省令とすることとした。（第一六条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三八二号）（環境省）

1　特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成一一年法律第八六号。以下「法」という。）第一九条の規定による特定化学物質の排出量及び移動量の開示の実施に係る手数料について、全ての電磁的記録媒体による開示の実施に対応したものとすることとした。（第八条関係）

2　磁気ディスクについて、法第二〇条第一項に規定する磁気ディスクとすることとした。（第九条関係）

3　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第三八三号）（厚生労働省）

一　介護保険法施行令の一部改正関係

介護保険法第一一五条の四五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）に関し、介護予防・日常生活支援総合事業費額が同条第四項の政令で定める額を超えると厚生労働大臣が認める市町村における事由は、災害による居宅要支援被保険者等の数の増加、介護予防の効果が高く、かつ、将来における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業の実施、当該年度の七五歳以上被保険者数変動率が一を下回る市町村による将来における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施その他の厚生労働大臣が定める事由とすることとした。（第三七条の一三第五項関係）

二　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

令和六年度から令和八年度までの第二号被保険者負担率を一〇〇分の二七とすることとした。（第五条関係）

三　施行期日　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

政　令

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百七十三号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一のうち一　大使館の表アジアの項中「

シンガポール	708,600	680,300	637,800	566,900	496,000	425,200	368,500	340,100	311,800
」を「	283,500								
シンガポール	613,500	536,800	460,100	398,800	368,100	337,400	306,800	285,700	261,900
」を「									
ブルネイ	660,000	640,000	595,300	571,400	535,700	476,200	416,700	357,200	309,500
」を「	285,700	261,900	238,100						
ブルネイ	618,300	593,500	556,400	494,600	432,800	371,000	321,500	296,800	272,000
」に、「	247,300								
ミャンマー	519,600	465,900	412,200	369,200	347,800	326,300	304,800	283,200	261,600
」を「									
ミャンマー	710,000	690,000	648,400	626,000	592,500	536,700	480,900	425,000	380,400
」に、「	358,000	335,700	313,400						
モンゴル	613,400	593,200	563,000	512,700	462,400	412,000	371,800	351,600	331,500
」を「									
モンゴル	311,400	710,000	690,000	649,000	627,400	595,100	541,200	487,300	433,400
」に、「	390,300	368,700	347,200	325,600					
コスタリカ	780,000	750,000	700,600	673,400	632,600	564,500	487,300	433,400	390,300
コロンビア	700,000	680,000	639,900	617,900	584,900	529,900	541,200	487,300	433,400

」に改め、同表中南米の項中「

496,400 | 428,400 | 373,900 | 346,700 | 319,500 | 292,300 」を「コスタリカ
474,900 | 419,900 | 375,900 | 353,900 | 331,900 | 310,000 」を「コロンビア
790,000 | 770,000 | 714,800 | 687,000 | 645,300 | 575,800 | 506,300 | 436,900 | 381,300
730,000 | 710,000 | 666,600 | 643,600 | 609,000 | 551,300 | 493,600 | 436,000 | 389,800
353,500 | 325,700 | 297,900
366,800 | 343,700 | 320,700 」に、「ブラジル　680,000 | 660,000 | 617,000
593,100 | 557,300 | 497,600 | 437,900 | 378,200 | 330,400 | 306,600 | 282,700 | 258,800 」を「ブラジル　750,000 | 720,000 | 671,900 | 645,800 | 606,700 | 541,500
476,300 | 411,100 | 359,000 | 332,900 | 306,800 | 280,800 」に改め、同表中東の項中「イラク　870,000 | 850,000 | 810,600 | 788,200 | 754,600 | 698,500 | 642,400
586,400 | 541,500 | 519,100 | 496,700 | 474,300 」を「イラク　880,000
860,000 | 820,600 | 797,800 | 763,600 | 706,500 | 649,400 | 592,400 | 546,700 | 523,900
501,100 | 478,300 」に改め、同表アフリカの項中「アルジェリア　750,000 | 720,000
680,000 | 656,400 | 621,000 | 562,000 | 503,000 | 444,000 | 396,800 | 373,200 | 349,600
326,000 」を「アルジェリア　780,000 | 750,000 | 706,300 | 681,600 | 644,600
583,000 | 521,400 | 459,800 | 410,500 | 385,800 | 361,200 | 336,500 」に、「エスワティニ
610,000 | 590,000 | 559,400 | 539,300 | 509,200 | 458,900 | 408,600 | 358,400
318,200 | 298,100 | 278,000 | 257,900 」を「エスワティニ　660,000 | 640,000
603,300 | 581,200 | 548,100 | 492,800 | 437,600 | 382,300 | 338,100 | 316,000 | 293,900
271,800 」に、「ナミビア　670,000 | 650,000 | 613,700 | 592,700 | 561,400
509,100 | 456,800 | 404,600 | 362,700 | 341,800 | 320,900 | 300,000 」を「ナミビア
700,000 | 680,000 | 640,400 | 618,400 | 585,300 | 530,300 | 475,300 | 420,200
376,200 | 354,200 | 332,200 | 310,200 」に、「南アフリカ共和国　650,000 | 590,000
559,400 | 539,300 | 509,200 | 458,900 | 408,600 | 358,400 | 318,200 | 298,100 | 278,000
257,900 」を「南アフリカ共和国　710,000 | 640,000 | 603,300 | 581,200 | 548,100
492,800 | 437,600 | 382,300 | 338,100 | 316,000 | 293,900 | 271,800 」に、「レソト
610,000 | 590,000 | 559,400 | 539,300 | 509,200 | 458,900 | 408,600 | 358,400
318,200 | 298,100 | 278,000 | 257,900 」を「レソト　670,000 | 640,000
604,700 | 582,500 | 549,300 | 493,900 | 438,500 | 383,100 | 338,800 | 316,700 | 294,500
272,400 」に改める。

別表第一のうち三　総領事館の表中南米の項中「
クリチバ　610,000 | 592,800
サンパウロ　660,000 | 612,300
マナウス　680,000 | 660,200
リオデジャネイロ　700,000 | 650,400
レシフェ　620,000 | 598,200
」を「
557,000 | 497,300 | 437,600 | 378,000 | 330,200 | 306,400 | 282,500 | 258,700
575,300 | 513,600 | 451,900 | 390,200 | 340,800 | 316,200 | 291,500 | 266,800
624,600 | 565,200 | 505,800 | 446,400 | 398,900 | 375,100 | 351,400 | 327,600
612,800 | 550,300 | 487,800 | 425,200 | 375,200 | 350,200 | 325,200 | 300,200
563,900 | 506,800 | 449,700 | 392,600 | 346,900 | 324,100 | 301,200 | 278,400
」を「
クリチバ　660,000 | 643,600 | 604,700 | 539,700 | 474,700 | 409,800 | 357,800
サンパウロ　720,000 | 673,900 | 633,000 | 564,900 | 496,800 | 428,700 | 374,200
マナウス　730,000 | 706,100 | 667,600 | 603,400 | 539,200 | 475,100 | 423,700
リオデジャネイロ　760,000 | 708,200 | 667,100 | 598,500 | 529,900 | 461,400 | 406,500
レシフェ　660,000 | 640,300 | 603,400 | 541,900 | 480,400 | 418,900 | 369,700
」を「
331,800 | 305,800 | 279,900
346,900 | 319,700 | 292,500
398,000 | 372,400 | 346,700
379,100 | 351,700 | 324,300
345,100 | 320,500 | 296,000
」に改める。

別表第一のうち三　政府代表部の表欧州の項中「ウィーン
」を「
ローマ
（在ローマ国際機関）
ウィーン
」を「780,000 | 700,000 | 654,600 | 628,400 | 589,200
523,700 | 458,200 | 392,800 | 340,400 | 314,200 | 288,000 | 261,900 」に改める。

別表第二のうち一　大使館の表欧州の項中「マルタ　20.6%　ユーロ
2,858 | 2,322 | 2,054 | 1,786 | 1,607 | 1,429 」を「マルタ
15.9%　ユーロ　3,694 | 3,002 | 2,655 | 2,309
2,078 | 1,847 」に改める。

別表第二のうち三　政府代表部の表欧州の項中「ウィーン
」を「
ローマ
（在ロー
ウィーン

マ国際機関）	20.6％	ユーロ	2,858	2,322	2,054	1,786
1,607	1,429	』				

に改める。

附　則

この政令は、令和六年一月一日から施行する。

外務大臣　上川　陽子
内閣総理大臣　岸田　文雄

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百七十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年十二月二日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
防衛大臣　木原　稔

統計法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百七十五号

統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項第三欄第五号を削り、同欄第六号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同欄第五号とし、同欄中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同項（その他の事務に係る部分に限る。）第三欄中第九号を第八号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同項第四欄第八号中「この項第三欄第六号」を「この項第三欄第五号」に改め、同表備考第一号中「同項第三欄第九号」を「同項第三欄第八号」に、「同欄第十三号及び第十四号」を「同欄第十二号及び第十三号」に改め、同表備考第二号中「以外の場合」を削り、「ついては」の下に「、都道府県知事は、同項第三欄第一号、第二号、第五号及び第十号に掲げる事務は行わないものとし」を加え、「同項第四欄第一号から第五号まで、第十二号及び第十三号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　岸田　文雄

計量単位令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百七十六号

計量単位令の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

計量単位令（平成四年政令第三百五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第四ヨタの項の前に次のように加える。

クエタ	十の三十乗
ロナ	十の二十七乗

別表第四に次のように加える。

ロント	十の二十七乗分の一
クエクト	十の三十乗分の一

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

経済産業大臣　齋藤　健
内閣総理大臣　岸田　文雄

計量法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百七十七号

計量法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第百五十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書及び第二項ただし書中「九百七十円」を「四百二十円」に改める。

別表第二第八号ハ中「百九十円」を「百八十円」に、「二百二十円」を「二百円」に、「三百十円」を「二百九十円」に、「三百四十円」を「三百二十円」に、「九百二十円」を「八百六十円」に、「九百五十円」を「八百九十円」に改める。

別表第四第五号ニ中「四十五万八千三百円」を「五十二万三千六百円」に、「三十二万八百円」を「三十一万五百円」に改め、同表第九号及び第十号イ中「四十三万円」を「百七十二万円」に改め、同号ロ中「三十七万千七百円」を「百四十八万六千七百円」に改め、同表第十一号中「四十三万円」を「百七十二万円」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

経済産業大臣　齋藤　健

内閣総理大臣　岸田　文雄

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百七十八号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年二月十六日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄

総務大臣　松本　剛明

法務大臣　小泉　龍司

経済産業大臣　齋藤　健

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百七十九号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令

内閣は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第二十五条第一項、第三十二条第一項、第五十八条第二項ただし書、第六十四条第四項並びに第六十五条第三項及び第八項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（法第五十八条第二項ただし書の政令で定める場合）

第一条　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十八条第二項ただし書の政令で定める場合は、法第五十七条第一項に規定する対象事業活動支援に係る債務の保証をする額、出資の額又は引き受ける社債の額が、それぞれ二百億円以下である場合とする。

（法第六十四条第四項の政令で定める事業年度）

第二条　法第六十四条第四項の政令で定める事業年度は、令和二十二年度とする。

（積立金等の処分に係る承認の手続）

第三条　脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）は、中間事業年度（法第六十四条第四項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る同条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第四項第一号及び第二号に掲げる金額の合計額が零を上回る場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を中間事業年度の翌事業年度以降において同条第一項に規定する各業務勘定に係る業務の財源に充てるときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣に提出し、中間事業年度の翌事業年度の六月三十日までに、同条第四項第三号の承認を受けなければならない。

一　法第六十四条第四項第三号の承認を受けようとする金額

二　前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2　前項の承認申請書には、中間事業年度末の貸借対照表、中間事業年度の損益計算書その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手続）

第四条　機構は、法第六十四条第四項に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、中間事業年度末の貸借対照表、中間事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、中間事業年度の翌事業年度の六月三十日までに、これを経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2　経済産業大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の納付期限）

第五条　国庫納付金は、中間事業年度の翌事業年度の七月三十一日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第六条　国庫納付金は、次の各号に掲げる国庫納付金の区分に応じ当該各号に定める会計に帰属させるものとする。

一　法第六十三条第四号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金　エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定

二　法第六十三条第五号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金　エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定

三　法第六十三条第六号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金　エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定又は電源開発促進勘定のうち経済産業大臣が財務大臣に協議して定める勘定

（借入金及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構債の発行の限度額）

第七条　法第六十五条第三項に規定する政令で定める額は、一兆八千億円とする。

（機構債の債券）

第八条　法第六十五条第一項に規定する脱炭素成長型経済構造移行推進機構債（以下「機構債」という。）を発行するときは、当該機構債につき社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。第十一条第一項第六号及び第二項第三号において「社債等振替法」という。）の規定の適用がある場合を除き、機構債の債券を発行しなければならない。

2　前項の機構債の債券は、無記名式で利札付きのものとする。

（機構債の発行の方法）

第九条　機構債の発行は、募集の方法による。

（募集機構債に関する事項の決定）

第十条　機構は、その発行する機構債を引き受ける者の募集をするときは、その都度、あらかじめ、募集機構債（当該募集に応じて当該機構債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる機構債をいう。以下同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

一　募集機構債の総額

二　各募集機構債の金額

三　募集機構債の利率

四　募集機構債の償還の方法及び期限

五　利息支払の方法及び期限

六　機構債の債券を発行するときは、その旨

七　各募集機構債の払込金額（各募集機構債と引換えに払い込む金銭の額をいう。第十六条第二項第三号において同じ。）

八　募集機構債と引換えにする金銭の払込みの期日

九　一定の日までに募集機構債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、募集機構債の全部を発行しないこととするときは、その旨及びその一定の日

十　前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

（募集機構債の申込み）

第十一条　機構は、前条の募集に応じて募集機構債の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　募集機構債の名称

二　当該募集に係る前条各号に掲げる事項

三　機構債の債券を発行するときは、無記名式である旨

四　引受けの申込みがあった募集機構債の額が募集機構債の総額を超える場合の措置

五　募集又は管理の委託を受けた者があるときは、その商号又は名称

六　社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨及び振替機関（社債等振替法第二条第二項に規定する振替機関をいう。）の商号

七　前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

2　前条の募集に応じて募集機構債の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を機構に交付しなければならない。

一　申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二　引き受けようとする募集機構債の金額及び金額ごとの数

三　社債等振替法の規定の適用がある機構債（第十三条第二項において「振替機構債」という。）の募集に応じようとする者については、自己のために開設された当該機構債の振替を行うための口座

3　前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、経済産業省令で定めるところにより、機構の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4　機構は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第二項の申込みをした者（以下「申込者」という。）に通知しなければならない。

5　機構が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を機構に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）に宛てて発すれば足りる。

6　前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

（募集機構債の割当て）

第十二条　機構は、申込者の中から募集機構債の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集機構債の金額及び金額ごとの数を定めなければならない。この場合において、機構は、当該申込者に割り当てる募集機構債の金額ごとの数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2　機構は、第十条第八号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集機構債の金額及び金額ごとの数を通知しなければならない。

（募集機構債の申込み及び割当てに関する特則）

第十三条　前二条の規定は、地方公共団体が募集機構債を引き受ける場合又は募集機構債の募集の委託を受けた者が自ら募集機構債を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

2　前項の場合において、振替機構債を引き受ける地方公共団体又は振替機構債の募集の委託を受けた者は、その引受けの際に、第十一条第二項第三号に掲げる事項を機構に示さなければならない。

（募集機構債の権利者）

第十四条　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める募集機構債の権利者となる。

一　申込者　当該申込者に機構が割り当てた募集機構債

二　募集機構債を引き受けた地方公共団体　当該地方公共団体が引き受けた募集機構債

三　募集機構債の募集の委託を受けた者で自ら募集機構債を引き受けたもの　当該者が引き受けた募集機構債

（機構債の債券の発行）

第十五条　機構は、機構債の債券を発行する旨の定めがある機構債を発行した日以後遅滞なく、当該機構債の債券を発行しなければならない。

2　機構債の各債券には、第十条第二号から第五号まで並びに第十一条第一項第一号、第三号及び第五号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

（脱炭素成長型経済構造移行推進機構債原簿）

第十六条　機構は、主たる事務所に脱炭素成長型経済構造移行推進機構債原簿を備えて置かなければならない。

2　脱炭素成長型経済構造移行推進機構債原簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　第十条第三号から第六号までに掲げる事項その他の機構債の内容を特定するものとして経済産業省令で定める事項（次号において「種類」という。）

二　種類ごとの機構債の総額及び各機構債の金額

三　各機構債の払込金額及び払込みの日

四　機構債の債券を発行したときは、機構債の債券の番号、発行の日及び機構債の債券の数

五　第十一条第一項第一号、第五号及び第六号に掲げる事項

六　元利金の支払に関する事項

七　前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

（機構債の債券を発行する場合の機構債の譲渡）

第十七条　機構債の債券を発行する旨の定めがある機構債の譲渡は、当該機構債に係る債券を交付しなければ、その効力を生じない。

（権利の推定等）

第十八条　機構債の債券の占有者は、当該債券に係る機構債についての権利を適法に有するものと推定する。

２　機構債の債券の交付を受けた者は、当該債券に係る機構債についての権利を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（機構債の債券を発行する場合の機構債の質入れ）

第十九条　機構債の債券を発行する旨の定めがある機構債の質入れは、当該機構債に係る債券を交付しなければ、その効力を生じない。

（機構債の質入れの対抗要件）

第二十条　機構債の債券を発行する旨の定めがある機構債の質権者は、継続して当該機構債に係る債券を占有しなければ、その質権をもって機構その他の第三者に対抗することができない。

（機構債の債券の喪失）

第二十一条　機構債の債券は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百条に規定する公示催告手続によって無効とすることができる。

２　機構債の債券を喪失した者は、非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することができない。

（利札が欠けている場合における機構債の償還）

第二十二条　機構は、債券が発行されている機構債をその償還の期限前に償還する場合において、これに付された利札が欠けているときは、当該利札に表示される機構債の利息の請求権の額を償還額から控除しなければならない。ただし、当該請求権が弁済期にある場合は、この限りでない。

２　前項の利札の所持人は、いつでも、機構に対し、これと引換えに同項の規定により控除しなければならない額の支払を請求することができる。

（機構債の償還請求権等の消滅時効）

第二十三条　機構債の償還請求権は、これを行使することができる時から十年間行使しないときは、時効によって消滅する。

２　機構債の利息の請求権及び前条第二項の規定による請求権は、これらを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。

（機構債の発行の認可）

第二十四条　機構は、法第六十五条第一項の規定により機構債の発行の認可を受けようとするときは、機構債の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　機構債の発行を必要とする理由

二　第十条第一号から第五号まで及び第七号並びに第十一条第一項第一号、第五号及び第六号に掲げる事項

三　機構債の募集の方法

四　機構債の発行に要する費用の概算額

五　前各号に掲げるもののほか、機構債の債券に記載しようとする事項

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第十一条第一項各号に掲げる事項を記載した書面

二　機構債の発行により調達する資金の使途を記載した書面

三　機構債の引受けの見込みを記載した書面

（経済産業省令への委任）

第二十五条　第八条から前条までに定めるもののほか、機構債に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月十六日）から施行する。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第二条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百九十四　脱炭素成長型経済構造移行推進機構

第九条の四に次の一号を加える。

百四十一　脱炭素成長型経済構造移行推進機構

（自衛隊法施行令の一部改正）

第三条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

九十　脱炭素成長型経済構造移行推進機構

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百四十二　脱炭素成長型経済構造移行推進機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百二十六　脱炭素成長型経済構造移行推進機構

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第五条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条に次の一号を加える。

百十三　脱炭素成長型経済構造移行推進機構

第四十三条第七項に次の一号を加える。

百九　脱炭素成長型経済構造移行推進機構

（独立行政法人等登記令の一部改正）

第六条　独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表全国市町村職員共済組合連合会の項の次に次のように加える。

脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
		資本金

（行政手続法施行令の一部改正）

第七条　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「全国社会保険労務士会連合会」の下に「、脱炭素成長型経済構造移行推進機構」を加える。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令等の一部改正）

第八条　次に掲げる政令の規定中「大学共同利用機関法人」の下に「、脱炭素成長型経済構造移行推進機構」を加える。

一　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第一条

二　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第一条

三　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）第二条

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第九条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

九十二　脱炭素成長型経済構造移行推進機構

第三十一条に次の一号を加える。

十八　脱炭素成長型経済構造移行推進機構

（行政執行法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）

第十条　行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

十八　脱炭素成長型経済構造移行推進機構

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第十一条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

別表大学共同利用機関法人の項の次に次のように加える。

脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）

（国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第十二条　国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和五年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、国家公務員退職手当法施行令第九条の二に一号を加える改正規定中「百九十四」を「百九十五」に改め、同令第九条の四に一号を加える改正規定中「百四十一」を「百四十二」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
経済産業大臣　齋藤　健
防衛大臣　木原　稔

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百八十号

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号ロ中「（電源」を「及び有機エレクトロルミネセンス式のもの（いずれも電源」に、「及び」を「並びに」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

経済産業大臣　齋藤　健
環境大臣　伊藤信太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百八十一号

株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）を実施するため、この政令を制定する。

株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第十六条第二項ただし書中「第十条」の下に「、第十二条第三項」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　齋藤　健

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百八十二号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十九条及び第二十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号を削り、同項第三号中「光ディスク（日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次条において同じ」を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう」に、「一枚」を「一個」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とする。

第九条中「フレキシブルディスクカートリッジ及び光ディスク」を「法第二十条第一項に規定する磁気ディスク」に改める。

附　則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

経済産業大臣　齋藤　健
環境大臣　伊藤信太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百八十三号

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五第四項及び第百二十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（介護保険法施行令の一部改正）

第一条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の十三第五項中「高い新たな事業の実施その他の特別な事情」を「高く、かつ、将来における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業の実施、当該年度の七十五歳以上被保険者数変動率が一を下回る市町村による将来における当該費用の低減に資すると見込まれる事業の実施その他の厚生労働大臣が定める事由」に、「おける特別な事情」を「おける当該事由」に改める。

（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第二条　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第五条（見出しを含む。）中「令和三年度から令和五年度」を「令和六年度から令和八年度」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

府　令

〇内閣府令第八十七号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び関係法令を実施するため、内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日　内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令

（内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　内閣府の所管する金融関連法令（告示を含む。以下同じ。）に係る手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法令（告示を含む。以下同じ。）又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めがある場合を除くほか、この府令の定めるところによる。 2　内閣府の所管する金融関連法令に係る手続等（法第六条から第九条までの規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めがある場合を除くほか、法及びこの府令の規定の例による。	（趣旨） **第一条**　内閣府の所管する金融関連法令及び当該法令に基づく命令（告示を含む。以下この条において同じ。）に係る手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律若しくは命令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めがある場合を除くほか、法及びこの府令の定めるところによる。 2　内閣府の所管する金融関連法令及び当該法令に基づく命令に係る手続等（法第六条から第九条までの規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律若しくは命令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めがある場合を除くほか、法及びこの府令の規定の例による。

（定義）

第二条　［略］

２　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　電子署名　次に掲げるものをいう。

イ　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ　政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ　地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

二　［略］

（氏名等を明らかにする措置）

第五条　［略］

２　法第七条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置は、次の各号に掲げる措置又は第九条第一項ただし書に規定する措置とする。

一　第九条第一項の規定に基づき入力する事項についての情報に電子署名を行い、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録すること。

二　［略］

３　［略］

（電子情報処理組織による処分通知等）

第九条　行政機関等が、法第七条第一項の規定により処分通知等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第一条の三、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第十三条第四項、企業内容等の開示に関する内閣府令第十五条の二の二第四項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二十四条の二第四項及び開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第二項に規定するものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、次の各号のいずれかの方法により処分通知等を行わなければならない。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合は、この限りでない。

一　当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二　［略］

［２～４　略］

（電磁的記録による作成等）

第十三条　行政機関等が、法第九条第一項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行う場合においては、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法によるものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

（定義）

第二条　［同上］

２　［同上］

一　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

［号の細分を加える。］

二　［同上］

（氏名等を明らかにする措置）

第五条　［同上］

２　［同上］

一　第九条第一項の規定に基づき入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって前条第二項第一号イからニまでに掲げるものと併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録すること。

二　［同上］

３　［同上］

（電子情報処理組織による処分通知等）

第九条　［同上］

一　当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって第四条第二項第一号イからニまでに掲げるものと併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二　［同上］

［２～４　同上］

（電磁的記録による作成等）

第十三条　行政機関等が、法第九条第一項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行う場合においては、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

2 行政機関等が、内閣府の所管する金融関連法令の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 ［2～4　略］	（電磁的記録による保存） **第四条**　［同上］ 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ［2～4　同上］
（電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。	（電磁的記録による作成） **第六条**　［同上］
（電磁的記録による交付等） **第十一条**　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第五の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 2　［略］	（電磁的記録による交付等） **第十一条**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（無尽業法施行細則の一部改正）

第三条　無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
（営業の免許の申請等） **第一条**　［略］ 2　［略］ 3　無尽業法第二条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 ［項を削る。］	（営業の免許の申請等） **第一条**　［同上］ 2　［同上］ 3　無尽業法第二条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（次項において「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。 4　前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

［項を削る。］

（貸借対照表の公告等）

第十六条　［略］

［2～4　略］

5　無尽業法第十七条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

［6・7　略］

（無尽会社に対する意見聴取等）

第二十二条の三　［略］

［2・3　略］

4　業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成されているときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより行うことができる。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

5　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

5‖　第三項の電磁的記録には、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一　申請者の商号

二　申請年月日

（貸借対照表の公告等）

第十六条　［同上］

［2～4　同上］

5　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

［6・7　同上］

（無尽会社に対する意見聴取等）

第二十二条の三　［同上］

［2・3　同上］

4　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

5　［同上］

（船主相互保険組合法施行規則の一部改正）

第四条　船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年大蔵省運輸省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録） **第二条**　法第十三条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。	（電磁的記録） **第二条**　法第十三条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。
（電磁的方法） **第四条**　法第十四条第四項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。	（電磁的方法） **第四条**　［同上］
一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	一　［同上］ 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
2　［略］	2　［同上］
（船主相互保険組合法施行令に係る電磁的方法） **第七条**　船主相互保険組合法施行令（昭和二十五年政令第二百七十七号）第一条第一項又は第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法（法第十四条第四項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの イ　［略］	（船主相互保険組合法施行令に係る電磁的方法） **第七条**　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］

ロ　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　［略］

（清算人が提出する電磁的記録）

第六十九条　法第四十八条第一項において準用する保険業法第百七十六条（決算書類等の提出）に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　［同上］

（電磁的記録による決算書類の提出）

第六十九条　法第四十八条第一項において準用する保険業法第百七十六条（決算書類等の提出）に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（証券金融会社に関する内閣府令の一部改正）

第五条　証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
（免許申請書に添付すべき電磁的記録） **第一条の三**　法第百五十六条の二十四第四項において準用する法第八十一条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。	（免許申請書に添付すべき電磁的記録） **第一条の三**　法第百五十六条の二十四第四項において準用する法第八十一条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。
2　前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式	2　前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式
［項を削る。］	3　第一項の電磁的記録には、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一　申請者の商号 二　申請年月日
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（金融機関の合併及び転換の手続等に関する内閣府令の一部改正）

第六条　金融機関の合併及び転換の手続等に関する内閣府令（昭和四十三年大蔵省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（吸収合併存続銀行の事後開示事項） **第九条**　法第三十二条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	（吸収合併存続銀行の事後開示事項） **第九条**　［同上］
［一～四　略］ 五　法第三十四条第一項の規定により吸収合併消滅協同組織金融機関が備え置いた書面又は電磁的記録（法第二十一条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。） ［六・七　略］ （電磁的記録） **第二十条**　法第二十一条第一項（法第五十八条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。	［一～四　同上］ 五　法第三十四条第一項の規定により吸収合併消滅協同組織金融機関が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。） ［六・七　同上］ （電磁的記録） **第二十条**　法第二十一条第一項（法第五十八条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第七条　外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法） **第十八条の二**　［略］ ２　法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。次条第二項第二号において同じ。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［３～７　略］ （法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法） **第十八条の三**　［略］ ２　法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［３～６　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法） **第十八条の二**　［同上］ ２　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［３～７　同上］ （法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法） **第十八条の三**　［同上］ ２　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［３～６　同上］

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第八条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法） **第二十三条の二**　［略］ ２　法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。次条第二項第二号及び第二十四条第二項第二号において同じ。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［３～７　略］ （法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法） **第二十三条の三**　［略］ ２　法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［３～６　略］ （親会社等状況報告書の送付に係る情報通信の技術を利用する方法） **第二十四条**　［略］ ２　法第二十七条の三十の十一第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［３～６　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法） **第二十三条の二**　［同上］ ２　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［３～７　同上］ （法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法） **第二十三条の三**　［同上］ ２　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［３～６　同上］ （親会社等状況報告書の送付に係る情報通信の技術を利用する方法） **第二十四条**　［同上］ ２　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［３～６　同上］

（銀行法施行規則の一部改正）

第九条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用した提供） **第十四条の十一の八**　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［2・3　略］	（情報通信の技術を利用した提供） **第十四条の十一の八**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［2・3　同上］
（情報通信の技術を利用した同意の取得） **第十四条の十一の九の三**　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法 ［2・3　略］	（情報通信の技術を利用した同意の取得） **第十四条の十一の九の三**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法 ［2・3　同上］

（貸借対照表等の公告等）

第十九条　［略］

2　［略］

3　法第二十条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

［4～6　略］

7　法第二十条第六項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

［8・9　略］

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十四条の二の八　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［2・3　略］

（貸借対照表等の公告等）

第十九条　［同上］

2　［同上］

3　法第二十条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

［4～6　同上］

7　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

［8・9　同上］

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十四条の二の八　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［2・3　同上］

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第三十四条の二の九の三　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

［２・３　略］

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十四条の五十三の十三　法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項（法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［２・３　略］

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十四条の六十三の三十一　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［２・３　略］

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十四条の六十三の三十一　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［２・３　略］

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第三十四条の二の九の三　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

［２・３　略］

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十四条の五十三の十三　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［２・３　略］

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第三十四条の六十三の三十四　準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

［２・３　略］

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十四条の六十三の三十四　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［２・３　同上］

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第三十四条の六十三の三十四　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

［２・３　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第十条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的方法）	（電磁的方法）
第二条　法第十二条第三項（法第二十四条第十項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。	**第二条**　［同上］
一　［略］	一　［同上］

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　［略］

（信用金庫法施行令等に係る電磁的方法）

第四条　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号。以下「令」という。）第四条の三第一項若しくは第五条の七第一項又は全国を地区とする信用金庫連合会の全国連合会債の発行に関する政令（平成元年政令第二百十八号。以下「全国連合会債令」という。）第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法（法第十二条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容は、次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ　［略］

ロ　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　［略］

（電磁的記録）

第八条　法第二十三条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

（情報通信の技術を利用した提供）

第百七十条の六　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［２・３　略］

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第百七十条の七の三　準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［２・３　同上］

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第百七十条の七の三　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

［２・３　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第十六条**　法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項（法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第二項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法（以下「電磁的方法」という。）とする。 一　［略］	（情報通信の技術を利用する方法） **第十六条**　［同上］ 一　［同上］

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［２・３　略］

（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）

第二十条　法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～八　略］

九　他の目的で作成された書類又は電磁的記録（電磁的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものに限る。）をいう。第四十二条の三第四項において同じ。）に第十九条第一項各号に規定する事項が記載又は記録されている場合であつて、かつ、当該書類又は電磁的記録に記載又は記録された内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

［十・十一　略］

２　［略］

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十一条の五　法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項（法第二条の二において準用する第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［２・３　略］

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第三十一条の六の三　法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

［２・３　略］

（信託業務を営む金融機関に対する意見聴取等）

第四十二条の三　［略］

［２・３　略］

４　業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものをもつて行うことができる。

一　［略］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［２・３　同上］

（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）

第二十条　［同上］

［一～八　同上］

九　他の目的で作成された書類又は電磁的記録（電磁的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものに限る。）をいう。第四十二条の三第四項において同じ。）に第十九条第一項各号に規定する事項が記載又は記録されている場合であつて、かつ、当該書類又は電磁的記録に記載又は記録された内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

［十・十一　同上］

２　［同上］

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十一条の五　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［２・３　同上］

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第三十一条の六の三　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

［２・３　同上］

（信託業務を営む金融機関に対する意見聴取等）

第四十二条の三　［同上］

［２・３　同上］

４　［同上］

一　［同上］

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
5　［略］	5　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（貸金業法施行規則の一部改正）

第十二条　貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的方法）	（電磁的方法）
第一条の二の二　法第二条第十二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。	**第一条の二の二**　［同上］
一　電磁的方法による提供を受ける旨の承諾若しくは受けない旨の申出をする場合、法第四十一条の三十六第一項若しくは第二項に規定する同意を得る場合又は第三十条の十五第一項若しくは第二項に規定する同意を得る場合　次に掲げる方法	一　［同上］
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルにその旨を記録したものを交付する方法	ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルにその旨を記録したものを交付する方法
二　前号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる方法	二　［同上］
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
［2・3　略］	［2・3　同上］

（電磁的記録に記録された事項を提供するための方法）	（電磁的記録に記録された事項を提供するための方法）
第二十六条の六十八　法第二十四条の四十四第二項第四号の内閣府令で定めるものは、次に掲げるもののうち、登録講習機関が定めるものとする。	**第二十六条の六十八**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
［2・3　略］	［2・3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正）

第十三条　株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（大量保有報告書の写しの送付に係る情報通信の技術を利用する方法）	（大量保有報告書の写しの送付に係る情報通信の技術を利用する方法）
第二十二条の三　［略］	**第二十二条の三**　［同上］
2　法第二十七条の三十の十一第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。	2　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに書類に記載すべき事項を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書類に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
［3～6　略］	［3～6　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第十四条　発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（株券等の所有者が少数である場合） **第二条の五**　［略］ 2　令第六条の二第一項第七号に規定する全ての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　特定買付け等の後における当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この号において同じ。）とその者の特別関係者（同項第二号に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合を合計した割合が三分の二以上となる場合であって、当該特定買付け等の対象とならない株券等（以下この号において「買付け等対象外株券等」という。）があるとき　当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等の全ての所有者から提出され、かつ、買付け等対象外株券等についてイ又はロの条件が満たされている場合 イ　［略］ ロ　買付け等対象外株券等の所有者が二十五名未満である場合であって、特定買付け等を公開買付けによらないで行うことにつき、当該買付け等対象外株券等の全ての所有者が同意し、その旨を記載した書面を提出していること。 二　前号に掲げる場合以外の場合　当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等の全ての所有者から提出された場合	（株券等の所有者が少数である場合） **第二条の五**　［同上］ 2　令第六条の二第一項第七号に規定するすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　特定買付け等の後における当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この号において同じ。）とその者の特別関係者（同項第二号に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合を合計した割合が三分の二以上となる場合であって、当該特定買付け等の対象とならない株券等（以下この号において「買付け等対象外株券等」という。）があるとき　当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等のすべての所有者から提出され、かつ、買付け等対象外株券等についてイ又はロの条件が満たされている場合 イ　［同上］ ロ　買付け等対象外株券等の所有者が二十五名未満である場合であって、特定買付け等を公開買付けによらないで行うことにつき、当該買付け等対象外株券等のすべての所有者が同意し、その旨を記載した書面を提出していること。 二　前号に掲げる場合以外の場合　当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等のすべての所有者から提出された場合

3　株券等の所有者（以下この条において「所有者」という。）は、前項第一号本文及び同号ロ又は同項第二号の規定による書面の提出に代えて、前項の規定により書面に記載する事項（以下この項において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（第一号ロにおいて「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該所有者は、当該書面を提出したものとみなす。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。第五条第七項第二号及び第三十三条の三第二項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［4・5　略］ （買付け等の通知書の記載事項等） **第五条**　［略］ 2　［略］ 3　令第八条第五項第三号に規定する公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。 一　［略］ 二　当該株券等の所有者が二十五名未満である場合であって、買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことにつき、当該株券等の全ての所有者が同意し、その旨を記載した書面を提出している場合における当該株券等 ［4～6　略］ 7　令第八条第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに通知書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ［8～11　略］	3　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［4・5　同上］ （買付け等の通知書の記載事項等） **第五条**　［同上］ 2　［同上］ 3　［同上］ 一　［同上］ 二　当該株券等の所有者が二十五名未満である場合であって、買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意し、その旨を記載した書面を提出している場合における当該株券等 ［4～6　同上］ 7　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに通知書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ［8～11　同上］

（公開買付届出書等の写しの送付についての情報通信の技術を利用する方法）

第三十三条の三　［略］

2　法第二十七条の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書類に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

［3～6　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部改正）

第十五条　中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（信用協同組合等に対する意見聴取等） **第七条**　［略］ ［2・3　略］ 4　業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録（法第十条の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。）で作成されている場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものをもって行うことができる。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 5　［略］	（信用協同組合等に対する意見聴取等） **第七条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 5　［同上］
（公開買付届出書等の写しの送付についての情報通信の技術を利用する方法） **第三十三条の三**　［同上］ 2　［同上］ 一　［同上］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書類に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ［3～6　同上］	（公開買付届出書等の写しの送付についての情報通信の技術を利用する方法） **第三十三条の三**　［略］ 2　法第二十七条の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書類に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ［3～6　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録） **第十六条**　法第五条の七第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （電磁的方法） **第十九条**　法第五条の七第十一項第四号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［略］ （情報通信の技術を利用した提供） **第百十条の三十九**　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第	（電磁的記録） **第十六条**　法第五条の七第二項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （電磁的方法） **第十九条**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［同上］ （情報通信の技術を利用した提供） **第百十条の三十九**　［同上］

二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［2・3　略］

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第百十条の四十の三　準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

［2・3　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第十七条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（取得勧誘における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等） **第十一条**　［略］ 2　［略］ 3　第一項第二号ロ又は前項第一号ロ⑵に規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、第一項第二号ロ又は前項第一号ロ⑵に規定する書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法 ［3～6　略］	（取得勧誘における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等） **第十一条**　［同上］ 2　［同上］ 3　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［2・3　同上］ （情報通信の技術を利用した同意の取得） **第百十条の四十の三**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［2・3　同上］
（特定投資家向け取得勧誘における有価証券の譲渡に関する制限等） **第十二条**　［略］ 2　前項第一号ロ⑵に規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、同号ロ⑵に規定する書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。第十六条第一項第一号において同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法 ［4～7　略］	（特定投資家向け取得勧誘における有価証券の譲渡に関する制限等） **第十二条**　［同上］ 2　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法 ［4～7　同上］
（取得勧誘における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等） **第十一条**　［同上］ 2　［同上］ 3　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［2・3　同上］ （情報通信の技術を利用した同意の取得） **第百十条の四十の三**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［2・3　同上］	（特定投資家向け取得勧誘における有価証券の譲渡に関する制限等） **第十二条**　［同上］ 2　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法 ［3～6　同上］

（取得勧誘における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等）

第十三条　［略］

［2・3　略］

4　第一項第二号ロ、第二項第二号ロ⑵及び前項第一号ロ⑵に規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、第一項第二号ロ、第二項第二号ロ⑵及び前項第一号ロ⑵に規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

［5～8　略］

（売付け勧誘等における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等）

第十三条の四　［略］

2　［略］

3　第一項第二号ロ又は前項第一号ロ⑵に規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、第一項第二号ロ又は前項第一号ロ⑵に規定する書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

［5～10　略］

（取得勧誘における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等）

第十三条　［同上］

［2・3　同上］

4　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

［5～8　同上］

（売付け勧誘等における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等）

第十三条の四　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

（取得勧誘における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等）

第十三条の七　［略］

［2・3　略］

4　第一項第二号ロ、第二項第二号ロ⑵及び前項第一号ロ⑵に規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、第一項第二号ロ、第二項第二号ロ⑵及び前項第一号ロ⑵に規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

［4～7　略］

（売付け勧誘等における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等）

第十三条の七　［同上］

［2・3　同上］

4　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

［4～7　同上］

（売付け勧誘等における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等）

［5～10　同上］

（金融商品取引業から除かれるもの）

第十六条　令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　法第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利の販売のうち、勧誘をすることなく、金融商品取引業者等（法第六十五条の五第二項及び第四項の規定により金融商品取引業者とみなされる者を含む。以下この号において同じ。）による代理又は媒介により当該販売に係る契約を締結するもの（当該代理又は媒介に係る業務の委託契約書その他の書類（電磁的記録を含む。）において、当該販売を行う者が当該金融商品取引業者等に勧誘の全部を委託する旨が明らかにされているものに限る。）

［一の二～十七　略］

［2～11　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第十八条　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法） **第三十二条の二**　［略］ 2　特定有価証券に係る法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。次条第二項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［3～7　略］	（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法） **第三十二条の二**　［同上］ 2　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［3～7　同上］

（金融商品取引業から除かれるもの）

第十六条　［同上］

一　法第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利の販売のうち、勧誘をすることなく、金融商品取引業者等（法第六十五条の五第二項及び第四項の規定により金融商品取引業者とみなされる者を含む。以下この号において同じ。）による代理又は媒介により当該販売に係る契約を締結するもの（当該代理又は媒介に係る業務の委託契約書その他の書類（法第十三条第五項に規定する電磁的記録を含む。）において、当該販売を行う者が当該金融商品取引業者等に勧誘の全部を委託する旨が明らかにされているものに限る。）

［一の二～十七　同上］

［2～11　同上］

（法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第三十二条の三　［略］

2　法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［3～6　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令の一部改正）

第十九条　信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的方法） **第二十五条**　法第九条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［略］ （電磁的記録） **第二十六条**　法第二十二条第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	（電磁的方法） **第二十五条**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［同上］ （電磁的記録） **第二十六条**　法第二十二条第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令に係る電磁的方法）

第三十一条　令第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ　［略］

ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令の一部改正）

第二十条　信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令に係る電磁的方法） **第三十一条**　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］ ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二　［同上］	（協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令に係る電磁的方法） **第三十一条**　令第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの イ　［略］ ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。
（電磁的方法） **第二十六条**　法第九条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［同上］ 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［同上］ （電磁的記録） **第二十七条**　法第二十二条第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	（電磁的方法） **第二十六条**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［同上］ （電磁的記録） **第二十七条**　法第二十二条第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令に係る電磁的方法）

第三十二条　令第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ　［略］

ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第二十一条　発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令に係る電磁的方法） **第三十二条**　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］ ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二　［同上］	（協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令に係る電磁的方法） **第三十二条**　令第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの イ　［略］ ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。
（買付け等の通知書の記載事項等） **第二条**　［略］ ［2・3　略］ 4　令第十四条の三の三第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。第二十四条第二項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに通知書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ［5～8　略］	（買付け等の通知書の記載事項等） **第二条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに通知書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ［5～8　同上］

（通知の方法）

第二十四条　［略］

２　公開買付者は、前項の規定による書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該公開買付けに係る上場株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをした者及び当該上場株券等の売付け等を行おうとする者（以下この条において「公開買付申込者等」という。）の承諾を得て、前項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該公開買付者は、当該書面の交付をしたものとみなす。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法

［３～６　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（保険業法施行規則の一部改正）

第二十二条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（電磁的記録） **第十四条の三**　法第四条第三項（法第二百七十二条の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるもの	（電磁的記録） **第十四条の三**　法第四条第三項（法第二百七十二条の二第三項において準用する場合を含む。）及び第百七十六条に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（通知の方法）

第二十四条　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法

［３～６　同上］

に係る記録媒体をいう。第十四条の七を除き、以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（電磁的方法）

第十四条の五　法第十六条第二項第四号（法第五十七条第四項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

２　［略］

（保険業法施行令に係る電磁的方法）

第十四条の十　令第四条の五第一項又は第四条の六第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ　［略］

ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　［略］

（情報通信の技術を利用した提供）

第五十二条の十三の六　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

（電磁的方法）

第十四条の五　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

２　［同上］

（保険業法施行令に係る電磁的方法）

第十四条の十　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　［同上］

（情報通信の技術を利用した提供）

第五十二条の十三の六　［同上］

一　［同上］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［２・３　略］

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第五十二条の十三の七の三　準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

［２・３　略］

（情報通信の技術を利用する方法）

第五十二条の十七　法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項（同法第二十七条第二項及び同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法（次条、第五十二条の二十一第一項及び第五十二条の二十四において「電磁的方法」という。）とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［２・３　略］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［２・３　同上］

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第五十二条の十三の七の三　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

［２・３　同上］

（情報通信の技術を利用する方法）

第五十二条の十七　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［２・３　同上］

（運用報告書に係る情報通信の技術を利用する方法）

第五十四条の五　法第百条の五第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［２・３　略］

（清算人が提出する電磁的記録）

第百七条の二　法第百七十六条に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（保険仲立人の氏名等の明示に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二百二十七条の四　法第二百九十四条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［２～４　略］

（情報通信の技術を利用した提供）

第二百三十四条の六　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四

（運用報告書に係る情報通信の技術を利用する方法）

第五十四条の五　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［２・３　同上］

［条を加える。］

（保険仲立人の氏名等の明示に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二百二十七条の四　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［２～４　同上］

（情報通信の技術を利用した提供）

第二百三十四条の六　［同上］

第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［２・３　略］	［同上］
（情報通信の技術を利用した同意の取得） **第二百三十四条の七の三**　準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法 ［２・３　略］	（情報通信の技術を利用した同意の取得） **第二百三十四条の七の三**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［２・３　同上］
（保険契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法） **第二百四十条の二**　法第三百九条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ［２～４　略］	（保険契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法） **第二百四十条の二**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法 ［２・３　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	［２～４　同上］

（損害保険料率算出団体に関する内閣府令の一部改正）

第二十三条　損害保険料率算出団体に関する内閣府令（平成八年大蔵省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的方法） **第四条の二**　法第七条の二の十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 ２　［略］	（電磁的方法） **第四条の二**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 ２　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正）

第二十四条　資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
（業務開始届出等に添付すべき電磁的記録） **第十条**　法第四条第四項（法第九条第四項及び第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定により添付することができる電磁的記録及び法第七条第二項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第百三十二条を除き、以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 ［項を削る。］	（業務開始届出等に添付すべき電磁的記録） **第十条**　法第四条第四項（法第九条第四項及び第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定により添付することができる電磁的記録及び法第七条第二項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。 ２　前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

［項を削る。］

（電磁的記録）

第百二十七条　法第四条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（電磁的方法）

第百二十八条　法第四十条第三項及び法第二百四十二条第五項（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する信託法第百八条第三号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　法第百三十二条第二項（法第百四十条第二項、第百五十一条第五項及び第百五十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3　［略］

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

3　第一項の電磁的記録には、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　届出者の商号

二　届出年月日

（電磁的記録）

第百二十七条　法第四条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（電磁的方法）

第百二十八条　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　［同上］

一　［同上］

二　前条に規定するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3　［同上］

（検査役が提供する電磁的記録）

第百三十二条　次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六条第一項に規定する電磁的記録媒体（電磁的記録に限る。）及び次に掲げる規定により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。

［一～四　略］

［項を削る。］

（資産流動化法施行令に係る電磁的方法）

第百三十四条　令第十一条第一項、第十八条第一項及び第四十一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ　［略］

ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　［略］

（検査役が提供する電磁的記録）

第百三十二条　次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスク（電磁的記録に限る。）及び次に掲げる規定により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。

［一～四　同上］

2　前項に規定する「磁気ディスク」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

一　日本産業規格X六二二三に適合する九〇ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格X〇六〇六に適合する一二〇ミリメートル光ディスク

（資産流動化法施行令に係る電磁的方法）

第百三十四条　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　［同上］

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第二十五条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

備考　表中の［　］の記載は注記である。	

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第十一条**　法第五条第二項（法第十三条第二項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第五項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第五十九条並びに第二百三条第三項及び第四項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第百五十八条を除き、以下同じ。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［2・3　略］ （電磁的方法） **第二十五条の二**　法第十四条第二項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。第一号イにおいて同じ。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［2・3　略］ （電磁的方法） **第三十条**　法第十七条第一項第三号（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］	（情報通信の技術を利用する方法） **第十一条**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［2・3　同上］ （電磁的方法） **第二十五条の二**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［2・3　同上］ （電磁的方法） **第三十条**　［同上］ 一　［同上］

改正後	改正前
二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［略］ （投資信託及び投資法人に関する法律施行令に係る電磁的方法） **第三十二条**　令第二十条第一項又は第二十二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの イ　［略］ ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二　［略］ （電磁的記録） **第四十条**　法第十七条第十項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （電磁的記録） **第百三条**　法第六十六条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （投資法人設立届出書の添付書類） **第百八条**　前条の投資法人設立届出書には、法第六十九条第二項に規定する規約を、三通（規約が電磁的記録で作成されているときは、次条に定めるもの一部）添付しなければならない。 2　［略］	二　電磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［同上］ （投資信託及び投資法人に関する法律施行令に係る電磁的方法） **第三十二条**　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］ ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二　［同上］ （電磁的記録） **第四十条**　法第十七条第十項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （電磁的記録） **第百三条**　法第六十六条第二項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （投資法人設立届出書の添付書類） **第百八条**　前条の投資法人設立届出書には、法第六十九条第二項に規定する規約を、三通（規約が電磁的記録で作成されているときは、次条に定める電磁的記録一部）添付しなければならない。 2　［同上］

（投資法人設立届出書に添付すべき電磁的記録）

第百八条の二　法第六十九条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

［号を削る。］

［項を削る。］

（電磁的方法）

第百十四条　法第七十一条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　［略］

（投資法人設立届出書に添付すべき電磁的記録）

第百八条の二　法第六十九条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2　前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

3　第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請者の商号

二　申請年月日

（電磁的方法）

第百十四条　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　［同上］

（投資信託及び投資法人に関する法律施行令に係る電磁的方法）

第百十五条　令第五十九条第一項又は第七十九条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ　［略］

ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　［略］

（計算書類等の承認の通知に係る電磁的方法）

第百七十三条　法第百三十一条第四項（法第百六十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　［略］

（投資信託及び投資法人に関する法律施行令に係る電磁的方法）

第百七十四条　令第九十二条第一項の規定により示すべき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ　［略］

ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　［略］

（投資信託及び投資法人に関する法律施行令に係る電磁的方法）

第百十五条　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　［同上］

（計算書類等の承認の通知に係る電磁的方法）

第百七十三条　法第百三十一条第四項（法第百六十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　［同上］

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　［同上］

（投資信託及び投資法人に関する法律施行令に係る電磁的方法）

第百七十四条　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　［同上］

（契約締結前交付書面の記載方法）

第二百二十九条　契約締結前交付書面には、法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

［２・３　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（契約締結前交付書面の記載方法）

第二百二十九条　契約締結前交付書面には、法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

［２・３　同上］

（金融商品取引清算機関等に関する内閣府令の一部改正）

第二十六条　金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
（免許申請書に添付すべき電磁的記録） **第六条**　法第百五十六条の三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	（免許申請書に添付すべき電磁的記録） **第六条**　法第百五十六条の三第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。
［項を削る。］	２　前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式
［項を削る。］	３　第一項の電磁的記録には、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一　免許申請者の商号 二　申請年月日

（免許申請書に添付すべき電磁的記録）

第三十一条　法第百五十六条の二十の三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

［項を削る。］

（認可申請書に添付すべき電磁的記録）

第四十一条　法第百五十六条の二十の十七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

［項を削る。］

（免許申請書に添付すべき電磁的記録）

第三十一条　法第百五十六条の二十の三第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

２　前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

３　第一項の電磁的記録には、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　免許申請者の商号又は名称

二　申請年月日

（認可申請書に添付すべき電磁的記録）

第四十一条　法第百五十六条の二十の十七第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

２　前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

３　第一項の電磁的記録には、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　認可申請者の商号

二　申請年月日

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令の一部改正）

第二十七条　上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令（平成十五年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
（電磁的方法） **第四十二条**　令第三十六条の二第二項（令第三十六条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。第四十五条において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 ［２・３　略］	（電磁的方法） **第四十二条**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 ［２・３　同上］
（電磁的記録） **第四十五条**　令第三十六条の三に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 ［項を削る。］ ［項を削る。］	（電磁的記録） **第四十五条**　令第三十六条の三に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。 ２　前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式 ３　第一項の電磁的記録には、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一　提出者の氏名又は名称 二　提出年月日
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（信託業法施行規則の一部改正）

第二十八条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（取締役の兼職の承認の申請） **第二十六条**　［略］ ［２～５　略］ ６　第一項の規定による申請書又は当該申請書に添付すべき書類（以下この項において「申請書等」という。）の提出については、当該申請書等が電磁的記録（法第三十四条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成されているときは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより行うことができる。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ７　［略］ （情報通信の技術を利用した提供） **第三十条の六**　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［２・３　略］	（取締役の兼職の承認の申請） **第二十六条**　［同上］ ［２～５　同上］ ６　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ７　［同上］ （情報通信の技術を利用した提供） **第三十条の六**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［２・３　同上］

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第三十条の七の三　準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

［2・3　略］

（情報通信の技術を利用する方法）

第三十四条　法第二十六条第二項（法第二十七条第二項及び法第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法（第六十八条を除き、以下「電磁的方法」という。）とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［2・3　略］

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）

第四十三条　［略］

［2～5　略］

6　法第三十四条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

7　［略］

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第三十条の七の三　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

［2・3　同上］

（情報通信の技術を利用する方法）

第三十四条　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［2・3　同上］

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）

第四十三条　［同上］

［2～5　同上］

6　法第三十四条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録できる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

7　［同上］

（指図権者の行為準則）

第六十八条　［略］

2　［略］

3　指図権者（法第六十五条に規定する指図権者をいう。以下この条において同じ。）は、第一項第三号の規定による受益者の書面による同意に代えて、第六項で定めるところにより、当該受益者の承諾を得て、当該受益者の同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（同項及び第七項において「電磁的方法」という。）により得ることができる。この場合において、当該指図権者は、当該受益者の書面による同意を得たものとみなす。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに受益者の同意に関する事項を記録したものを得る方法

［4～7　略］

（信託会社等に対する意見聴取等）

第八十条の三　［略］

［2・3　略］

4　業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録をもって作成されているときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより行うことができる。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

5　［略］

（指図権者の行為準則）

第六十八条　［同上］

2　［同上］

3　指図権者（法第六十五条に規定する指図権者をいう。以下この条において同じ。）は、第一項第三号の規定による受益者の書面による同意に代えて、第六項で定めるところにより、当該受益者の承諾を得て、当該受益者の同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（第六項及び第七項において「電磁的方法」という。）により得ることができる。この場合において、当該指図権者は、当該受益者の書面による同意を得たものとみなす。

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに受益者の同意に関する事項を記録したものを得る方法

［4～7　同上］

（信託会社等に対する意見聴取等）

第八十条の三　［同上］

［2・3　同上］

4　［同上］

5

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（貸付信託法施行規則の一部改正）

第二十九条　貸付信託法施行規則（平成十九年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録） **第三条**　貸付信託法施行令（昭和二十七年政令第二百十一号。第六条第二項において「令」という。）第一条の規定により読み替えて準用する信託法第百九十条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （電子署名） **第六条**　法第八条第五項において読み替えて準用する信託法第二百二条第三項に規定する内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。 ２　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（電磁的記録） **第三条**　貸付信託法施行令（昭和二十七年政令第二百十一号。第六条第二項において「令」という。）第一条の規定により読み替えて準用する信託法第百九十条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （電子署名） **第六条**　法第八条第五項において準用する読み替えて信託法第二百二条第三項に規定する内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。 ２　［同上］

（担保付社債信託法施行規則の一部改正）

第三十条　担保付社債信託法施行規則（平成十九年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第四条**　令第四条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。 一　次に掲げる方法のうち送信者が使用するもの イ　［略］ ロ　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（情報通信の技術を利用する方法） **第四条**　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］ ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二　［同上］

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第三十一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
（電磁的記録） **第十一条**　法第二十九条の二第三項及び第三十三条の三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 ［号を削る。］ ［項を削る。］ ［号を削る。］ ［項を削る。］	（電磁的記録） **第十一条**　法第二十九条の二第三項及び第三十三条の三第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。 一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ 二　日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク ２　前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式 ３　第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　登録申請者の商号又は名称 二　申請年月日

（情報通信の技術を利用した提供）

第五十六条　法第三十四条の二第四項（法第三十四条の三第十二項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項、第三十七条の五第二項、第四十条の二第六項、第四十条の五第三項及び第四十二条の七第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［２・３　略］

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第五十七条の三　法第三十四条の二第十二項（法第三十四条の三第三項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の四第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

［２・３　略］

（契約締結前交付書面の記載方法）

第七十九条　契約締結前交付書面には、法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

（情報通信の技術を利用した提供）

第五十六条　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［２・３　同上］

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第五十七条の三　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

［２・３　同上］

（契約締結前交付書面の記載方法）

第七十九条　契約締結前交付書面には、法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を日本産業規格Ｚ八三〇五に規定するハポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

［２・３　略］

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第百十条　［略］

［２～５　略］

６　第一項第五号イ及びロ、第三項並びに第四項の「情報通信を利用する方法」とは、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに顧客の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

［７・８　略］

（電磁的記録）

第二百八条の二十一　法第五十七条の十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

［号を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

［２・３　略］

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第百十条　［略］

［２～５　略］

６　第一項第五号イ及びロ、第三項並びに第四項の「情報通信を利用する方法」とは、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに顧客の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

［７・８　略］

（電磁的記録）

第二百八条の二十一　法第五十七条の十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

［号を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

［２・３　同上］

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第百十条　［同上］

［２～５　同上］

６　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに顧客の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

［７・８　同上］

（電磁的記録）

第二百八条の二十一　法第五十七条の十三第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一　日本産業規格Ｘ六二三三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

２　前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本産業規格Ｘ六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五に規定する方式

３　第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　指定親会社の商号又は名称

二　届出年月日

（電磁的記録）

第二百三十八条の三　法第六十三条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

［号を削る。］

［項を削る。］

（電磁的記録）

第二百四十六条の十五　法第六十三条の九第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

［号を削る。］

［項を削る。］

（電磁的記録）

第二百三十八条の三　法第六十三条第四項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2　前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

3　第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の商号又は名称

二　届出年月日

（電磁的記録）

第二百四十六条の十五　法第六十三条の九第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2　前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

［項を削る。］

（電磁的記録）

第二百六十一条　法第六十六条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

［号を削る。］

［項を削る。］

（登録申請書の添付書類）

第三百条　［略］

2　前項第八号に掲げる書類を添付する場合において、貸借対照表又は損益計算書が電磁的記録で作成されているときは、当該書類に代えて電磁的記録（次条に定めるものに限る。）を添付することができる。

［3・4　略］

（電磁的記録）

第三百一条　法第六十六条の二十八第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

［号を削る。］

［項を削る。］

（電磁的記録）

第二百六十一条　法第六十六条の二第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2　前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

3　第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の商号又は名称

二　届出年月日

（電磁的記録）

第二百六十一条　法第六十六条の二第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2　前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

3　第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の商号又は名称

二　届出年月日

（登録申請書の添付書類）

第三百条　［同上］

2　前項第八号に掲げる書類を添付する場合において、貸借対照表又は損益計算書が電磁的記録で作成されているときは、当該書類に代えて電磁的記録（次条に規定するものに限る。）を添付することができる。

［3・4　同上］

（電磁的記録）

第三百一条　法第六十六条の二十八第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

［号を削る。］	
［項を削る。］	
［項を削る。］	
（電磁的記録） **第三百三十条**　法第六十六条の五十一第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	
［号を削る。］	
［項を削る。］	
［項を削る。］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

二　日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク	
2　前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、日本産業規格Ｘ六二二五に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五に規定する方式	
3　第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　登録申請者の商号又は名称 二　申請年月日	
（電磁的記録） **第三百三十条**　法第六十六条の五十一第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。 一　日本産業規格Ｘ六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ 二　日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク	
2　前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、日本産業規格Ｘ六二二五に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五に規定する方式	
3　第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　登録申請者の商号又は名称 二　申請年月日	

（金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部改正）

第三十二条　金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（あっせんを行わない旨の通知） **第二十一条**　［略］ 2　認可協会は、前項の規定による書面による通知に代えて、あらかじめ、同項の当事者に対し、次に掲げる方法のうち当該認可協会が使用するもの（以下この条において「電磁的方法」という。）及びファイルへの記録の方式を示し、当該当事者の書面又は電磁的方法による承諾を得て、同項の規定により通知すべき事項を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該認可協会は、当該書面による通知をしたものとみなす。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 ［3・4　略］	（あっせんを行わない旨の通知） **第二十一条**　［同上］ 2　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 ［3・4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正）

第三十三条　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
（免許申請書等に添付すべき電磁的記録） **第五条**　法第八十一条第三項（法第八十五条の二第三項、第百二条の十五第三項及び第百六条の十一第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体（電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。	（免許申請書等に添付すべき電磁的記録） **第五条**　法第八十一条第三項（法第八十五条の二第三項、第百二条の十五第三項及び第百六条の十一第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

第十一条の三、第二十六条及び第二十七条を除き、以下同じ。）に係る記録媒体をいう。第二十六条を除き、以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

［号を削る。］

［号を削る。］

［項を削る。］

（電磁的記録）

第十一条の二　法第八十八条の三第三項及び第百二条の四第三項において準用する会社法第二十六条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（電磁的方法）

第十一条の四　法第八十八条の五第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　［略］

一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2　前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

3　第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請者の名称又は商号

二　申請年月日

（電磁的記録）

第十一条の二　法第八十八条の三第三項及び第百二条の四第三項において準用する会社法第二十六条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

一　［同上］

二　［同上］

（電磁的方法）

第十一条の四　［同上］

一　［同上］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　［略］

（組織変更をする会員金融商品取引所の事前開示事項）

第十五条　法第百一条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　法第百一条の三第一項の規定により同項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置いた日後、前二号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（電磁的方法の種類及び内容）

第二十四条　令第十九条の二の五第一項の規定により示すべき電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。）の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ　［略］

ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　［略］

（電磁的方法）

第二十五条　令第十九条の二の五第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　［同上］

（組織変更をする会員金融商品取引所の事前開示事項）

第十五条　［同上］

［一・二　同上］

三　法第百一条の三第一項の規定により同項の書面又は電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。第二十六条及び第九十六条を除き、以下同じ。）を主たる事務所に備え置いた日後、前二号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（電磁的方法の種類及び内容）

第二十四条　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　［同上］

（電磁的方法）

第二十五条　［同上］

一　［同上］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

２　［略］

（合併認可申請書に添付すべき電磁的記録）

第九十六条　法第百四十条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

２　［同上］

（合併認可申請書に添付すべき電磁的記録）

第九十六条　法第百四十条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、第五条に定める電磁的記録とする。

改正後

（電磁的記録）

第一条　公認会計士法（以下「法」という。）第一条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十二条の二第二項第二号及び第二十四条の二第二項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

２　前項のファイルに記録された情報については、作成者の署名又は記名押印に代わる措置として、作成者による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。第二十四条の二第三項第二号において同じ。）が行われているものでなければならない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十二条の二　［略］

２　法第二十五条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

２　［同上］

（合併認可申請書に添付すべき電磁的記録）

第九十六条　法第百四十条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、第五条に定める電磁的記録とする。

改正前

（電磁的記録）

第一条　公認会計士法（以下「法」という。）第一条の三第一項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

２　前項に規定する電磁的記録は、作成者の署名又は記名押印に代わる措置として、作成者による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。第二十四条の二第三項第二号において同じ。）が行われているものでなければならない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十二条の二　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

３～５　［略］

（監査証明の業務の執行に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二十四条の二　［略］

２　法第三十四条の十二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに法第三十四条の十二第二項の証明書に記載すべき事項を記録したものを交付する措置

３～５　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

３～５　同上］

（監査証明の業務の執行に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二十四条の二　［同上］

２　法第三十四条の十二第三項の内閣府令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一　［同上］

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに法第三十四条の十二第二項の証明書に記載すべき事項を記録したものを交付する措置

３～５　同上］

（金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令の一部改正）

第三十五条　金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（金融商品取引関係業者に対する意見聴取等）

第四条　［略］

［２・３　略］

４　業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。第二号において同じ。）をもって作成されているときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより行うことができる。

一　［略］

改正前

（金融商品取引関係業者に対する意見聴取等）

第四条　［同上］

［２・３　同上］

４　業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。）をもって作成されているときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより行うことができる。

一　［同上］

二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
5　［略］	5　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（資金移動業者に関する内閣府令の一部改正）

第三十六条　資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（受取証書の交付）	（受取証書の交付）
第三十条　［略］	**第三十条**　［同上］
［2～5　略］	［2～5　同上］
6　前三項の「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。	6　［同上］
一　電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合　次に掲げる方法	一　［同上］
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次号ロにおいて同じ。）をもって調製するファイルにその旨を記録したものを交付する方法	ロ　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにその旨を記録したものを交付する方法
二　前号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる方法	二　［同上］
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	ロ　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
［7～9　略］	［7～9　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令の一部改正）

第三十七条　資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（資金移動業等関係業者に対する意見聴取等）	（資金移動業等関係業者に対する意見聴取等）
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
［2～4　略］	［2～4　同上］
5　業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二号において同じ。）をもって作成されているときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより行うことができる。	5　業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成されているときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより行うことができる。
一　［略］	一　［同上］
二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
6　［略］	6　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（特定金融指標算出者に関する内閣府令の一部改正）

第三十八条　特定金融指標算出者に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録） **第五条**　法第百五十六条の八十六第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	（電磁的記録） **第五条**　法第百五十六条の八十六第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（暗号資産交換業者に関する内閣府令の一部改正）

第三十九条　暗号資産交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（利用者の暗号資産の管理） **第二十七条**　［略］ 2　［略］ 3　法第六十三条の十一第二項後段に規定する利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。 一　暗号資産交換業者が自己で管理する場合　暗号資産交換業の利用者の暗号資産を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第二十九条第二項第一号において同じ。）その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法 二　［略］	（利用者の暗号資産の管理） **第二十七条**　［同上］ 2　［同上］ 3　［同上］ 一　暗号資産交換業者が自己で管理する場合　暗号資産交換業の利用者の暗号資産を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法 二　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正）

第四十条　金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的方法） **第二条**　この府令において「電磁的方法」とは、次に掲げる方法をいう。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 2　［略］ （預金等媒介業務を適正かつ確実に行うことについて支障を及ぼすおそれがある場合） **第十六条**　［略］ 2　前項第二号ロ(3)の「情報通信の技術を利用する方法」とは、次に掲げる方法をいう。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 3　［略］ （情報通信の技術を利用した同意の取得） **第七十一条**　準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。第一号イにおいて同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法 2　［略］	（電磁的方法） **第二条**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 2　［同上］ （預金等媒介業務を適正かつ確実に行うことについて支障を及ぼすおそれがある場合） **第十六条**　［同上］ 2　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 3　［同上］ （情報通信の技術を利用した同意の取得） **第七十一条**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法 2　［同上］

（特定金融サービス契約に係る契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第百七条　［略］

［２～４　略］

５　第一項第四号イ及びロの「情報通信の技術を利用する方法」とは、次に掲げる方法とする。ただし、当該方法は、金融サービス仲介業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに顧客の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

（金融サービス仲介業者に対する意見聴取等）

第百四十六条　［略］

［２・３　略］

４　業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものをもって行うことができる。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

５　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（電子決済手段等取引業者に関する内閣府令の一部改正）

第四十一条　電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定金融サービス契約に係る契約締結時交付書面の交付を要しない場合） **第百七条**　［同上］ ［２～４　同上］ ５　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに顧客の承諾に関する事項を記録したものを得る方法 （金融サービス仲介業者に対する意見聴取等） **第百四十六条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　［同上］ ５　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	（特定金融サービス契約に係る契約締結時交付書面の交付を要しない場合） **第百七条**　［同上］ ［２～４　同上］ ５　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに顧客の承諾に関する事項を記録したものを得る方法 （金融サービス仲介業者に対する意見聴取等） **第百四十六条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　［同上］ ５　［同上］
（利用者の電子決済手段の管理） **第三十八条**　［略］ ２　［略］ ３　第一項の規定にかかわらず、電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の十四第一項の規定に基づき電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段を管理する場合において、次に掲げる要件の全てを満たすものとして現に受けている登録をした財務局長等の承認を受けたときは、信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってする電子決済手段の信託（以下「利用者区分管理電子決済手段自己信託」という。）をし、当該電子決済手段等取引業者において、利用者の電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分し、かつ、当該利用者の電子決済手段についてどの利用者の電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態（当該利用者の電子決済手段に係る各利用者の数量が自己の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。）で管理する方法により、当該電子決済手段を管理することができる。この場合において、当該電子決済手段等取引業者は、当該利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る信託財産に属する電子決済手段を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法により、当該電子決済手段を管理しなければならない。 ［一～三　略］ ［４～７　略］	（利用者の電子決済手段の管理） **第三十八条**　［同上］ ２　［同上］ ３　第一項の規定にかかわらず、電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の十四第一項の規定に基づき電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段を管理する場合において、次に掲げる要件の全てを満たすものとして現に受けている登録をした財務局長等の承認を受けたときは、信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってする電子決済手段の信託（以下「利用者区分管理電子決済手段自己信託」という。）をし、当該電子決済手段等取引業者において、利用者の電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分し、かつ、当該利用者の電子決済手段についてどの利用者の電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態（当該利用者の電子決済手段に係る各利用者の数量が自己の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。）で管理する方法により、当該電子決済手段を管理することができる。この場合において、当該電子決済手段等取引業者は、当該利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る信託財産に属する電子決済手段を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法により、当該電子決済手段を管理しなければならない。 ［一～三　同上］ ［４～７　同上］

（情報通信の技術を利用した提供）

第四十六条　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［２・３　略］

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第四十九条　準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

［２・３　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第八十八号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに同法及び関係法令を実施するため、内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成二十一年内閣府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用した提供） **第四十六条**　［同上］	（情報通信の技術を利用した提供） **第四十六条** 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［２・３　同上］
（情報通信の技術を利用した同意の取得） **第四十九条**　［同上］	（情報通信の技術を利用した同意の取得） **第四十九条** 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法 ［２・３　同上］
（定義） **第二条**　［略］ ２　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　電子署名　次に掲げるものをいう。 イ　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名 ロ　政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名 ハ　地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名 二　［略］ （氏名等を明らかにする措置） **第五条**　［略］ ２　法第七条第四項に基づき、又は準じてする氏名又は名称を明らかにする措置とは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行うことをいう。 ３　［略］	（定義） **第二条**　［同上］ ２　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。 ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］ 二　［同上］ （氏名等を明らかにする措置） **第五条**　［同上］ ２　法第七条第四項に基づき、又は準じてする氏名又は名称を明らかにする措置とは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、電子証明書を当該処分通知等に添付することをいう。 ３　［同上］

（電磁的記録による作成等）

第十三条　行政機関等が、法第九条第一項の規定に基づき、又は準じて、電磁的記録による作成等をする場合においては、当該作成等に係る事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成等を行うものとする。ただし、当該作成等はクラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

2　行政機関等が、内閣府の所管する消費者庁関係法令の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）及び保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の規定に基づき、認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令

内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（電磁的記録） **第六条**　改正法附則第二条第四項において読み替えて準用する法第四条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第八章を除き、以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	（電磁的記録） **第六条**　改正法附則第二条第四項において読み替えて準用する法第四条第三項に規定する主務省令で定めるもの及び改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百七十六条に規定する主務省令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。
（業務運営に関する措置） **第二十三条**　［略］ 2　所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者は、前項第一号から第五号までの規定による書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該保険契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者は、当該書面を交付したものとみなす。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法	（業務運営に関する措置） **第二十三条**　［同上］ 2　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（第八章及び第九十九条第一項第二号において「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
［3～6　略］	［3～6　同上］

［項を加える。］

（清算人が提出する電磁的記録）

第九十一条の二　改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百七十六条に規定する主務省令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（電磁的記録による保存）

第九十六条の四　民間事業者等が、電子文書法第三条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる保存に代えて当該保存すべき書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下この章において同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

［2・3　略］

（電磁的記録による作成）

第九十六条の六　民間事業者等が、電子文書法第四条第一項の規定に基づき、前条の作成に代えて当該作成すべき書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（電磁的記録による交付等）

第九十六条の十　民間事業者等が、電子文書法第六条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる交付等に代えて当該交付等をすべき書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交付する方法

2　［略］

（保険契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法）

第九十九条　改正法附則第四条の二において読み替えて準用する法第三百九条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

［2～4　略］

［条を加える。］

（電磁的記録による保存）

第九十六条の四　［同上］

一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

［2・3　同上］

（電磁的記録による作成）

第九十六条の六　民間事業者等が、電子文書法第四条第一項の規定に基づき、前条の作成に代えて当該作成すべき書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（電磁的記録による交付等）

第九十六条の十　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交付する方法

2　［同上］

（保険契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法）

第九十九条　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

［2～4　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府令・法務省令第四号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）及び電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）の規定に基づき、一般振替機関の監督に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司

一般振替機関の監督に関する命令等の一部を改正する命令

（一般振替機関の監督に関する命令の一部改正）

第一条　一般振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府令・法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
第三条　法第四条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	**第三条**　法第四条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。
2　前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。	2　前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。
一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式	一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式
二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式	二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式
3　第一項の電磁的記録には、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。	3　第一項の電磁的記録には、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
一　申請者の商号	一　申請者の商号
二　申請年月日	二　申請年月日
（特定合併の認可申請）	（特定合併の認可申請）
第十九条　［略］	**第十九条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　法第二十五条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。	3　法第二十五条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。
（新設分割の認可申請）	（新設分割の認可申請）
第二十条　［略］	**第二十条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　法第二十七条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。	3　法第二十七条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。
（吸収分割の認可申請）	（吸収分割の認可申請）
第二十一条　［略］	**第二十一条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　法第二十九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。	3　法第二十九条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。
（事業譲渡の認可申請）	（事業譲渡の認可申請）
第二十二条　［略］	**第二十二条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　法第三十一条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。	3　法第三十一条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。
（電磁的方法による招集通知の発出）	（電磁的方法による招集通知の発出）
第二十四条　一般振替機関は、法第三十四条第三項の規定により電磁的方法による通知を発出しようとするときは、あらかじめ、その加入者に対し、当該一般振替機関の用いる電磁的方法の種類及び内容として次に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	**第二十四条**　［同上］
一　次に掲げる電磁的方法のうち、一般振替機関が使用するもの	一　［同上］
［イ・ロ　略］	［イ・ロ　同上］
ハ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	ハ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
二　［略］	二　［同上］
［2～4　略］	［2～4　同上］
（電磁的方法による議決権の行使）	（電磁的方法による議決権の行使）
第二十六条　［略］	**第二十六条**　［同上］
2　前項の電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	2　前項の電磁的記録は、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供される磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。
［3・4　略］	［3・4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（社債、株式等の振替に関する命令の一部改正）

第二条　社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（振替口座簿の電磁的記録の方法） **第二条**　法第六十八条第六項（法第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第百二十七条の四第六項、第百二十九条第六項（法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百六十五条第六項（法第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）及び第百九十四条第六項（法第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	（振替口座簿の電磁的記録の方法） **第二条**　法第六十八条第六項（法第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第百二十七条の四第六項、第百二十九条第六項（法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百六十五条第六項（法第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）及び第百九十四条第六項（法第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（電子記録債権法施行規則の一部改正）

第三条　電子記録債権法施行規則（平成二十年内閣府法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
（磁気ディスクに準ずる物） **第二条**　法第二条第三項に規定する主務省令で定める物は、電子計算機及び電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）（磁気ディスクを除く。）とする。	（磁気ディスクに準ずる物） **第二条**　法第二条第三項に規定する主務省令で定める物は、光ディスクとする。
第二十三条　法第五十二条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	**第二十三条**　法第五十二条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものでなければならない。

［号を削る。］

一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九〇ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格X〇六〇六に適合する一二〇ミリメートル光ディスク

2　前項の電磁的記録には、申請者の商号及び申請の年月日を記載した書面をはり付けなければならない。

（電磁的方法）

第四十六条　［同上］

［号を削る。］

［項を削る。］

（電磁的方法）

第四十六条　法第八十八条第四号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

一　［同上］

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　［同上］

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府法務省令第五号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、内閣府及び法務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司

内閣府及び法務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令

内閣府及び法務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年内閣府法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法律の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面	（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法律の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面

の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

2　［略］

（電磁的記録による作成）

第六条　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法律の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（電磁的記録による交付等）

第十一条　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法律の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2　［同上］

（電磁的記録による作成）

第六条　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法律の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（電磁的記録による交付等）

第十一条　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法律の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　［同上］

二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2　［同上］

○内閣府法務省令第六号

担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定に基づき、担保付社債に関する信託契約等に関する規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司

担保付社債に関する信託契約等に関する規則の一部を改正する命令

担保付社債に関する信託契約等に関する規則（平成十八年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録） **第一条**　担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。以下「法」という。）第十八条第二項に規定する内閣府令・法務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	（電磁的記録） **第一条**　担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。以下「法」という。）第十八条第二項に掲げる規定の内閣府令・法務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。
（電磁的方法） **第五条**　法第二十条第二項第四号に規定する内閣府令・法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［略］	（電磁的方法） **第五条**　法第二十条第二項第四号に規定する内閣府令・法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［同上］ 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府・法務省・財務省令第三号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、内閣府、法務省及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一

内閣府、法務省及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令等の一部を改正する命令

（内閣府、法務省及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部改正）

第一条　内閣府、法務省及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年内閣府・法務省・財務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 ［２・３　略］	（電磁的記録による保存） **第四条**　［同上］ 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 ［２・３　同上］
（電磁的記録による交付等） **第八条**　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法律の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ２　［略］	（電磁的記録による交付等） **第八条**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ２　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（特別振替機関の監督に関する命令の一部改正）

第二条　特別振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府・法務省・財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
第三条　法第四条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 ［項を削る。］	**第三条**　法第四条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。 ２　前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

［項を削る。］

（特定合併の認可申請）

第二十条　［略］

2　［略］

3　法第二十五条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。

（新設分割の認可申請）

第二十一条　［略］

2　［略］

3　法第二十七条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。

（吸収分割の認可申請）

第二十二条　［略］

2　［略］

3　法第二十九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。

（事業譲渡の認可申請）

第二十三条　［略］

2　［略］

3　法第三十一条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。

（電磁的方法による招集通知の発出）

第二十五条　特別振替機関は、法第三十四条第三項の規定により電磁的方法による通知を発出しようとするときは、あらかじめ、その加入者に対し、当該特別振替機関の用いる電磁的方法の種類及び内容として次に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　次に掲げる電磁的方法のうち、特別振替機関が使用するもの

［イ・ロ　略］

3　第一項の電磁的記録には、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　申請者の商号

二　申請年月日

（特定合併の認可申請）

第二十条　［同上］

2　［同上］

3　法第二十五条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。

（新設分割の認可申請）

第二十一条　［同上］

2　［同上］

3　法第二十七条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。

（吸収分割の認可申請）

第二十二条　［同上］

2　［同上］

3　法第二十九条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。

（事業譲渡の認可申請）

第二十三条　［同上］

2　［同上］

3　法第三十一条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。

（電磁的方法による招集通知の発出）

第二十五条　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　［略］

［2～4　略］

（電磁的方法による議決権の行使）

第二十七条　［略］

2　前項の電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

［3・4　略］

ハ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　［同上］

［2～4　同上］

（電磁的方法による議決権の行使）

第二十七条　［同上］

2　前項の電磁的記録は、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供される磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

［3・4　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（口座管理機関に関する命令の一部改正）

第三条　口座管理機関に関する命令（平成十四年内閣府財務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（外国口座管理機関の指定の申請）	（外国口座管理機関の指定の申請）
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
［2～4　略］	［2～4　同上］
5　指定国内上位機関に対する第一項の指定申請書又は当該指定申請書に添付すべき書類（以下この項において「指定申請書等」という。）の提出については、当該指定申請書等が電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。第三号において同じ。）で作成されている場合には、電子情報	5　指定国内上位機関に対する第一項の指定申請書又は当該指定申請書に添付すべき書類（以下この項において「指定申請書等」という。）の提出については、当該指定申請書等が電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。）で作成されている場合には、電子情報処理組織を使用する方

処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものをもって行うことができる。

［一・二　略］

三　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。第九条第一項第三号において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

6　［略］

（電磁的方法による情報の提供）

第九条　法第二百七十七条に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

［一・二　略］

三　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（国債の振替に関する命令の一部改正）

第四条　国債の振替に関する命令（平成十四年内閣府法務省財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（振替口座簿の電磁的記録の方法）	（振替口座簿の電磁的記録の方法）
第二条　法第九十一条第六項に規定する主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	**第二条**　法第九十一条第六項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府令・財務省令第九号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）及び関係法律の規定に基づき、内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一

内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令等の一部を改正する命令

（内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部改正）

第一条　内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年内閣府財務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存）	（電磁的記録による保存）
第四条　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法律の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 ［2・3　略］	**第四条**　［同上］ 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ［2・3　同上］
（電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。	（電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（電磁的記録による交付等）

第十一条　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法律の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（預金保険法施行規則の一部改正）

第二条　預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
（電磁的記録による交付等） **第十一条**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 2　［同上］	（電磁的記録による交付等） **第十一条**　［同上］ 一　［同上］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 2　［同上］
（電磁的記録） **第二十三条の二**　法第六十六条第一項（法第百一条第七項、第百十八条第四項、第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 ［項を削る。］	（電磁的記録） **第二十三条の二**　法第六十六条第一項（法第百一条第七項、第百十八条第四項、第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・財務省令で定める電磁的記録は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。 2　前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式 3　第一項の電磁的記録には、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一　提出者の商号又は名称 二　提出年月日
備考　表中の［　］の記載は注記である。	［項を削る。］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。

（保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令の一部改正）

第三条　保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的方法） **第二十一条の二**　法第二百六十五条の二十七の四第三項（法第二百六十五条の七第六項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［略］	（電磁的方法） **第二十一条の二**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（投資者保護基金に関する命令の一部改正）

第四条　投資者保護基金に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的方法） **第一条の二**　法第七十九条の二十九第十項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 ２　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（電磁的方法） **第一条の二**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 ２　［同上］

（銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部改正）

第五条　銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成十三年内閣府財務省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的方法） **第十四条の二**　法第三十三条の四第三項（法第十四条第七項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 ２　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（電磁的方法） **第十四条の二**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 ２　［同上］

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第一号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項並びに犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令（平成二十年政令第百九十二号）第一条第一項の規定に基づき、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（令和三年内閣府、厚生労働省、財務省、農林水産省、経済産業省、令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法	（電磁的記録による保存） **第四条**　［同上］ 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

2　［略］

（電磁的記録による作成）

第六条　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則（平成二十年厚生労働省、内閣府、財務省、農林水産省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（書面に記載すべき内容の電磁的方法による提供の承諾等）	（書面に記載すべき内容の電磁的方法による提供の承諾等）
第二十四条の二　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令（平成二十年政令第百九十二号）第一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。	**第二十四条の二**　［同上］
一　次に掲げる方法のうち、金融機関が使用するもの	一　［同上］
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
二　［略］	二　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府令・財務省令・経済産業省令第三号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十四条第二項、第五十二条第三項及び第六項、第六十五条並びに第二十九条において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の二第四項（同法第三十四条の三第十二項（同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。）及び第十二項（同法第三十四条の三第三項（同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第十二条第三項の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　齋藤　健

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金銭債権等と預金等の誤認防止）	（金銭債権等と預金等の誤認防止）
第十五条　［略］	**第十五条**　［略］
2　［略］	2　［略］
3　商工組合中央金庫は、その営業所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、前項第一号から第三号までに掲げる事項を当該営業所内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示するとともに、商工組合中央金庫のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。	3　商工組合中央金庫は、その営業所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、前項第一号から第三号までに掲げる事項を当該営業所内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示しなければならない。
4　商工組合中央金庫は、法第二十一条第四項第十号及び第十一号並びに同条第八項の規定に基づき元本の補塡の契約をしていない信託契約の締結又はその代理若しくは媒	4　商工組合中央金庫は、法第二十一条第四項第十号及び第十一号並びに同条第八項の規定に基づき元本の補塡の契約をしていない信託契約の締結又はその代理若しくは媒

介を行う場合には、元本の補塡の契約をしていないことを当該営業所内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示するとともに、商工組合中央金庫のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供し、元本の補塡の契約をしていない金銭信託に係る信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合（信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）第七十八条各号に掲げる場合を除く。）には、第二項各号に掲げる事項を説明しなければならない。

（情報通信の技術を利用して提供する方法）

第四十二条　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2・3　［略］

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第四十三条の三　準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

介を行う場合には、元本の補塡の契約をしていないことを当該営業所内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示し、元本の補塡の契約をしていない金銭信託に係る信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合（信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）第七十八条各号に掲げる場合を除く。）には、第二項各号に掲げる事項を説明しなければならない。

（情報通信の技術を利用して提供する方法）

第四十二条　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2・3　［略］

（休日の承認の申請等）

第六十六条　商工組合中央金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して主務大臣等に提出するものとする。

一　［略］

二　令第十二条第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

2　［略］

3　商工組合中央金庫は、令第十二条第三項の規定により公衆の閲覧に供する場合には、商工組合中央金庫のウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。

4　商工組合中央金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業所の店頭に掲示するとともに、前項の方法により公衆の閲覧に供するものとする。

一～三　［略］

（営業時間）

第六十七条　［略］

2・3　［略］

4　商工組合中央金庫は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所の店頭に掲示するとともに、商工組合中央金庫のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。

一～三　［略］

5　［略］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2・3　［略］

（休日の承認の申請等）

第六十六条　商工組合中央金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して主務大臣等に提出するものとする。

一　［略］

二　令第十二条第三項の規定による掲示の方法を記載した書面

2　［略］

［新設］

3　商工組合中央金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業所の店頭に掲示するものとする。

一～三　［略］

（営業時間）

第六十七条　［略］

2・3　［略］

4　商工組合中央金庫は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所の店頭に掲示しなければならない。

一～三　［略］

5　［略］

（貸借対照表等の公告）

第八十二条　［略］

２　［略］

３　法第五十二条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

４～６　［略］

７　法第五十二条第六項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

８・９　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府厚生労働省令第十一号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）及び関係法令の規定に基づき、労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

厚生労働大臣　武見　敬三

労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令等の一部を改正する命令

（労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部改正）

第一条　労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年内閣府厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存）	（電磁的記録による保存）
第四条　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。	**第四条**　［同上］
一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法	一　［同上］
二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法	二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
［２・３　略］	［２・３　略］
（電磁的記録による作成）	（電磁的記録による作成）
第六条　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。	**第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。
（電磁的記録による交付等）	（電磁的記録による交付等）
第十一条　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。	**第十一条**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
２　［略］	２　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（労働金庫法施行規則の一部改正）

第二条　労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的方法） **第一条**　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号。以下「法」という。）第十三条第四項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［略］ （労働金庫法施行令に係る電磁的方法） **第二条**　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号。以下「令」という。）第一条の三第一項又は第一条の九第一項の規定により示すべき電磁的方法（法第十三条第四項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの イ　［略］ ロ　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二　［略］	（電磁的方法） **第一条**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［同上］ （労働金庫法施行令に係る電磁的方法） **第二条**　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］ ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二　［同上］

（電磁的記録）

第三条　法第二十三条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

（情報通信の技術を利用した提供）

第百五十二条の六　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［2・3　略］

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第百五十二条の七の三　準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

［2・3　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（電磁的記録）

第三条　法第二十三条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

（情報通信の技術を利用した提供）

第百五十二条の六　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［2・3　同上］

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第百五十二条の七の三　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

［2・3　同上］

（労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部改正）

第三条　労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令（平成六年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的方法） **第二十五条**　法第九条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［略］ （電磁的記録） **第二十六条**　法第二十二条第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令に係る電磁的方法） **第三十一条**　令第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの イ　［略］ ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二　［略］	（電磁的方法） **第二十五条**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［同上］ （電磁的記録） **第二十六条**　法第二十二条第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令に係る電磁的方法） **第三十一条**　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］ ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府令・厚生労働省令・農林水産省令第一号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志

協同組織金融機関の優先出資に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令

協同組織金融機関の優先出資に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年内閣府厚生労働省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 ［2・3　略］	（電磁的記録による保存） **第四条**　［同上］ 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ［2・3　同上］

（電磁的記録による交付等） **第八条**　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 2　［略］	（電磁的記録による交付等） **第八条**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府・経済産業省令第七号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、信用保証協会法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄
経済産業大臣　齋藤　健

信用保証協会法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令

信用保証協会法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府・経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、信用保証協会法第十五条第一項及び第十七条第一項の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。	（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、信用保証協会法第十五条第一項及び第十七条第一項の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法	一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法	二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
2・3　［略］	2・3　［略］
（電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、信用保証協会法第十七条第一項の規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。	（電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、信用保証協会法第十七条第一項の規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

デジタル庁令・省令

○デジタル庁・総務省令第十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一及び別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十六条　法別表第一の十六の項の主務省令で定める事務は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。	**第十六条**　法別表第一の十六の項の主務省令で定める事務は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二十条　法別表第二の二十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一　地方税法第十七条の過誤納金、同法第十七条の二の二の市町村徴収金関係過誤納金又は同法第十七条の二の四の還付加算金の還付に関する事務　納税者、特別徴収義務者又は第二次納税義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報 ［二～四　略］ 五　地方税法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項の均等割の非課税措置、同法第三十四条第一項第六号及び第三項並びに第三百十四条の二第一項第六号及び第三項の障害者控除、同法第三十四条第一項第八号及び第三百十四条の二第一項第八号の寡婦控除、同法第三十四条第一項第八号の二及び第三百十四条の二第一項第八号の二のひとり親控除、同法第三十四条第一項第十号及び第三百十四条の二第一項第十号の配偶者控除、同法第三十四条第一項第十号の二及び第三百十四条の二第一項第十号の二の配偶者特別控除、同法第三十四条第一項第十一号及び第四項並びに第三百十四条の二第一項第十一号及び第四項の扶養控除、同法第三百十一条の均等割の税率の軽減、同法附則第三条の三第一項、第二項、第四項若しくは第五項の所得割の非課税措置等、租税特別措置法第四十一条の三の三第一項の所得金額調整控除又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第四条第一項第三号の森林環境税の非課税措置の適用に関する事務　納税義務者又は当該納税義務者の配偶者、扶養親族若しくは当該納税義務者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報 ［六～八　略］ 九　地方税法第三百二十三条の市町村民税の減免又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第十一条第二号の森林環境税の免除に関する事務　納税義務者に係る生活保護実施関係情報 ［十～二十三　略］	**第二十条**　法別表第二の二十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一　地方税法第十七条の過誤納金又は同法第十七条の四の還付加算金の還付に関する事務　納税者、特別徴収義務者又は第二次納税義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報 ［二～四　同上］ 五　地方税法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項の均等割の非課税措置、同法第三十四条第一項第六号及び第三項並びに第三百十四条の二第一項第六号及び第三項の障害者控除、同法第三十四条第一項第八号及び第三百十四条の二第一項第八号の寡婦控除、同法第三十四条第一項第八号の二及び第三百十四条の二第一項第八号の二のひとり親控除、同法第三十四条第一項第十号及び第三百十四条の二第一項第十号の配偶者控除、同法第三十四条第一項第十号の二及び第三百十四条の二第一項第十号の二の配偶者特別控除、同法第三十四条第一項第十一号及び第四項並びに第三百十四条の二第一項第十一号及び第四項の扶養控除、同法第三百十一条の均等割の税率の軽減、同法附則第三条の三第一項、第二項、第四項若しくは第五項の所得割の非課税措置等又は租税特別措置法第四十一条の三の三第一項の所得金額調整控除の適用に関する事務　納税義務者又は当該納税義務者の配偶者、扶養親族若しくは当該納税義務者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報 ［六～八　同上］ 九　地方税法第三百二十三条の市町村民税の減免に関する事務　納税義務者に係る生活保護実施関係情報 ［十～二十三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、令和六年一月一日から施行する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

省令

○総務省令第九十九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の規定に基づき、並びに電気通信事業法を実施するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

総務大臣　松本　剛明

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準） **第二十三条の四**　法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。 ［一　略］ 二　削除 ［三・四　略］ 五　削除 ［六～十二　略］ ［２・３　略］ （認可接続約款等の公表） **第二十三条の八**　法第三十三条第十一項の規定による認可接続約款等の公表は、その実施の日から、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。 （卸電気通信役務に関する契約約款） **第二十五条の七の二**　［略］ ［２・３　略］ ４　第一項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。 （第一種適格電気通信事業者の指定の申請に係る接続約款の公表等） **第四十条の四の三**　［略］ ２　法第百八条第一項第二号の規定による接続約款の公表は、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。	（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準） **第二十三条の四**　［同上］ ［一　同上］ 二　第一種指定端末系伝送路設備における、き線点近傍の電柱等に設置される端子盤の側の箇所 ［三・四　同上］ 五　第一種指定市内交換局に設置されるＩインタフェース加入者モジュール（主として音声伝送役務の提供に用いられる第一種指定端末系交換等設備であつて電話役務の提供に用いられる設備を除くものをいう。）における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所 ［六～十二　同上］ ［２・３　同上］ （認可接続約款等の公表） **第二十三条の八**　法第三十三条第十一項の規定による認可接続約款等の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。 （卸電気通信役務に関する契約約款） **第二十五条の七の二**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　第一項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。 （第一種適格電気通信事業者の指定の申請に係る接続約款の公表等） **第四十条の四の三**　［同上］ ２　法第百八条第一項第二号の規定による接続約款の公表は、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

△

○

（申請等の方法）

第六十九条　次に掲げる申請、届出、申立て又は報告（以下「申請等」という。）をしようとする者は、当該申請等（ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。）をその者の住所（電気通信事業者（電気通信事業を営もうとする者を含む。）である外国法人等にあっては、国内代表者等の住所。次項において同じ。）を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経由して行うことができる。

［一～十四　略］

十五　法第三十九条において準用する法第三十五条第一項又は法第三十八条第一項の申立て

［十六～三十四　略］

［２　略］

様式第17の４の２（第23条の９の３関係）

［１　略］

２　データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

［表略］

［表略］

［注１～８　略］

９　「予測値の具体的な計算式等」の欄には、費用区分ごとに、注10に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。また、事業年度ごとに見込みの考え方が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。記載に当たつては、以下の記載例を踏まえて記載すること。

（記載例）

・・・の取組により・・・に係る費用の低減を見込む。

10　［略］

11　様式第17の４の９表１（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の実績値に対する予測値の比率）及び表２（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の前年度の予測値の比率）について、原価の「乖離が生じた理由」が一過性のものでないと考えられる場合は、それを踏まえて注10に規定する具体的な値を設定し、「予測値」の欄を記載すること。また、「予測値の具体的な計算式等」の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。記載に当たつては、以下の記載例を踏まえて記載すること。

（記載例）

様式第17の４の９の「乖離が生じた理由」より、・・・の傾向を踏まえ、・・・に係る費用の低減を見込む。

２の２　データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出

［表略］

［表略］

［注１～６　略］

７　「予測値の具体的な計算式等」の欄には、費用区分ごとに、注８に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。また、事業年度ごとに見込みの考え方が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。記載に当たつては、以下の記載例を踏まえて記載すること。

（記載例）

・・・の取組により・・・に係る費用の低減を見込む。

○

（申請等の方法）

第六十九条　［同上］

［一～十四　同上］

十五　法第三十九条において準用する法第三十八条第一項の申立て

［十六～三十四　同上］

［２　同上］

様式第17の４の２（第23条の９の３関係）

［１　同左］

２　［同左］

［表同左］

［表同左］

［注１～８　同左］

［新設］

９　［同左］

［新設］

２の２　［同左］

［表同左］

［表同左］

［注１～６　同左］

［新設］

8　［略］	7　［同左］
9　様式第17の４の９表１の２（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の実績値に対する予測値の比率）について、原価の「乖離が生じた理由」が一過性のものでないと考えられる場合は、それを踏まえて注８に規定する具体的な値を設定し、「予測値」の欄を記載すること。また、「予測値の具体的な計算式等」の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。記載に当たつては、以下の記載例を踏まえて記載すること。 （記載例） 様式第17の４の９の「乖離が生じた理由」より、・・・の傾向を踏まえ、・・・に係る費用の低減を見込む。	［新設］
［２の３～４　略］	［２の３～４　同左］
様式第17の４の４（第23条の９の３関係）	**様式第17の４の４**（第23条の９の３関係）
１　データ伝送交換機能の回線容量単位接続料に係る需要	１　［同左］
［表略］	［表同左］
［表略］	［表同左］
［注１～10　略］	［注１～10　同左］
11　「需要の算定方法等の詳細」の８．の欄には、注12に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。また、事業年度ごとに見込みの考え方が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。	［新設］
12　［略］	11　［同左］
13　様式第17の４の９表１（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の実績値に対する予測値の比率）及び表２（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の前年度の予測値の比率）について、需要の「乖離が生じた理由」が一過性のものでないと考えられる場合は、それを踏まえて注12に規定する具体的な値を設定し、「予測値」の欄を記載すること。また、「需要の算定方法等の詳細」の８．の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。	［新設］
１の２　データ伝送交換機能の回線数単位接続料に係る需要	１の２　［同左］
［表略］	［表同左］
［注１～４　略］	［注１～４　同左］
5　「予測値の具体的な計算式等」の欄には、注６に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。また、事業年度ごとに見込みの考え方が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。	［新設］
6　［略］	5　［同左］
7　様式第17の４の９表１の２（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の実績値に対する予測値の比率）について、需要の「乖離が生じた理由」が一過性のものでないと考えられる場合は、それを踏まえて注６に規定する具体的な値を設定し、「予測値」の欄を記載すること。また、「予測値の具体的な計算式等」の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。	［新設］
［１の３～３　略］	［１の３～３　同左］

様式第17の４の６（第23条の９の３関係）

役務別指定設備帰属明細表（レートベースの正味固定資産の算定）

事業年度　自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日

［１　略］

２　データ伝送役務

［表略］

［表略］

［注１～８　略］

９　「予測値の具体的な計算式等」の欄には、資産区分ごとに、注10に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。また、事業年度ごとに見込みの考え方が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

10　［略］

11　様式第17の４の９表１（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の実績値に対する予測値の比率）、表１の２（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の実績値に対する予測値の比率）及び表２（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の前年度の予測値の比率）について、利潤の「乖離が生じた理由」が正味固定資産に係る場合であり、一過性のものでないと考えられる場合は、それを踏まえて注10に規定する具体的な値を設定し、「予測値」の欄を記載すること。また、「予測値の具体的な計算式等」の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。

様式第17の４の10（第23条の９の３関係）

１　データ伝送交換機能の接続料原価抽出の手順

［表略］

注１　ステップ１、ステップ２及びステップ３における費用の抽出に係る手順は、基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第２項に規定する基礎事業年度をいう。）に係る実績値を算定する際に用いたものを記載すること。

２　備考欄に、各ステップにおける費用の抽出に係る手順や考え方について、前事業年度からの変化の有無及び、変化が生じた場合はその理由を記載すること。

［２の１・２の２　略］

様式第19の２（第25条の９関係）

特定卸電気通信役務の提供に係る命令申立書

［略］

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
［略］	

［注　略］

様式第17の４の６（第23条の９の３関係）

役務別指定設備帰属明細表（レートベースの正味固定資産の算定）

事業年度　自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日

［１　同左］

２　［同左］

［表同左］

［表同左］

［注１～８　同左］

［新設］

９　［同左］

［新設］

様式第17の４の10（第23条の９の３関係）

１　［同左］

［表同左］

注　ステップ１、ステップ２及びステップ３における費用の抽出に係る手順は、基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第２項に規定する基礎事業年度をいう。）に係る実績値を算定する際に用いたものを記載すること。

［２の１・２の２　同左］

様式第19の２（第25条の９関係）

特定卸電気通信役務の提供に係る命令申立書

［同左］

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
［同左］	

［注　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正）

第二条　第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（用語）	（用語）
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
２　この省令の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。	２　［同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項（関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項、六の二の項、六の三の項及び九の項から九の四の項までの機能（以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。）に係る設備、接続料規則第二条第二項第一号の三に規定する第一種指定ワイヤレス固定電話用設備（固定端末系伝送路設備であるものを除く。）並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。	五　「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項（関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項、六の二の項（一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般県間中継系ルータ交換伝送機能に限る。）、六の三の項及び九の項から九の四の項までの機能（以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。）に係る設備並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。
［六・七　略］	［六・七　同上］
（勘定科目、接続会計財務諸表、接続会計報告書及び接続会計整理手順書）	（勘定科目、接続会計財務諸表、接続会計報告書及び接続会計整理手順書）
第六条　［略］	**第六条**　［同上］
２　前項の接続会計財務諸表を作成するに当たっては、別表第一の勘定科目の項に属する資産又は費用の項目のうち、光信号の伝送に係るものについては、都道府県の区域ごとに区分して会計を整理しなければならない。	２　前項の接続会計財務諸表を作成するに当たっては、別表第一の勘定科目の項に属する資産又は費用の項目のうち、光信号の伝送に係るものについては、法第三十三条第一項の総務省令で定める区域ごとに区分して会計を整理しなければならない。
［３・４　略］	［３・４　同上］
（接続会計報告書等の公表等）	（接続会計報告書等の公表等）
第十条　事業者は、第六条第一項の接続会計報告書及び接続会計整理手順書（以下「接続会計報告書等」という。）を、毎事業年度経過後四月以内に総務大臣に提出しなければならない。	**第十条**　事業者は、第六条第一項の接続会計報告書及び接続会計整理手順書（以下「接続会計報告書等」という。）を、毎事業年度経過後四月以内に書面又は別に定める磁気ディスクにより総務大臣に提出しなければならない。
２　事業者は、接続会計報告書等を総務大臣に提出した日から、インターネットを利用することにより、接続会計報告書等を公表しなければならない。	２　事業者は、接続会計報告書等の写しを、営業所（商業登記簿に登記した本店又は支店に限る。）に備え置き、接続会計報告書等を総務大臣に提出した日から五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。
３　前項の公表は、公表の日から起算して五年を経過する日までの間、行わなければならない。	３　事業者は、接続会計報告書等の写しを、刊行物の発行その他の適切な方法により公表しなければならない。
４　前二項の規定にかかわらず、事業者は、総務大臣の許可を受けて、その事業上の秘密の保持の必要により接続会計報告書等の一部を公表しないことができる。	４　前二項の規定にかかわらず、事業者は、総務大臣の許可を受けて、その事業上の秘密の保持の必要により接続会計報告書等の一部を公衆の縦覧に供しないこと又は公表しないことができる。

別表第一〔第２条・第６条・第７条・第８条〕

勘　定　科　目　表

資　産

科　目	款（原価部門）	項
１　電気通信事業固定資産 ⑴有形固定資産	第一種指定設備管理部門	１　一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。） 一般第一種指定中継ルータ 一般第一種指定県間中継ルータ ＳＩＰサーバ セッションボーダコントローラ ＥＮＵＭサーバ ＩＰ電話用ＤＮＳサーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。） 網終端装置（ＩＰ―ＶＰＮサービスに係るもの） 網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの） 収容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） 中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） 伝送路 （何） ２　特別第一種指定設備 端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの） 主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）

別表第一〔第２条・第６条・第７条・第８条〕

勘　定　科　目　表

資　産

科　目	款（原価部門）	項
１　電気通信事業固定資産 ⑴有形固定資産	第一種指定設備管理部門	１　一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。） 一般第一種指定中継ルータ 一般第一種指定県間中継ルータ ＳＩＰサーバ セッションボーダコントローラ ＥＮＵＭサーバ ＩＰ電話用ＤＮＳサーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。） 網終端装置（ＩＰ―ＶＰＮサービスに係るもの） 網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの） 収容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） 中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） 伝送路 （何） ２　特別第一種指定設備 端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの） 主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）

			端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの） 主配線盤（光信号の伝送に係るもの） 公衆電話設備 端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）			端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの） 主配線盤（光信号の伝送に係るもの） 公衆電話設備 端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	
			端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）			端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）	
			端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）			端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	
			端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの）			端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）	
			中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）			中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	
			中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）			中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）	

		信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 （何） 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定
	第一種指定設備利用部門	［略］
	支援設備（補助部門）	［略］
	全般管理（補助部門）	［略］
［略］		

費用
営業費用

［表略］

収益
営業収益

［表略］

［㈱　略］

別表第二〔第６条・第８条〕

接続会計財務諸表様式

［**様式第１・様式第２**　略］

		信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 （何） 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定
	第一種指定設備利用部門	［同左］
	支援設備（補助部門）	［同左］
	全般管理（補助部門）	［同左］
［同左］		

費用
営業費用

［表同左］

収益
営業収益

［表同左］

［㈱　同左］

別表第二〔第６条・第８条〕

接続会計財務諸表様式

［**様式第１・様式第２**　同左］

様式第３

固定資産帰属明細表

（単位　円）

| | | |

機械設備																										
市内機械設備			市外機械設備			電報機械設備			伝送機械設備			無線機械設備			電力設備			電話番号案内設備			監視設備			（　　）		
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

空中線設備	通信衛星設備	端末設備	線路設備		土木設備	海底線設備	建物	構築物
			市内線路設備	市外線路設備				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

| | | |

［様式第３の２　同左］

様式第４

設備区分別費用明細表

（単位　円）

［同左］			
［同左］			
折返し通信路設定機能に係る設備			
番号案内データベース及び番号案内設備			
［同左］			
うちルーティング伝送機能に係るもの			
中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）			
［同左］			
うちルーティング伝送機能に係るもの			
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）			
［同左］			
うちルーティング伝送機能に係るもの			
端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）			
［同左］			
特別第一種指定設備			
［同左］			
第一種指定設備管理部門計			
営業費			
うち貸倒損失			

［様式第３の２　略］

様式第４

設備区分別費用明細表

（単位　円）

［略］			
［略］			
番号案内データベース及び番号案内設備			
［略］			
中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）			
［略］			
うちルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの			
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）			
［略］			
端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）			
［略］			
特別第一種指定設備			
［略］			
第一種指定設備管理部門計			
営業費			
うち貸倒損失			

| | | |

改正後

（用語）

第二条　［略］

２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

［一～六の三　略］

七　削除

八　削除

［九～十五　略］

（法定機能の区分、内容及び対象設備等）

第四条　法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。

機能の区分	内容	対象設備
一　端末回線伝送機能		
帯域透過端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するものを除く。）	［略］

改正前

（用語）

第二条　［同上］

２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

［一～六の三　同上］

七　特別第一種指定収容ルータ　第一種指定端末系交換等設備に該当するルータであって、一般第一種指定収容ルータ又は第一種指定ワイヤレス固定電話用設備であるルータ以外のものをいう。

八　特別第一種指定ルータ　第一種指定端末系交換等設備又は第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであって、一般第一種指定ルータ又は第一種指定ワイヤレス固定電話用設備であるルータ以外のものをいう。

［九～十五　同上］

（法定機能の区分、内容及び対象設備等）

第四条　［同上］

機能の区分	内容	対象設備
一　端末回線伝送機能		
一般帯域透過端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。）	［同上］
特別帯域透過端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの及びき線点近傍の電柱等から	

［略］	［略］	［略］	
	二　端末系交換機能	［略］	
		信号制御交換機能	［略］
			第一種指定加入者交換機において特定の電気通信番号を識別し、信号用伝送路設備を介して伝送される信号により当該第一種指定加入者交換機を制御する機能
			［略］
	三　削除		
［略］			

［同上］	［同上］	［同上］	
	二　端末系交換機能	［同上］	
		信号制御交換機能	［同上］
			第一種指定加入者交換機において特定の電気通信番号を識別し、信号用伝送路設備を介して伝送される信号により当該第一種指定加入者交換機を制御する機能
		優先接続機能	電気通信事業者の電気通信設備を識別する電気通信番号を第一種指定加入者交換機に登録し、当該第一種指定加入者交換機により、加入者回線ごとにあらかじめ指定された電気通信事業者の電気通信設備に優先的に接続するために、その登録した電気通信番号を識別する機能
	三　折返し通信路設定機能		端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、第一種指定加入者交換機に収容されている特定の端末系伝送路設備を識別して、当該端末系伝送路設備への通信路の設定を行う機能
［同上］			Ｉインタフェース加入者モジュール又はこれに相当する設備

六の二　ルーティング伝送機能	［略］	
	一般県間中継系ルータ交換伝送機能	第一種指定県間中継ルータ設備等（関門系ルータ以外の一般第一種指定県間中継ルータ、一般第一種指定県間中継ルータと一般第一種指定県間中継ルータとの間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備、一般第一種指定県間中継ルータ間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備及び関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ又は第一種指定県間中継ルータと関門系ルータとの間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備をいう。以下同じ。）により通信の交換及び伝送を行う機能（特定のパケットについて優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。）
	第一種指定県間中継系ルータ設備等	

（自己資本費用）

［略］

第十二条　［略］

［2　略］

3　第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値又は主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

$$\text{期待自己資本利益率} = \text{リスクの低い金融商品の平均金利} + \beta \times \left(\frac{\text{主要企業の平均自己資本利益率}}{\text{}} - \text{リスクの低い金融商品の平均金利} \right)$$

［4　略］

六の二　ルーティング伝送機能	［同上］	
	一般県間中継系ルータ交換伝送機能	第一種指定県間中継ルータ設備等（関門系ルータ以外の一般第一種指定県間中継ルータ、一般第一種指定県間中継ルータと一般第一種指定県間中継ルータとの間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備、一般第一種指定県間中継ルータ間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備及び関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ又は第一種指定県間中継ルータと関門系ルータとの間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備をいう。以下同じ。）により通信の交換及び伝送を行う機能（特定のパケットについて優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。）
	特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定収容ルータで接続する場合における特別第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能
	第一種指定県間中継系ルータ設備等	特別第一種指定ルータ及び当該特別第一種指定ルータに係る伝送路設備並びにこれと一体として設置される通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く。）

（自己資本費用）

［同上］

第十二条　［同上］

［2　同上］

3　第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、他産業における主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

$$\text{期待自己資本利益率} = \text{リスクの低い金融商品の平均金利} + \beta \times \left(\frac{\text{他産業における主要企業の平均自己資本利益率}}{\text{}} - \text{リスクの低い金融商品の平均金利} \right)$$

［4　同上］

５　第三項の規定にかかわらず、第一種指定設備管理運営費の額が第十条第一項に掲げる式により計算される場合（対象設備等を撤去した際の残存価額相当額の支払いを要する場合に限る。）においては、第一項の自己資本利益率は過去三年間のリスクの低い金融商品の平均金利の平均値又は主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

（端末系交換機能等の接続料）

第十五条　第四条の表二の項の機能（メタル回線収容機能、加入者交換機能及び信号制御交換機能に限る。）及び五の項の中継交換機能の接続料は、少なくとも、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能の別に、それぞれの機能に関連する部分の費用が対象設備等の費用に対して占める比率等を勘案して設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

［２・３　略］

（端末回線伝送機能等の接続料）

第十七条　第四条の表一の項の機能（帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、総合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。次項において同じ。）、三の二の項の機能、三の三の項の機能、六の項の機能（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。次項において同じ。）及び六の三の項から七の項までの機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

２　前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表一の項の機能、三の二の項の機能、三の三の項の機能、六の項の機能及び七の項の機能については、回線容量にあっては少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあっては芯線数ごとに、それぞれ細分化して設定するものとする。

第十七条の二　第四条の表一の項の機能（帯域透過端末回線伝送機能に限る。）の接続料は、回線数を単位として設定するものとする。

２　第四条の表一の項の帯域透過端末回線伝送機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。）に係る原価及び利潤の総額を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもって設定するものとする。

［削る］

［削る］

５　第三項の規定にかかわらず、第一種指定設備管理運営費の額が第十条第一項に掲げる式により計算される場合（対象設備等を撤去した際の残存価額相当額の支払いを要する場合に限る。）においては、第一項の自己資本利益率は過去三年間のリスクの低い金融商品の平均金利の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

（端末系交換機能等の接続料）

第十五条　第四条の表二の項の機能（メタル回線収容機能、加入者交換機能、信号制御交換機能及び優先接続機能に限る。）及び五の項の中継交換機能の接続料は、少なくとも、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能の別に、それぞれの機能に関連する部分の費用が対象設備等の費用に対して占める比率等を勘案して設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

［２・３　同上］

（端末回線伝送機能等の接続料）

第十七条　第四条の表一の項の機能（帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、総合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。次項において同じ。）、三の項から三の三の項までの機能、六の項の機能（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。次項において同じ。）、六の二の項の特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能及び六の三の項から七の項までの機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

２　前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表一の項、三の項から三の三の項まで、六の項及び七の項の機能については、回線容量にあっては少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあっては芯線数ごとに、それぞれ細分化して設定するものとする。

第十七条の二　第四条の表一の項の機能（一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。）の接続料は、回線数を単位として設定するものとする。

２　第四条の表一の項の一般帯域透過端末回線伝送機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。）に係る原価及び利潤の総額（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。）を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。）で除して得た額をもって設定するものとする。

３　第四条の表一の項の特別帯域透過端末回線伝送機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価及び利潤の総額（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）で除して得た額をもって設定するものとする。

４　前項の規定にかかわらず、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）が零である場合にあっては、第四条の表一の項の特別帯域透過端末回線伝送機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価及び利潤の総額（き線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間の設備に係るものを除く。）を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもって設定するものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の一部改正）

第四条　東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令（平成十五年総務省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定接続料） **第三条**　法附則第十六条第一項の総務省令で定める接続料は、接続料規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料とする。	（特定接続料） **第三条**　法附則第十六条第一項の総務省令で定める接続料は、接続料規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料とする。

（接続料規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 ［1～14　略］ 15　令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する都道府県の区域（当該事業者が固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。）を設置する都道府県の区域に限る。）以外の都道府県の区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。 ［16・17　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	**附　則** ［1～14　同上］ 15　令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する都道府県の区域（当該事業者が固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。）を設置する都道府県の区域に限る。）以外の都道府県の区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。 ［16・17　同上］

（第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正）

第六条　第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（個別注記表、役務別固定資産帰属明細表、移動電気通信役務収支表、接続会計報告書及び配賦整理書）

第五条　事業者は、別表第一による個別注記表、別表第二による役務別固定資産帰属明細表、別表第三による移動電気通信役務収支表、別表第四による接続会計報告書並びに別表第五による役務別固定資産整理表及び別表第六による移動電気通信役務費用整理表を含む当該役務別固定資産帰属明細表及び当該移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）を作成しなければならない。ただし、移動電気通信役務のうち、音声伝送役務又はデータ伝送役務のいずれかのみを提供する事業者にあっては、別表第五による役務別固定資産整理表及び別表第六による移動電気通信役務費用整理表を作成しないことができる。

（接続会計報告書及び配賦整理書の提出）

第九条　事業者は、第五条の接続会計報告書及び配賦整理書（次条において「接続会計報告書等」という。）を、毎事業年度経過後三月以内に総務大臣に提出しなければならない。

［削る］

（接続会計報告書等の公表等）

第十条　事業者は、接続会計報告書等を総務大臣に提出した日から、インターネットを利用することにより、接続会計報告書等を公表しなければならない。

２　前項の公表は、公表の日から起算して五年を経過する日までの間、行わなければならない。

３　前二項の規定にかかわらず、事業者は、その事業上の秘密の保持の必要により、接続会計報告書等のうち別表第五による役務別固定資産整理表及び別表第六による移動電気通信役務費用整理表を公表しないことができる。

別表第四（第５条、第９条及び第10条関係）

接続会計報告書

［略］

会社名
代表者の役職氏名
本店の所在の場所
電話番号
連絡者
接続会計報告書の公表を行うウェブサイトのアドレス

［略］

改正前

（個別注記表、役務別固定資産帰属明細表、移動電気通信役務収支表、接続会計報告書及び配賦整理書）

第五条　事業者は、別表第一による個別注記表、別表第二による役務別固定資産帰属明細表、別表第三による移動電気通信役務収支表、別表第四による接続会計報告書並びに当該役務別固定資産帰属明細表及び当該移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）を作成しなければならない。

（接続会計報告書及び配賦整理書の提出）

第九条　事業者は、第五条の接続会計報告書及び配賦整理書（次条において「接続会計報告書等」という。）を、毎事業年度経過後三月以内に書面又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）に係る記録媒体により総務大臣に提出しなければならない。

２　前項の規定により電磁的方法に係る記録媒体により提出する場合には、事業者の氏名及び住所並びに提出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

（接続会計報告書等の公表等）

第十条　事業者は、接続会計報告書等の写しを、営業所その他の事業所に備え置き、接続会計報告書等を総務大臣に提出した日から五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

２　事業者は、接続会計報告書等の写しを、刊行物の発行その他の適切な方法により公表しなければならない。

［新設］

別表第四（第５条、第９条及び第10条関係）

接続会計報告書

［同左］

会社名
代表者の役職氏名
本店の所在の場所
電話番号
連絡者
接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所
名称　　所在地

［同左］

別表第五　役務別固定資産整理表の様式（第５条及び第10条関係）

役務別固定資産整理表

事業者名

事業年度　自　　年　　月　　日
　　至　　年　　月　　日

様式第１　直課及び配賦に係る固定資産価額

（単位　円）

役務の種類	移動電気通信役務						合計
	音声伝送役務			データ伝送役務			
	直課している固定資産価額	配賦している固定資産価額	小計	直課している固定資産価額	配賦している固定資産価額	小計	
電気通信事業固定資産（帳簿価額）							
有形固定資産							
機械設備							
空中線設備							
通信衛星設備							
端末設備							
市内線路設備							
市外線路設備							
土木設備							
海底線設備							
建物							
構築物							
機械及び装置							
車両及び船舶							
工具、器具及び備品							
休止設備							
土地							
リース資産							
建設仮勘定							
有形固定資産合計							
無形固定資産合計							
電気通信事業固定資産合計							

［新設］

様式第２　主要な直課対象の固定資産項目

	主要な直課対象の固定資産項目	当該固定資産項目の価額（単位：円）	当該固定資産項目を直課している電気通信役務の別	当該固定資産項目を直課している理由
有形固定資産				
機械設備				
空中線設備				
通信衛星設備				
端末設備				
市内線路設備				
市外線路設備				
土木設備				
海底線設備				
建物				
構築物				
機械及び装置				
車両及び船舶				
工具、器具及び備品				
休止設備				
土地				
リース資産				
建設仮勘定				
無形固定資産				

（記載上の注意）

１　「主要な直課対象の固定資産項目」の欄には、各固定資産について具体的な内容が分かるように個別に列挙すること。

２　「当該固定資産項目を直課している電気通信役務の別」の欄には、音声伝送役務又はデータ伝送役務のいずれかを記載すること。

３　全ての固定資産区分について、本様式及び様式第３の各欄に記載する主要な固定資産項目の価額の合計額が、当該主要な固定資産項目が構成する固定資産区分全体の三分の二以上となるようにすること。

様式第３　主要な配賦対象の固定資産項目

	主要な配賦対象の固定資産項目	当該固定資産項目の価額（単位：円）	当該固定資産項目の配賦基準	当該配賦基準の具体的な比率	当該配賦基準を採用する理由等
有形固定資産					
機械設備					
空中線設備					
通信衛星設備					
端末設備					
市内線路設備					
市外線路設備					
土木設備					
海底線設備					
建物					
構築物					
機械及び装置					
車両及び船舶					
工具、器具及び備品					
休止設備					
土地					
リース資産					
建設仮勘定					
無形固定資産					

（記載上の注意）

1　「主要な配賦対象の固定資産項目」の欄には、各固定資産について具体的な内容が分かるように個別に列挙すること。

2　「当該配賦基準を採用する理由等」の欄には、当該配賦基準を採用する理由、当該配賦基準の定義及び具体的な計算方法の詳細を記載すること。

3　全ての固定資産区分について、様式第２及び本様式の各欄に記載する主要な固定資産項目の価額の合計額が、当該主要な固定資産項目が構成する固定資産区分全体の三分の二以上となるようにすること。

別表第六　移動電気通信役務費用整理表の様式（第５条及び第10条関係）

移動電気通信役務費用整理表

事業者名

事業年度　自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日

様式第１　直課及び配賦に係る費用項目

（単位　円）

役務の種類	移動電気通信役務						
	音声伝送役務			データ伝送役務			合計
	直課している費用	配賦している費用	小計	直課している費用	配賦している費用	小計	
施設保全費							
減価償却費							

様式第２　主要な直課対象の費用項目

	主要な直課対象の費用項目	当該費用項目の費用（単位：円）	当該費用項目を直課している電気通信役務の別	当該費用項目を直課している理由
施設保全費				
減価償却費				

（記載上の注意）

１　「主要な直課対象の費用項目」の欄には、各費用について具体的な内容が分かるように個別に列挙すること。

２　「当該費用項目を直課している電気通信役務の別」の欄には、音声伝送役務又はデータ伝送役務のいずれかを記載すること。

３　いずれの費用区分についても、本様式及び様式第３の各欄に記載する主要な費用項目の費用の合計額が、当該主要な費用項目が構成する費用区分全体の三分の二以上となるようにすること。

［新設］

様式第３　主要な配賦対象の費用項目

	主要な配賦対象の費用項目	当該費用項目の費用（単位：円）	当該費用項目の配賦基準	当該配賦基準の具体的な比率	当該配賦基準を採用する理由等
施設保全費					
減価償却費					

（記載上の注意）

１　「主要な配賦対象の費用項目」の欄には、各費用について具体的な内容が分かるように個別に列挙すること。

２　「当該配賦基準を採用する理由等」の欄には、当該配賦基準を採用する理由、当該配賦基準の定義及び具体的な計算方法の詳細を記載すること。

３　いずれの費用区分についても、様式第２及び本様式の各欄に記載する主要な費用項目の費用の合計額が、当該主要な費用項目が構成する費用区分全体の三分の二以上となるようにすること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第七条　第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 **第七条**　新接続料規則第四章及び第五章の規定（第七条、第八条（第一項及び第二項本文に限る。）、第九条（第一項及び第二項本文に限る。）、第十一条（第三項ただし書を除く。）、第十二条（第五項を除く。）、第十三条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第十三条、第十四条（第二項ただし書を除く。）、第十五条（第三項を除く。）、第十六条並びに第十八条の三の規定に限る。）及び別表第一の一から別表第五までの規定、新平成十七年改正省令附則第六項から第八項まで及び第十二項から第十五項までの規定並びに新平成二十五年改正省令附則第六項及び第七項の規定は、附則別表第二の要素機能の区分の欄及び内容の欄に定める要素機能に係る単位費用の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	**附　則** **第七条**　［同上］

［略］		
新接続料規則第十五条第一項	第四条の表二の項の機能（メタル回線収容機能、加入者交換機能及び信号制御交換機能に限る。）及び五の項の中継交換機能	［略］
［略］		

［同上］		
新接続料規則第十五条第一項	第四条の表二の項の機能（メタル回線収容機能、加入者交換機能、信号制御交換機能及び優先接続機能に限る。）及び五の項の中継交換機能	［同上］
［同上］		

新平成十七年改正省令附則第十五項	規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

新平成十七年改正省令附則第十五項	規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能	［同上］

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条中第一種指定電気通信設備接続料規則第四条の表二の項の改正規定、第四条、第五条及び第七条の規定は、令和六年三月一日から施行する。

（準備行為）

第二条　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新規則」という。）の施行の際現に電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても当該申請に係る接続約款の変更の申請をすることができる。

2　総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた接続約款の変更は、新規則の施行の日において、法第三十三条第二項の規定による認可を受けたものとみなす。

3　第一項の申請に係る接続約款の変更の認可の処分の日が新規則の施行後となる場合において、新規則の施行の際現に法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

（経過措置）

第三条　この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定（第十条の規定を除く。）は、この省令の施行の日以後終了する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。

2　この省令による改正後の第二種指定電気通信設備接続会計規則の規定（第十条の規定を除く。）は、この省令の施行の日以後終了する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。

3　この省令の施行の日の属する事業年度に係る日本電信電話株式会社等に関する法律附則第十六条第一項の規定による金銭の交付については、この省令による改正後の東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○総務省令第百号

有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、有線電気通信法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

総務大臣　松本　剛明

有線電気通信法施行規則等の一部を改正する省令

（有線電気通信法施行規則の一部改正）

第一条　有線電気通信法施行規則（昭和二十八年郵政省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（陸揚局における異常又は不審な事象の報告）

第八条　法第四条ただし書の許可を受けた者のうち、その者の当該許可に係る有線電気通信設備（電気通信事業者がその一部を電気通信事業の用に供するものに限る。以下「本邦外設置有線電気通信設備」という。）の数（本邦内の陸揚地点が二以上である本邦外設置有線電気通信設備については、当該陸揚地点の数をその本邦外設置有線電気通信設備の数とする。）の本邦外設置有線電気通信設備の数の総数に対する割合が十分の一以上であるものとして総務大臣が指定するもの（以下「指定本邦外設置有線電気通信設備設置者」という。）は、その本邦外設置有線電気通信設備の本邦内の陸揚局における異常又は不審と認められる事象が生じたときは、速やかにその発生日時及び場所、概要、原因、措置模様その他参考になる事項について適当な方法により総務大臣に報告するとともに、その事象の発生を知つた日から三十日以内に別紙様式第九により総務大臣に報告しなければならない。

2　総務大臣は、指定本邦外設置有線電気通信設備設置者について前項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定本邦外設置有線電気通信設備設置者について同項の規定による指定を解除するものとする。

3　総務大臣は、第一項の規定により指定をしたとき又は前項の規定により指定を解除したときには、当該指定本邦外設置有線電気通信設備設置者にその旨を通知するものとする。

第九条　［略］

第九条の二　［略］

（検査職員の証明書）

第十条　法第六条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式は、別紙様式第十のとおりとする。

第十一条　［略］

第十二条　［略］

（調書）

第十三条　［略］

［2　略］

3　審査請求人又はその代理人は、電子メールの送信その他の方法により提供された当該事案の調書を閲覧することができる。行政不服審査法第十三条第一項の規定により審理員の許可を得た者及び前条第三項の規定により審理員の許可を得た者並びにこれらの代理人も同様とする。

第十四条　［略］

別紙様式第七（第７条関係）

本邦外設置事項書

［1　略］

2　設備の使用の態様

［削る］

(1)　設備の設置の場所

(2)　総延長

(3)　電気通信事業の用に供する場合にあつては、当該電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の回線容量（総容量及び設置者等が保有する容量）

(4)　電気通信事業の用に供する場合にあつては、陸揚局の所有者及び管理者並びに陸揚局の管理の状況

(5)　陸揚局に接続される電気通信設備の設置者、概要及び設置の場所等

改正前

［新設］

第八条　［同上］

第八条の二　［同上］

（検査職員の証明書）

第九条　法第六条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式は、別紙様式第九のとおりとする。

第十条　［同上］

第十一条　［同上］

（調書）

第十二条　［同上］

［2　同上］

3　審査請求人又はその代理人は、当該事案の調書を閲覧することができる。行政不服審査法第十三条第一項の規定により審理員の許可を得た者及び前条第三項の規定により審理員の許可を得た者並びにこれらの代理人も同様とする。

第十三条　［同上］

別紙様式第七（第７条関係）

本邦外設置事項書

［1　同左］

2　設備の使用の態様

注　陸揚局に接続される電気通信設備がある場合は、当該設備の設置者、概要、設置の場所等を記入すること。

［新設］

［３～８　略］

９　その他参考事項

注１　設備の設置の場所については、電気通信事業の用に供する場合にあつては、複数の地点における緯度及び経度を記入すること。

２　電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の回線容量（総容量及び設置者等が保有する容量）については、申請時において未確定の場合は、申請時に予想される回線容量を記載すること。

３　通信事項については、電気通信事業の用に供する場合においては、その旨を記載すること。

４　陸揚地点及び陸揚局の設置の場所については、陸揚地点の市区町村名及び陸揚局の所在地を記載すること。

５　当該設備の本邦外の地域における陸揚の許可の有無については、陸揚の許可を受けた場合にあつては、当該許可を受けた者を記載すること。

６　その他参考事項については、設備に係る建設保守に関する協定又は契約を締結する場合は、当該協定又は契約の相手方に関する事項を記載し、当該協定書又は契約書の写しを添付すること。

別紙様式第九（第８条関係）

本邦外設置有線電気通信設備の陸揚局における異常又は不審な事象の報告

年　　月　　日

総務大臣　殿

報告者　郵便番号

（ふりがな）

住　　所（法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）

（ふりがな）

氏　　名（共同設備の設置者にあつては、以下に共同設置者の住所及び氏名を連記すること。）

発生年月日及び時刻	
発生場所	
当該事態の全体概要	
当該事態により影響を受けた電気通信設備の概要	
措置模様（対応状況。復旧予定日時を含む。）	
発生原因	
再発防止策	

別紙様式第十（第10条関係）

［略］

［３～８　同左］

９　その他参考事項

［新設］

［新設］

別紙様式第九（第９条関係）

［同左］

備考　表中［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第二条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二十九条　法第四十四条第二項の総務省令で定める管理規程の内容は、次のとおりとする。 ［一～六　略］ 2　前項各号に掲げる事項は、本邦内の場所と本邦外の場所との間に設置される海底ケーブルについて他の設備と別に記載し、総務大臣が別に告示する細目を含むものでなければならない。 （調書） **第六十四条**　［略］ ［2　略］ 3　審査請求人又はその代理人は、電子メールの送信その他の方法により提供された当該事案の調書を閲覧することができる。行政不服審査法第十三条第一項の規定により審理員の許可を得た者及び前条第三項の規定により審理員の許可を得た者並びにこれらの代理人も同様とする。	**第二十九条**　［同上］ ［一～六　同上］ 2　前項各号に掲げる事項には、総務大臣が別に告示する細目を含むものでなければならない。 （調書） **第六十四条**　［同上］ ［2　同上］ 3　審査請求人又はその代理人は、当該事案の調書を閲覧することができる。行政不服審査法第十三条第一項の規定により審理員の許可を得た者及び前条第三項の規定により審理員の許可を得た者並びにこれらの代理人も同様とする。

（一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部改正）

第三条　一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令（平成二十三年総務省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（一般放送の業務の届出等） **第一条**　［略］ 2　前項の規定により一般放送の業務の届出を行う場合においては、有線電気通信法施行規則第一条及び第九条並びに放送法施行規則第二百十六条の規定にかかわらず、別記第1様式の届出書にその写し一通（届出に係る有線電気通信設備の設置の場所が二以上の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域にわたるときは、これらの総合通信局の数と同数）を添えて、当該一般放送の業務区域（その区域が二以上の総合通信局の管轄区域にわたるときは、その主たる部分）を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して提出するものとする。	（一般放送の業務の届出等） **第一条**　［同上］ 2　前項の規定により一般放送の業務の届出を行う場合においては、有線電気通信法施行規則第一条及び第八条並びに放送法施行規則第二百十六条の規定にかかわらず、別記第1様式の届出書にその写し一通（届出に係る有線電気通信設備の設置の場所が二以上の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域にわたるときは、これらの総合通信局の数と同数）を添えて、当該一般放送の業務区域（その区域が二以上の総合通信局の管轄区域にわたるときは、その主たる部分）を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して提出するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に有線電気通信法第四条ただし書の許可を受けている者は、この省令による改正後の有線電気通信法施行規則別紙様式第七の書類（本邦外設置有線電気通信設備に係るものに限る。）を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。

第三条　電気通信事業者は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第四十四条第一項又は第三項の規定により届け出ている管理規程について、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則の規定に合致させるため、この省令の施行の日から令和六年四月三十日までに同条第三項の規定に基づく変更の届出をしなければならない。

○総務省令第百一号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定に基づき、郵便法施行規則及び国際郵便規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

総務大臣　松本　剛明

郵便法施行規則及び国際郵便規則の一部を改正する省令

（郵便法施行規則の一部改正）

第一条　郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（被災者に対する郵便葉書等の無償交付） **第二条**　日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、法第十八条の規定による料額印面の付いた郵便葉書及び郵便書簡の無償交付をするときは、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条第一項に規定する被救助者であって、同法第四条第一項第一号に掲げる救助（応急仮設住宅の供与を除く。）又は同項第三号に掲げる救助を受けるものを対象としてするものとする。この場合において、会社は、交付を受けることができる者の範囲、交付枚数、交付期間及び交付方法を当該交付事務を取り扱うその営業所において掲示するとともに、法第六十九条の規定による公衆の閲覧に供しなければならない。 （被災者が差し出す郵便物の料金免除） **第三条**　会社は、法第十八条の規定による郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）の免除をするときは、次に掲げる条件に該当する第一種郵便物、通常葉書及び法第二十七条第二号に掲げる郵便物の料金又は特殊取扱の料金につきするものとする。この場合において、会社は、取扱期間その他の取扱条件を当該取扱いを行うその営業所において掲示するとともに、法第六十九条の規定による公衆の閲覧に供しなければならない。 ［一・二　略］ （救助用の郵便物の料金免除） **第四条**　会社は、法第十九条第一項の規定による郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）の免除をするときは、現金を内容とする郵便物（書留以外の特殊取扱としないものに限る。）の料金若しくは特殊取扱の料金又は現金以外の物を内容とする郵便物（特殊取扱としないものに限る。）の料金につきするものとする。この場合において、会社は、取扱期間、受取人その他の取扱条件をその営業所において掲示するとともに、法第六十九条の規定による公衆の閲覧に供しなければならない。 ［2　略］ （寄附金を内容とする郵便物の料金免除） **第五条**　会社は、法第十九条第二項の規定による郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）の免除をするときは、現金を内容とする郵便物（書留以外の特殊取扱としないものに限る。）の料金又は特殊取扱の料金につきするものとする。この場合において、会社は、取扱期間、受取人その他の取扱条件をその営業所において掲示するとともに、法第六十九条の規定による公衆の閲覧に供しなければならない。 ［2　略］	（被災者に対する郵便葉書等の無償交付） **第二条**　日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、法第十八条の規定による料額印面の付いた郵便葉書及び郵便書簡の無償交付をするときは、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条第一項に規定する被救助者であって、同法第四条第一項第一号に掲げる救助（応急仮設住宅の供与を除く。）又は同項第三号に掲げる救助を受けるものを対象としてするものとする。この場合において、会社は、交付を受けることができる者の範囲、交付枚数、交付期間及び交付方法を当該交付事務を取り扱うその営業所において掲示しなければならない。 （被災者が差し出す郵便物の料金免除） **第三条**　会社は、法第十八条の規定による郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）の免除をするときは、次に掲げる条件に該当する第一種郵便物、通常葉書及び法第二十七条第二号に掲げる郵便物の料金又は特殊取扱の料金につきするものとする。この場合において、会社は、取扱期間その他の取扱条件を当該取扱いを行うその営業所において掲示しなければならない。 ［一・二　同上］ （救助用の郵便物の料金免除） **第四条**　会社は、法第十九条第一項の規定による郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）の免除をするときは、現金を内容とする郵便物（書留以外の特殊取扱としないものに限る。）の料金若しくは特殊取扱の料金又は現金以外の物を内容とする郵便物（特殊取扱としないものに限る。）の料金につきするものとする。この場合において、会社は、取扱期間、受取人その他の取扱条件をその営業所において掲示しなければならない。 ［2　同上］ （寄附金を内容とする郵便物の料金免除） **第五条**　会社は、法第十九条第二項の規定による郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）の免除をするときは、現金を内容とする郵便物（書留以外の特殊取扱としないものに限る。）の料金又は特殊取扱の料金につきするものとする。この場合において、会社は、取扱期間、受取人その他の取扱条件をその営業所において掲示しなければならない。 ［2　同上］

（会社の営業所において掲示し、閲覧に供する事項）

第三十条　法第六十九条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

［一　略］

二　第二条後段、第三条後段、第四条第一項後段又は第五条第一項後段の規定により会社の営業所において掲示するとともに、法第六十九条の規定による公衆の閲覧に供することとされている事項

（公衆の閲覧の方法）

第三十条の二　法第六十九条の規定による公衆の閲覧は、会社のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（国際郵便規則の一部改正）

第二条　国際郵便規則（平成十五年総務省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（適用） **第一条**　郵便法（以下「法」という。）第四十三条、第六十七条第一項、第五項及び第七項、第六十八条第一項、第六十九条、第七十条第二項第五号並びに第三項第二号、第五号及び第六号並びに第七十二条第一項の規定による国際郵便に関する事項については、郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の規定（第十条、第十一条、第二十七条から第二十九条まで、第三十条の二、第三十一条、第三十二条第一項、第二項、第六項、第七項及び第八項並びに第三十三条の規定を除く。）にかかわらず、この省令の定めるところによる。 （会社の営業所において掲示し、閲覧に供する事項） **第六条**　［略］	（適用） **第一条**　郵便法（以下「法」という。）第四十三条、第六十七条第一項、第五項及び第七項、第六十八条第一項、第六十九条、第七十条第二項第五号並びに第三項第二号、第五号及び第六号並びに第七十二条第一項の規定による国際郵便に関する事項については、郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の規定（第十条、第十一条、第二十七条から第二十九条まで、第三十条の二、第三十一条、第三十二条第一項、第二項、第六項、第七項及び第八項並びに第三十三条の規定を除く。）にかかわらず、この省令の定めるところによる。 （会社の営業所において掲示する事項） **第六条**　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○総務省令第百二号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第十八条の規定に基づき、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

総務大臣　松本　剛明

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（掲示等事項） **第二十六条**　［略］	（掲示事項） **第二十六条**　［同上］

（公衆の閲覧の方法）

第二十六条の二　法第十八条の規定による公衆の閲覧は、一般信書便事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○総務省令第百三号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第六十五条の規定に基づき、社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

総務大臣　松本　剛明

社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令の一部を改正する省令

社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令（平成二十年総務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（適用証明書の申請） **第一条**　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「地共済法」という。）第三条第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「組合」という。）の組合員（以下「組合員」という。）であって、社会保障協定（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号。以下「法」という。）第二条第一号に規定する社会保障協定をいう。以下同じ。）の規定により相手国法令（法第二条第三号に規定する相手国法令をいう。以下同じ。）の規定の適用の免除を受けようとする者（社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定（第四条第二項において「韓国協定」という。）第八条2、社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定（以下「フランス協定」という。）第八条2及び社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定（第四条第二項において「カナダ協定」という。）第五条5（c）の規定に該当する者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した申請書に日本国における就労に関する所属機関の長の証明書及び組合員の資格に関する組合の証明書を添えて、組合を経由して地方公務員共済組合連合会に提出しなければならない。 ［一～四　略］ 五　次の表の上欄に掲げる社会保障協定の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項 ［略］ ［略］ 七　社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定 ハンガリーの領域内における就労先の登録番号 八　社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定 イタリア共和国の領域内における就労先の税務番号 ［六　略］	（適用証明書の申請） **第一条**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　次の表の上欄に掲げる社会保障協定の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項 ［同上］ ［同上］ 七　社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定 ハンガリーの領域内における就労先の登録番号 ［六　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

○法務省令第四十九号

商法（明治三十二年法律第四十八号）及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定に基づき、商法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

法務大臣　小泉　龍司

商法施行規則の一部を改正する省令

商法施行規則（平成十四年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第九条　商法第五百三十九条第一項第二号に規定する法務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	**第九条**　商法第五百三十九条第一項第二号に規定する法務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。
（結約書等の作成）	（結約書等の作成）
第十条　［略］	**第十条**　［同上］
2　民間事業者等（電子文書法第二条第一号に規定する民間事業者等をいう。以下この章において同じ。）が前項の作成を行う場合は、その使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。	2　民間事業者等（電子文書法第二条第一号に規定する民間事業者等をいう。以下この章において同じ。）が前項の作成を行う場合は、その使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する方法により作成を行わなければならない。
3　［略］	3　［同上］
（結約書等の交付等）	（結約書等の交付等）
第十一条　［略］	**第十一条**　［同上］
2　民間事業者等が、電子文書法第六条第一項の規定に基づき、前項の交付に代えて当該書面に係る電磁的記録の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。	2　民間事業者等が、電子文書法第六条第一項の規定に基づき、前項の交付に代えて当該書面に係る電磁的記録の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。
一　［略］	一　［同上］
二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交付する方法
［3・4　略］	［3・4　同上］
（書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等）	（書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等）
第十二条　［略］	**第十二条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。	3　第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。
一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの	一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
ハ　［略］	ハ　［同上］
二　［略］	二　［同上］
（電磁的方法）	（電磁的方法）
第十三条　商法第五百七十一条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。	**第十三条**　商法第五百七十一条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。
一　［略］	一　［同上］
二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
三　［略］	三　［同上］
2　［略］	2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第五十号

会社法（平成十七年法律第八十六号）、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）及び会社法施行令（平成十七年政令第三百六十四号）の規定に基づき、会社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

法務大臣　小泉　龍司

会社法施行規則の一部を改正する省令

会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的方法） **第二百二十二条**　法第二条第三十四号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（第二百二十四条に規定する電磁的記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［略］ （電磁的記録） **第二百二十四条**　法第二十六条第二項に規定する法務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第二百二十八条を除き、以下この章において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （会社法施行令に係る電磁的方法） **第二百三十条**　会社法施行令（平成十七年政令第三百六十四号）第一条第一項又は第二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの イ　［略］ ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二　［略］ （保存の方法） **第二百三十三条**　民間事業者等が電子文書法第三条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる保存に代えて当該保存すべき書面に係る電磁的記録の保存を行う場合には、当該書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法により行わなければならない。 2　［略］ （交付等の方法） **第二百三十七条**　民間事業者等が、電子文書法第六条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる交付等に代えて当該交付等をすべき書面に係る電磁的記録の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交付する方法 2　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（電磁的方法） **第二百二十二条**　法第二条第三十四号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［同上］ 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［同上］ （電磁的記録） **第二百二十四条**　法第二十六条第二項に規定する法務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （会社法施行令に係る電磁的方法） **第二百三十条**　会社法施行令（平成十七年政令第三百六十四号）第一条第一項又は第二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの イ　［同上］ ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二　［同上］ （保存の方法） **第二百三十三条**　民間事業者等が電子文書法第三条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる保存に代えて当該保存すべき書面に係る電磁的記録の保存を行う場合には、当該書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにより保存する方法により行わなければならない。 2　［同上］ （交付等の方法） **第二百三十七条**　民間事業者等が、電子文書法第六条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる交付等に代えて当該交付等をすべき書面に係る電磁的記録の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。 一　［同上］ 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交付する方法 2　［同上］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第五十一号

会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定及び関係規定に基づき、電子公告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

法務大臣　小泉　龍司

電子公告規則の一部を改正する省令

電子公告規則（平成十八年法務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（調査記録簿等の記載等） **第十三条**　法第九百五十五条第一項の調査記録に準ずるものとして法務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 ［2～4　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（調査記録簿等の記載等） **第十三条**　法第九百五十五条第一項の調査記録に準ずるものとして法務省令で定めるものは、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）とする。 ［2～4　同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第五十二号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令（平成十九年政令第三十八号）の規定に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

法務大臣　小泉　龍司

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則の一部を改正する省令

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（理事会の議事録） **第十五条**　［略］ ２　［略］ ３　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 ［一～四　略］ 五　次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 ［イ～ハ　略］ ニ　法第百十八条の二第四項 ［六～八　略］ ４　［略］ （理事会等に関する規定の準用） **第六十二条**　第十四条から第十八条までの規定は、法第百九十七条において準用する法第九十条第四項第五号、第九十五条第三項、第九十九条第一項、第百二条及び第百七条第一項の規定により法務省令で定めるべき事項について準用する。この場合において、第十五条第三項第二号イ中「法第九十三条第二項」とあるのは「法第百九十七条において準用する法第九十三条第二項」と、同号ロ中「法第九十三条第三項」とあるのは「法第百九十七条において準用する法第九十三条第三項」と、同号ハ中「法第百一条第二項」とあるのは「法第百九十七条において準用する法第百一条第二項」と、同号ニ中「法第百一条第三項」とあるのは「法第百九十七条において準用する法第百一条第三項」と、同項第五号イ中「法第九十二条第二項」とあるのは「法第百九十七条において準用する法第百一条第二項」と、同号ロ中「法第百条」とあるのは「法第百九十七条において準用する法第百条」と、同号ハ中「法第百一条第一項」とあるのは「法第百九十七条において準用する法第百一条第一項」と、同項第六号中「法第九十一条第三項」とあるのは「法第百九十七条において準用する法第九十一条第三項」と、「第十九条第二号ロ」とあるのは「第六十三条において準用する第十九条第二号ロ」と、同条第四項第一号中「法第九十六条」とあるのは「法第百九十七条において準用する法第九十六条」と、同項第二号中「法第九十八条第一項」とあるのは「法第百九十七条において準用する法第九十八条第一項」と、第十六条第二項及び第四項並びに第十八条第二項中「一般社団法人」とあるのは「一般財団法人」と、読み替えるものとする。 （電磁的記録） **第八十九条**　法第十条第二項（法第百五十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する法務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第九十四条を除き、以下この節において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （電磁的方法） **第九十二条**　法第十四条第二項第四号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］	（理事会の議事録） **第十五条**　［同上］ ２　［同上］ ３　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 ［一～四　同上］ 五　次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 ［イ～ハ　同上］ ［号の細分を加える。］ ［六～八　同上］ ４　［同上］ （理事会等に関する規定の準用） **第六十二条**　第十四条から第十八条までの規定は、法第百九十七条において準用する法第九十条第四項第五号、第九十五条第三項、第九十九条第一項、第百二条及び第百七条第一項の規定により法務省令で定めるべき事項について準用する。この場合において、第十五条第三項第二号イ中「法第九十三条第二項」とあるのは「法第百九十七条において準用する法第九十三条第二項」と、同号ロ中「法第九十三条第三項」とあるのは「法第百九十七条において準用する法第九十三条第三項」と、同号ハ中「法第百一条第二項」とあるのは「法第百九十七条において準用する法第百一条第二項」と、同号ニ中「法第百一条第三項」とあるのは「法第百九十七条において準用する法第百一条第三項」と、同項第五号イ中「法第九十二条第二項」とあるのは「法第百九十七条において準用する法第百一条第二項」と、同号ロ中「法第百条」とあるのは「法第百九十七条において準用する法第百条」と、同号ハ中「法第百一条第一項」とあるのは「法第百九十七条において準用する法第百一条第一項」と、同号ニ中「法第百十八条の二第四項」とあるのは「法第百九十八条の二において準用する法第百十八条の二第四項」と、同項第六号中「法第九十五条第三項」とあるのは「法第百九十七条において準用する法第九十五条第三項」と、「法第二十一条第一項」とあるのは「法第百六十二条第一項」と、「第十九条第二号ロ」とあるのは「第六十三条において準用する第十九条第二号ロ」と、同条第四項第一号中「法第九十六条」とあるのは「法第百九十七条において準用する法第九十六条」と、同項第二号中「法第九十八条第一項」とあるのは「法第百九十七条において準用する法第九十八条第一項」と、第十六条第二項及び第四項並びに第十八条第二項中「一般社団法人」とあるのは「一般財団法人」と、読み替えるものとする。 （電磁的記録） **第八十九条**　法第十条第二項（法第百五十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する法務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （電磁的方法） **第九十二条**　法第十四条第二項第四号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［同上］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　［略］

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令に係る電磁的方法）

第九十七条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令（平成十九年政令第三十八号）第一条第一項又は第二条第一項の規定の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ　［略］

ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　［略］

（保存の方法）

第百条　民間事業者等が、電子文書法第三条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる保存に代えて当該保存すべき書面に係る電磁的記録の保存を行う場合には、当該書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法により行わなければならない。

2　［略］

（交付等の方法）

第百四条　民間事業者等が、電子文書法第六条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる交付等に代えて当該交付等をすべき書面に係る電磁的記録の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　［略］

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　［同上］

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令に係る電磁的方法）

第九十七条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令（平成十九年政令第三十八号）第一条第一項又は第二条第一項の規定の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ　［同上］

ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　［同上］

（保存の方法）

第百条　民間事業者等が、電子文書法第三条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる保存に代えて当該保存すべき書面に係る電磁的記録の保存を行う場合には、当該書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにより保存する方法により行わなければならない。

2　［同上］

（交付等の方法）

第百四条　民間事業者等が、電子文書法第六条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる交付等に代えて当該交付等をすべき書面に係る電磁的記録の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　［同上］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交付する方法

2　［略］

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第五十三号

信託法（平成十八年法律第百八号）及び信託法施行令（平成十九年政令第百九十九号）の規定に基づき、信託法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

法務大臣　小泉　龍司

信託法施行規則の一部を改正する省令

信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録） **第二十五条**　法第三条第三号に規定する法務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第三十条及び第三十二条において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	（電磁的記録） **第二十五条**　法第三条第三号に規定する法務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。
（電磁的方法） **第三十条**　法第百八条第三号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	（電磁的方法） **第三十条**　法第百八条第三号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［同上］ 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
2　［略］	2　［同上］

（信託法施行令に係る電磁的方法）

第三十二条　信託法施行令（平成十九年政令第百九十九号）第一条第一項又は第二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ　［略］

ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信託法施行令に係る電磁的方法）

第三十二条　信託法施行令（平成十九年政令第百九十九号）第一条第一項又は第二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ　［同上］

ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　［同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第五十四号

建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第三十条第五項及び第三十九条第三項の規定に基づき、建物の区分所有等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

法務大臣　小泉　龍司

建物の区分所有等に関する法律施行規則（平成十五年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録） **第一条**　建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「法」という。）第三十条第五項に規定する法務省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第三条第一項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	（電磁的記録） **第一条**　建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「法」という。）第三十条第五項に規定する法務省令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（電磁的方法）

第三条　法第三十九条第三項に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（電磁的方法）

第三条　法第三十九条第三項に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　［同上］

二　第一条に規定するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　［同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第十六号

子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

外務大臣　上川　陽子

子女教育手当の支給に関する規則（昭和四十八年外務省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の二重傍線又は傍線を付した部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 1～4　［略］ 5　令和五年八月一日から令和六年三月三十一日までの間の第九条に定める経費の額を本邦通貨に換算する場合においては、外務大臣が認める場合に限り、第十条の規定にかかわらず、当該期間の適当な時期に、外務大臣が外国為替市場の相場を基礎にして当該経費の支払に用いられる通貨ごとに定める換算率によるものとする。	**附　則** 1～4　［同上］ ［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和五年八月一日から適用する。

○外務省令第十七号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

外務大臣　上川　陽子

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表（第一条関係）

一　大使館

区分＼号別／月額		［略］	76号	77号	［略］	87号	88号	89号	90号	91号	92号	93号	94号	95号	96号	97号	98号	［略］
			円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			540,700	529,700		419,700	408,700	397,700	386,700	375,700	364,700	353,700	342,700	331,700	320,700	309,700	298,700	
国地の別	アジア					ミャンマー	ネパール		インド モルディブ モンゴル	中華人民共和国	シンガポール	カンボジア		ラオス	スリランカ	ブルネイ	タイ 大韓民国	
	大洋州								トンガ ミクロネシア	パラオ		サモア		パヌアツ			フィジー	
	北米										アメリカ合衆国						カナダ	
	中南米					ニカラグア バルバドス	グアテマラ	ドミニカ共和国 メキシコ	エルサルバドル	コロンビア	ウルグアイ エクアドル	コスタリカ ジャマイカ トリニダード・トバゴ ペルー	アルゼンチン ブラジル	チリ	パラグアイ	パナマ		
	欧州									アルバニア	カザフスタン ジョージア ノルウェー ラトビア	チェコ デンマーク ベラルーシ モルドバ	アルメニア 英国 オーストリア キルギス ロシア	フィンランド リトアニア	オランダ	アゼルバイジャン ウズベキスタン スウェーデン ドイツ フランス ベルギー ルクセンブルク	アイルランド イタリア エストニア スペイン スロバキア セルビア バチカン	
	中東		イラク			イラン		シリア	イスラエル		クウェート		カタール ヨルダン	アラブ首長国連邦 オマーン バーレーン				
	アフリカ		ジブチ	ブルキナファソ マリ		ウガンダ		アルジェリア	ケニア	ザンビア ボツワナ	ナミビア モーリシャス			南アフリカ共和国	セーシェル	エジプト	チュニジア モロッコ	

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

改正前

別表（第一条関係）

一　大使館

区分＼号別／月額		［同上］	76号	77号	［同上］	87号	88号	89号	90号	91号	92号	93号	94号	95号	96号	97号	98号	［同上］
			円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			540,700	529,700		419,700	408,700	397,700	386,700	375,700	364,700	353,700	342,700	331,700	320,700	309,700	298,700	
国地の別	アジア						ネパール ミャンマー		インド モルディブ	中華人民共和国	モンゴル	カンボジア	シンガポール	ラオス	スリランカ		タイ 大韓民国 ブルネイ	
	大洋州								トンガ ミクロネシア	パラオ		サモア		パヌアツ			フィジー	
	北米										アメリカ合衆国						カナダ	
	中南米					ニカラグア バルバドス	グアテマラ	ドミニカ共和国 メキシコ	エルサルバドル		ウルグアイ エクアドル コロンビア	コスタリカ ジャマイカ トリニダード・トバゴ ペルー	アルゼンチン	チリ	パラグアイ ブラジル	パナマ		
	欧州									アルバニア	カザフスタン ジョージア ノルウェー ラトビア	チェコ デンマーク ベラルーシ モルドバ	アルメニア 英国 オーストリア キルギス ロシア	フィンランド リトアニア	オランダ	アゼルバイジャン ウズベキスタン スウェーデン ドイツ フランス ベルギー ルクセンブルク	アイルランド イタリア エストニア スペイン スロバキア セルビア バチカン	
	中東		イラク			イラン		シリア	イスラエル		クウェート		カタール ヨルダン	アラブ首長国連邦 オマーン バーレーン				
	アフリカ		ジブチ	ブルキナファソ マリ		ウガンダ			アルジェリア ケニア	ザンビア ボツワナ	モーリシャス	ナミビア				エジプト 南アフリカ共和国	チュニジア モロッコ	

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

改正前

附　則

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

○財務省令第五十八号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第六十五条の規定に基づき、社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

財務大臣　鈴木　俊一

社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年財務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（適用証明書の申請） **第一条**　［略］ ［一～四　略］	（適用証明書の申請） **第一条**　［同上］ ［一～四　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二　総領事館

区分＼号別月額	［略］	87号	［略］	89号	90号	91号	92号	［略］	94号	［略］	96号	［略］
		円 419,700		円 397,700	円 386,700	円 375,700	円 364,700		円 342,700		円 320,700	
国の地別　アジア				チェンナイ ベンガルール ムンバイ 香港	コルカタ	重慶 瀋陽	広州 上海					
大洋州												
北米						アトランタ シアトル ニューヨーク ボストン ホノルル ロサンゼルス	サンフランシスコ シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ハガッニャ ヒューストン マイアミ					
中南米		マナウス			レシフェ レオン	リオデジャネイロ			クリチバ サンパウロ			
欧州									エディンバラ サンクトペテルブルク		ウラジオストク ハバロフスク	
中東												
アフリカ												

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

二　総領事館

区分＼号別月額	［同上］	87号	［同上］	89号	90号	91号	92号	［同上］	94号	［同上］	96号	［同上］
		円 419,700		円 397,700	円 386,700	円 375,700	円 364,700		円 342,700		円 320,700	
国の地別　アジア				チェンナイ ベンガルール ムンバイ 香港	コルカタ	重慶 瀋陽	広州 上海					
大洋州												
北米						アトランタ シアトル ニューヨーク ボストン ホノルル ロサンゼルス	サンフランシスコ シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ハガッニャ ヒューストン マイアミ					
中南米		マナウス			レオン		レシフェ		リオデジャネイロ		クリチバ サンパウロ	
欧州									エディンバラ サンクトペテルブルク		ウラジオストク ハバロフスク	
中東												
アフリカ												

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

五	［略］	
	［略］	［略］
	社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定	イタリア共和国の領域内における就労先の税務番号

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

○文部科学省令第三十八号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第六十五条の規定に基づき、社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

文部科学大臣　盛山　正仁

社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（適用証明書の交付の申請） **第二条**　私学共済法第十四条第一項に規定する学校法人等（私学共済法附則第十項の規定により学校法人等とみなされる者を含む。以下「学校法人等」という。）は、その使用する加入者（相手国の領域内において就労する者に限る。）が社会保障協定の規定により相手国法令の規定の適用の免除を受けるため、当該加入者が私学共済法の規定の適用を受ける旨の証明書（以下「適用証明書」という。）の交付を受けようとするときは、当該加入者に係る次に掲げる事項を記載した申請書を日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に提出しなければならない。 一～六　［略］ 七　次に掲げる社会保障協定の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 イ～ル　［略］ ヲ　イタリア協定　イタリア共和国の領域内における就労先の税務番号 八　［略］ 2　［略］ 3　学校法人等は、その使用する加入者が第一項第六号又は前項第五号に掲げる終了予定年月日を超えて引き続き相手国法令の規定の適用の免除を受けるため、当該加入者が適用証明書の交付を受けようとするときは、当該加入者に係る次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。 一～六　［略］ 七　次に掲げる社会保障協定の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 イ～リ　［略］	（適用証明書の交付の申請） **第二条**　私学共済法第十四条第一項に規定する学校法人等（私学共済法附則第十項の規定により学校法人等とみなされる者を含む。以下「学校法人等」という。）は、その使用する加入者（相手国の領域内において就労する者に限る。）が社会保障協定の規定により相手国法令の規定の適用の免除を受けるため、当該加入者が私学共済法の規定の適用を受ける旨の証明書（以下「適用証明書」という。）の交付を受けようとするときは、当該加入者に係る次に掲げる事項を記載した申請書を日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に提出しなければならない。 一～六　［同上］ 七　次に掲げる社会保障協定の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 イ～ル　［同上］ ［号の細分を加える。］ 八　［同上］ 2　［同上］ 3　学校法人等は、その使用する加入者が第一項第六号又は前項第五号に掲げる終了予定年月日を超えて引き続き相手国法令の規定の適用の免除を受けるため、当該加入者が適用証明書の交付を受けようとするときは、当該加入者に係る次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。 一～六　［同上］ 七　次に掲げる社会保障協定の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 イ～リ　［同上］

五	［同上］	
	［同上］	［同上］
	［項を加える。］	

ヌ　イタリア協定　イタリア共和国の領域内における就労先の税務番号	［号の細分を加える。］
八　［略］	八　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

○厚生労働省令第百六十五号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

厚生労働大臣　武見　敬三

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令

（労働基準法施行規則の一部改正）

第一条　労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二十四条の二の四　（略）	**第二十四条の二の四**　（略）
②　（略）	②　（略）
③　法第三十八条の四第二項第二号の規定による議事録の周知については、使用者は、労使委員会の議事録を、次に掲げるいずれかの方法によつて、当該事業場の労働者に周知させなければならない。	③　法第三十八条の四第二項第二号の規定による議事録の周知については、使用者は、労使委員会の議事録を、次に掲げるいずれかの方法によつて、当該事業場の労働者に周知させなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。	三　磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。
④～⑥　（略）	④～⑥　（略）
第五十二条の二　法第百六条第一項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。	**第五十二条の二**　法第百六条第一項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は第二十四条の二の四第三項第三号に規定する電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。	三　磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。
第五十九条の二　（略）	**第五十九条の二**　（略）
②　（略）	②　（略）
③　法及びこれに基づく命令の規定により、使用者が行政官庁に対して行う許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出又は報告（以下この項及び次条において「届出等」という。）について、当該使用者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。次条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該届出等を行う場合には、前項の規定による氏名の記載については、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第六条第一項各号に掲げる措置のほか、当該使用者の氏名を電磁的記録に記録することをもつて代えることができる。	③　法及びこれに基づく命令の規定により、使用者が行政官庁に対して行う許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出又は報告（以下この項及び次条において「届出等」という。）について、当該使用者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この項及び次条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該届出等を行う場合には、前項の規定による氏名の記載については、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第六条第一項各号に掲げる措置のほか、当該使用者の氏名を電磁的記録（情報通信技術活用法第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。次条において同じ。）に記録することをもつて代えることができる。

（消費生活協同組合法施行規則の一部改正）

第二条　消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（電磁的記録） **第五十四条**　法第二十五条の二第三項第二号に規定する厚生労働省令で定めるものは、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。	（電磁的記録） **第五十四条**　法第二十五条の二第三項第二号に規定する厚生労働省令で定めるものは、電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

（医療法施行規則の一部改正）

第三条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（電磁的記録） **第三十三条の十**　法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第六百八十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、社会医療法人債発行法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。 （財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法） **第三十五条の三**　法第五十八条の三第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は医療法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル若しくは磁気ディスク等に記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。 （財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法） **第三十五条の九**　法第六十条の四第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は医療法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル若しくは磁気ディスク等に記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。	（電磁的記録） **第三十三条の十**　法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第六百八十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。 （財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法） **第三十五条の三**　法第五十八条の三第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスク等に記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。 （財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法） **第三十五条の九**　法第六十条の四第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスク等に記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

（クリーニング業法施行規則の一部改正）

第四条　クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（削る）	（電磁的記録媒体に貼り付ける書面） **第十四条**　前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。 一　申請者又は届出者の名称 二　申請年月日又は届出年月日

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第五条　社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（電磁的記録） **第二条の二**　法第三十一条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。	（電磁的記録） **第二条の二**　法第三十一条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章～第六章　（略） 第七章　雑則（第二十九条・第三十条） 附則 （削る）	目次 第一章～第六章　（略） 第七章　雑則（第二十九条―第三十一条） 附則 （電磁的記録媒体に貼り付ける書面） **第三十一条**　前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。 一　申請者、届出者又は申出者の名称 二　申請年月日、届出年月日又は申出年月日

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認証台帳の記載事項） **第百十七条**　（略） ２　（略） （削る） （厚生労働大臣による基準適合性認証の業務） **第百三十五条**　法第二十三条の十八第一項の規定により厚生労働大臣が行う基準適合性認証については、第百十五条から第百十八条の二までの規定を準用する。この場合において、第百十五条第一項中「登録認証機関（同項に規定する登録認証機関をいう。以下同じ。）」とあり、並びに第百十八条第二項及び第四項並びに第百十八条の二第二項中「登録認証機関」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。 ２　法第二十三条の十八第二項の規定により機構が行う基準適合性認証については、第百十五条から第百十九条（第三項を除く。）までの規定を準用する。この場合において、第百十五条第一項中「登録認証機関（同項に規定する登録認証機関をいう。以下同じ。）」とあり、並びに第百十八条第二項及び第四項、第百十八条の二第二項並びに第百十九条の見出し中「登録認証機関」とあるのは、「機構」と読み替えるものとする。	（認証台帳の記載事項） **第百十七条**　（略） ２　（略） ３　登録認証機関は、前二項の台帳の全部又は一部を磁気ディスクをもつて調製することができる。 （厚生労働大臣による基準適合性認証の業務） **第百三十五条**　法第二十三条の十八第一項の規定により厚生労働大臣が行う基準適合性認証については、第百十五条から第百十八条の二までの規定を準用する。この場合において、第百十五条第一項中「登録認証機関（同項に規定する登録認証機関をいう。以下同じ。）」とあり、並びに第百十七条第三項、第百十八条第二項及び第四項並びに第百十八条の二第二項中「登録認証機関」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。 ２　法第二十三条の十八第二項の規定により機構が行う基準適合性認証については、第百十五条から第百十九条（第三項を除く。）までの規定を準用する。この場合において、第百十五条第一項中「登録認証機関（同項に規定する登録認証機関をいう。以下同じ。）」とあり、並びに第百十七条第三項、第百十八条第二項及び第四項、第百十八条の二第二項並びに第百十九条の見出し中「登録認証機関」とあるのは、「機構」と読み替えるものとする。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第八条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（事務代理等の権限の明示） **第十六条の二**　社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、法第二条第一項第一号の三に規定する事務代理又は紛争解決手続代理業務（以下「事務代理等」という。）をする場合においては、その権限を有することを証する書面を行政機関等に提出しなければならない。ただし、次条の規定により申請書等（法第二条第一項第一号に規定する申請書等及び同項第一号の五又は第一号の六に規定する個別労働関係紛争に関するあつせんの手続又は個別労働関係紛争に関する認証紛争解決手続に関して行政機関等に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（法第二条第一項第一号の電磁的記録をいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）に「事務代理者」又は「紛争解決手続代理者」と表示して当該申請書等を提出するときはこの限りでない。 （会計帳簿） **第十七条の五**　（略） ２　会計帳簿は、書面、社会保険労務士法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製する方法により作成及び保存をしなければならない。 ３～９　（略）	（事務代理等の権限の明示） **第十六条の二**　社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、法第二条第一項第一号の三に規定する事務代理又は紛争解決手続代理業務（以下「事務代理等」という。）をする場合においては、その権限を有することを証する書面を行政機関等に提出しなければならない。ただし、次条の規定により申請書等（法第二条第一項第一号に規定する申請書等及び同項第一号の五又は第一号の六に規定する個別労働関係紛争に関するあつせんの手続又は個別労働関係紛争に関する認証紛争解決手続に関して行政機関等に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）に「事務代理者」又は「紛争解決手続代理者」と表示して当該申請書等を提出するときはこの限りでない。 （会計帳簿） **第十七条の五**　（略） ２　会計帳簿は、書面又は電磁的記録（法第二条第一項第一号の電磁的記録をいう。ただし、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものに限る。第十七条の七において同じ。）をもつて作成及び保存をしなければならない。 ３～９　（略）

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章～第三章　（略） 第四章　雑則（第三十七条・第三十八条） 附則 （削る）	目次 第一章～第三章　（略） 第四章　雑則（第三十七条―第三十九条） 附則 （電磁的記録媒体に貼り付ける書面） **第三十九条**　前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。 一　申請者、届出者又は報告者の名称 二　申請年月日、届出年月日又は報告年月日

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（創業支援等措置の実施に関する計画） **第四条の五**　（略） ２　（略） ３　事業主は法第十条の二第一項ただし書の同意を得た第一項の計画を、次に掲げるいずれかの方法によつて、各事業所の労働者に周知するものとする。 一・二　（略） 三　事業主の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに記録し、かつ、当該事業所に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。 （求職活動支援書の作成等） **第六条の三**　（略） ２・３　（略） ４　事業主は、第二項の規定による求職活動支援書の交付に代えて、第六項で定めるところにより高年齢離職予定者の承諾を得て、第十項各号に掲げる事項（以下この条において「支援書情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、事業主は、求職活動支援書を交付したものとみなす。 一　（略） 二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに支援書情報を記録したものを交付する方法 ５～10　（略）	（創業支援等措置の実施に関する計画） **第四条の五**　（略） ２　（略） ３　事業主は法第十条の二第一項ただし書の同意を得た第一項の計画を、次に掲げるいずれかの方法によつて、各事業所の労働者に周知するものとする。 一・二　（略） 三　磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、当該事業所に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。 （求職活動支援書の作成等） **第六条の三**　（略） ２・３　（略） ４　事業主は、第二項の規定による求職活動支援書の交付に代えて、第六項で定めるところにより高年齢離職予定者の承諾を得て、第十項各号に掲げる事項（以下この条において「支援書情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、事業主は、求職活動支援書を交付したものとみなす。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第六条の六において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに支援書情報を記録したものを交付する方法 ５～10　（略）

（労働安全衛生規則の一部改正）

第十一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（委員会の会議） **第二十三条**　（略） ２　（略） ３　事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。 一・二　（略） 三　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。 ４・５　（略）	（委員会の会議） **第二十三条**　（略） ２　（略） ３　事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。 一・二　（略） 三　磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。 ４・５　（略）

（リスクアセスメントの結果等の記録及び保存並びに周知）

第三十四条の二の八　（略）

2　前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一・二　（略）

三　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

（労働者の同意の取得等）

第五十二条の十三　法第六十六条の十第二項後段の規定による労働者の同意の取得は、書面又は電磁的記録によらなければならない。

2　（略）

（法令等の周知の方法等）

第九十八条の二　（略）

2　（略）

3　法第百一条第四項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二　（略）

三　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、通知された事項に係る物を取り扱う各作業場に当該物を取り扱う労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

（ばく露の程度の低減等）

第五百七十七条の二　（略）

2・3　（略）

4　前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一・二　（略）

三　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

（有機溶剤中毒予防規則の一部改正）

第十二条　有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（評価の結果に基づく措置） **第二十八条の三**　（略） 2　（略）	（評価の結果に基づく措置） **第二十八条の三**　（略） 2　（略）

３　事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。

一・二　（略）

三　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

４　（略）

第二十八条の四　（略）

２　前項に定めるもののほか、事業者は、前項の場所については、第二十八条の二第二項の規定による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知しなければならない。

一・二　（略）

三　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

（鉛中毒予防規則の一部改正）

第十三条　鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（評価の結果に基づく措置） **第五十二条の三**　（略） ２　（略） ３　事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。 一・二　（略） 三　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。 ４　（略） **第五十二条の四**　（略） ２　前項に定めるもののほか、事業者は、前項の場所については、第五十二条の二第二項の規定による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知しなければならない。 一・二　（略）	（評価の結果に基づく措置） **第五十二条の三**　（略） ２　（略） ３　事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。 一・二　（略） 三　磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。 ４　（略） **第五十二条の四**　（略） ２　前項に定めるもののほか、事業者は、前項の場所については、第五十二条の二第二項の規定による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知しなければならない。 一・二　（略）

三　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第十四条　特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（評価の結果に基づく措置）	（評価の結果に基づく措置）
第三十六条の三　（略）	**第三十六条の三**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。	３　事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。	三　磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。
４　（略）	４　（略）
第三十六条の四　（略）	**第三十六条の四**　（略）
２　前項に定めるもののほか、事業者は、同項の場所については、第三十六条の二第二項の規定による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。	２　前項に定めるもののほか、事業者は、同項の場所については、第三十六条の二第二項の規定による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。	三　磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

（国民年金基金規則の一部改正）

第十五条　国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法）	（財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法）
第五条の四　法第百三十七条の三の四第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は基金の使用に係る電子計算機に備えられたファイル若しくは電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。	**第五条の四**　法第百三十七条の三の四第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスクに記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

（財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法）

第五条の七　法第百三十七条の三の十第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は基金の使用に係る電子計算機に備えられたファイル若しくは電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

（理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正）

第十六条　理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（平成十年厚生省令第六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章　（略） 第二章　指定登録機関（第十三条―第二十条） 附則 （削る）	目次 第一章　（略） 第二章　指定登録機関（第十三条―第二十一条） 附則 （電磁的記録媒体に貼り付ける書面） **第二十一条**　前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。 一　申請者、届出者又は報告者の名称 二　申請年月日、届出年月日又は報告年月日

（美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正）

第十七条　美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（平成十年厚生省令第九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章　（略） 第二章　指定登録機関（第十三条―第二十条） 附則 （削る）	目次 第一章　（略） 第二章　指定登録機関（第十三条―第二十一条） 附則 （電磁的記録媒体に貼り付ける書面） **第二十一条**　前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。 一　申請者、届出者又は報告者の名称 二　申請年月日、届出年月日又は報告年月日

（確定拠出年金法施行規則の一部改正）

第十八条　確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（企業型年金規約の閲覧） **第四条の三**　企業型年金規約の内容が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして備え置かれる	（企業型年金規約の閲覧） **第四条の三**　企業型年金規約の内容が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第二十一条を除き、以下同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるように

ときは、当該記録の備置きをもって法第四条第四項の企業型年金規約の備置きに代えることができる。この場合において、事業主は、当該記録が滅失し、又は損傷することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

2　（略）

（加入者等への通知事項等）

第二十一条　（略）

2　法第二十七条第一項の規定による通知は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一　電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに書面により通知すべき事項を記録したものを交付する方法

三　書面を交付する方法

3　（略）

（確定給付企業年金の加入者となった者等の個人別管理資産の移換の申出）

第三十一条の二　法第五十四条の四第一項又は第五十四条の五第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出があったときは、次条第一項の規定により当該申出を受けた企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。）又は企業年金連合会に対し、当該企業型年金の企業型年金加入者であった者に係る次に掲げる事項（法第五十四条の四第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出にあっては、第五号に掲げる事項を除く。）を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一～五　（略）

（連合会の事務の委託）

第三十七条　法第六十一条第一項第五号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一～六　（略）

七　脱退一時金相当額等又は残余財産の移換に係る書面又は電磁的記録の受理に関する事務

2　（略）

して備え置かれるときは、当該記録の備置きをもって法第四条第四項の企業型年金規約の備置きに代えることができる。この場合において、事業主は、当該記録が滅失し、又は損傷することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

2　（略）

（加入者等への通知事項等）

第二十一条　（略）

2　法第二十七条第一項の規定による通知は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一　電子情報処理組織（企業型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機と、企業型年金加入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　企業型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機と企業型年金加入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　企業型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて企業型年金加入者等の閲覧に供し、当該企業型年金加入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面により通知すべき事項を記録したものを交付する方法

三　書面の交付

3　（略）

（確定給付企業年金の加入者となった者等の個人別管理資産の移換の申出）

第三十一条の二　法第五十四条の四第一項又は第五十四条の五第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出があったときは、次条第一項の規定により当該申出を受けた企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、当該企業型年金の企業型年金加入者であった者に係る次に掲げる事項（法第五十四条の四第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出にあっては、第五号に掲げる事項を除く。）を記録した磁気ディスク等を、確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。）又は企業年金連合会に提出するものとする。

一～五　（略）

（連合会の事務の委託）

第三十七条　法第六十一条第一項第五号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一～六　（略）

七　脱退一時金相当額等若しくは残余財産の移換に係る書類又は磁気ディスク等の受理に関する事務

2　（略）

（確定給付企業年金法施行規則の一部改正）

第十九条　確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（業務概況の周知） **第八十七条**　（略） ２　周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。 一・二　（略） 三　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法 四　電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により加入者に提供する方法 イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法 五　（略） ３・４　（略） （脱退一時金相当額の他の確定給付企業年金への移換の申出） **第八十九条の三**　法第八十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があったときは、当該申出を受けた事業主等は、移換先確定給付企業年金（法第八十一条の二第一項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。以下同じ。）の事業主等に対し、当該中途脱退者（令第五十条の二第一項に規定する中途脱退者をいう。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。 一～四　（略） （脱退一時金相当額の確定拠出年金への移換の申出等） **第九十六条の三**　法第八十二条の三第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があったときは、当該申出を受けた事業主等は、企業型記録関連運営管理機関等（確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。第百四条の二十四第一項において同じ。）又は国民年金基金連合会（確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下同じ。）に対し、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。 一・二　（略） ２　（略）	（業務概況の周知） **第八十七条**　（略） ２　周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。 一・二　（略） 三　磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法 （新設） 四　（略） ３・４　（略） （脱退一時金相当額の他の確定給付企業年金への移換の申出） **第八十九条の三**　法第八十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があったときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者（令第五十条の二第一項に規定する中途脱退者をいう。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）を、移換先確定給付企業年金（法第八十一条の二第一項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。以下同じ。）の事業主等に提出するものとする。 一～四　（略） （脱退一時金相当額の確定拠出年金への移換の申出等） **第九十六条の三**　法第八十二条の三第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があったときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連運営管理機関等（確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。第百四条の二十四第一項において同じ。）又は国民年金基金連合会（確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下同じ。）に提出するものとする。 一・二　（略） ２　（略）

（残余財産の個人型年金への移換の申出等）

第九十六条の七　法第八十二条の四第一項の規定による残余財産の移換の申出があったときは、当該申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、国民年金基金連合会に対し、当該申出を行った終了制度加入者等（同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この条において同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一・二　（略）

2　（略）

（脱退一時金相当額の連合会への移換の申出）

第百四条の十五　法第九十一条の十九第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があったときは、当該申出を受けた事業主等は、連合会に対し、当該中途脱退者に係る次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一～四　（略）

（残余財産の移換の申出）

第百四条の十八　法第九十一条の二十第一項の規定による残余財産の移換の申出があったときは、当該申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、連合会に対し、当該終了制度加入者等（同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この項において同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一～三　（略）

2　（略）

（積立金の確定給付企業年金への移換の申出等）

第百四条の二十三　法第九十一条の二十七第一項の規定による積立金の移換の申出があったときは、連合会は、事業主等に対し、当該中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一　（略）

二　積立金の額（第百四条の十五又は第百四条の十八第一項の規定により本人拠出相当額を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出され、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法による提供を受けている場合にあっては、当該本人拠出相当額の合計額を含む。）

三・四　（略）

2　（略）

（積立金の確定拠出年金への移換の申出等）

第百四条の二十四　法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移換の申出があったときは、連合会は、企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会に対し、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一～三　（略）

2　（略）

（残余財産の個人型年金への移換の申出等）

第九十六条の七　法第八十二条の四第一項の規定による残余財産の移換の申出があったときは、当該申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、当該申出を行った終了制度加入者等（同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この条において同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、国民年金基金連合会に提出するものとする。

一・二　（略）

2　（略）

（脱退一時金相当額の連合会への移換の申出）

第百四条の十五　法第九十一条の十九第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があったときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者に係る次に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、連合会に提出するものとする。

一～四　（略）

（残余財産の移換の申出）

第百四条の十八　法第九十一条の二十第一項の規定による残余財産の移換の申出があったときは、当該申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、当該終了制度加入者等（同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この項において同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを連合会に提出するものとする。

一～三　（略）

2　（略）

（積立金の確定給付企業年金への移換の申出等）

第百四条の二十三　法第九十一条の二十七第一項の規定による積立金の移換の申出があったときは、連合会は、当該中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、事業主等に提出するものとする。

一　（略）

二　積立金の額（第百四条の十五又は第百四条の十八第一項の規定により本人拠出相当額を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクの提出を受けている場合にあっては、当該本人拠出相当額の合計額を含む。）

三・四　（略）

2　（略）

（積立金の確定拠出年金への移換の申出等）

第百四条の二十四　法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移換の申出があったときは、連合会は、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会に提出するものとする。

一～三　（略）

2　（略）

（厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正）

第二十条　厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） **第二条**　（略） ２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　電子署名　次に掲げるものをいう。 イ　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名 ロ　政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名 ハ　地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名 二　（略） （署名等に代わる措置） **第六条**　（略） ２　法第七条第四項に規定する主務省令で定める措置は、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行うこととする。 ３　法第九条第三項に規定する主務省令で定める措置は、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、電子証明書を添付することとする。 （処分通知等の入力事項等） **第九条**　行政機関等は、法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定により書面等に記載すべきこととされる事項を前条に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。この場合において、当該行政機関等は、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。 （作成等の方法） **第十三条**　行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行う場合においては、当該書面等に記載すべき又は記載された事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法によるものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。 ２　行政機関等が、厚生労働省の所管する法令の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。	（定義） **第二条**　（略） ２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。 （新設） （新設） （新設） 二　（略） （署名等に代わる措置） **第六条**　（略） ２　法第七条第四項及び第九条第三項に規定する主務省令で定める措置は、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報又は電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、電子証明書を添付することとする。 （新設） （処分通知等の入力事項等） **第九条**　行政機関等は、法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定により書面等に記載すべきこととされる事項を前条に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。この場合において、当該行政機関等は、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該情報と併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。 （作成等の方法） **第十三条**　行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録の作成等をする場合においては、当該書面等に記載すべき又は記載された事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。 （新設）

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二十一条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	**別表第一**（第三条及び第四条関係） 表一
（略）	（略）
消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）	消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）
（略）	（略）
第三十一条の九第九項（第七十三条において準用する場合を含む。）による決算関係書類等の備置き	第三十一条の七第九項（第七十三条において準用する場合を含む。）による決算関係書類等の備置き
（略）	（略）
（略）	（略）
社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）
（略）	（略）
第二十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百十七条第四項の規定による計算書類の保存	（新設）
第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六百七十二条第一項、第二項及び第四項の規定による帳簿資料の保存	第二十五条の二十五第二項において準用する商法第三十六条第一項の規定による商業帳簿及びその営業に関する重要な資料の保存
（略）	（略）
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）
第三十八条第三項の規定により適用される職業安定法第三十二条の十五の規定による帳簿書類の備付け	第三十八条第三項において適用する職業安定法第三十三条の二第七項において準用する同法第三十二条の十五の規定による帳簿書類の備付け
第三十八条第六項の規定により適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七条第二項の規定による派遣元管理台帳の保存	第三十八条第六項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七条第二項の規定による派遣元管理台帳の保存
第四十五条において準用する第三十八条第三項の規定により適用される職業安定法第三十二条の十五の規定による帳簿書類の備付け	第四十五条において準用する第三十八条第三項において適用する職業安定法第三十三条の二第七項において準用する同法第三十二条の十五の規定による帳簿書類の備付け

第四十五条において準用する第三十八条第六項の規定により適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七条第二項の規定による派遣元管理台帳の保存	第四十五条において準用する第三十八条第六項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七条第二項の規定による派遣元管理台帳の保存
（略）	（略）
石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）
第三十八条第三項において準用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律第三十六条の規定による帳簿の備え	第三十八条第三項において読み替えて準用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律第三十六条の規定による帳簿の備え
（略）	（略）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）
（略）	（略）
第百十四条の五十三の三第二項第二号の規定による書面の写しの保存	第百十四条の五十三の二第二項第二号の規定による書面の写しの保存
（略）	（略）
第百七十五条第七項の規定による書面の写しの保存	第百七十五条第六項の規定による書面の写しの保存
（略）	（略）
（略）	（略）
特定化学物質障害予防規則	特定化学物質障害予防規則
（略）	（略）
第三十八条の二十一第九項の規定による記録の保存	第三十八条の二十一第七項の規定による記録の保存
第三十八条の二十一第十項の規定による記録の保存	第三十八条の二十一第八項の規定による記録の保存
（略）	（略）
（略）	（略）
粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）	粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）
（略）	（略）
第二十六条第八項の規定による記録の保存	第二十六条第三項の規定による記録の保存
（略）	（略）
（略）	（略）
臓器の移植に関する法律施行規則（平成九年厚生労働省令第七十八号）	臓器の移植に関する法律施行規則（平成九年厚生労働省令第七十八号）
第十五条第三項（第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存	第十五条第三項（第十六条第二項（附則第四条において準用する場合を含む。）及び附則第四条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）	
（略）	（略）
第百四条の四第二項（第百九条において準用する場合を含む。）の規定による通所介護計画の保存	第百四条の三第二項（第百九条において準用する場合を含む。）の規定による通所介護計画の保存
（略）	（略）
第百九十一条の三第二項及び第百九十二条の十一第二項の規定による特定施設サービス計画の保存	第百九十一条の二第二項及び第百九十二条の十一第二項の規定による特定施設サービス計画の保存
（略）	（略）
厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成十二年　厚生省 労働省　令第四号）	厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成十二年　厚生省 労働省　令第四号）
（略）	（略）
第二十七条の規定による書類の備え	第十三条の規定による書類の備え
（略）	（略）
医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百三十六号）	医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百三十六号）
（略）	（略）
第十六条第一号（第十九条から第二十一条までにおいて準用する場合を含む。）の規定による文書の保存	第十六条第一号（第十九条から第二十二条までにおいて準用する場合を含む。）の規定による文書の保存
第十六条第三号（第十九条から第二十一条までにおいて準用する場合を含む。）の規定による文書の保存	第十六条第三号（第十九条から第二十二条までにおいて準用する場合を含む。）の規定による文書の保存
（略）	（略）
医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）
（略）	（略）
第七条の二（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による製品標準書の保管	第七条の二第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による製品標準書の保管
第八条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による品質管理監督文書又はその写しの保管	第八条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による品質管理監督文書の保管
（略）	（略）
第七十五条第一項第一号ホ及びルからワまで並びに第二項第二号（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	第七十五条第一項第一号ホ及びルからワまで並びに第二項第二号の規定（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）による記録の保管

（略）	（略）
第八十一条の二の六第二項及び第三項の規定による記録の保管	第八十一条の二の六第二項及び第三項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管
（略）	（略）
再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第九十三号）	再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第九十三号）
第十一条第一項第一号の規定による製造指図書の保管	第十一条第一号の規定による製造指図書の保管
（略）	（略）
（略）	（略）
第九条第二項の規定による記録の保存	（新設）
第十一条第五項の規定による記録の保存	（新設）

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）	（略）
無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第三十四号）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
（略）	（略）
第二十三条第七項（第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による議事録の作成	第二十三条第六項（第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百四十四条第一項の規定による議事録の作成
（略）	（略）
（削る）	第三十九条（第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百六十条の四第一項の規定による議事録の作成
（削る）	第四十八条（第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百四十四条第一項の規定による議事録の作成
（削る）	第五十二条において準用する商法第二百六十条の四第一項の規定による議事録の作成
（略）	（略）

社会保険労務士法	
（略）	（略）
（削る）	（略）
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	
（略）	（略）
第三十八条第三項の規定により適用される職業安定法第三十二条の十五の規定による帳簿書類の作成	第三十八条第三項の規定により適用される職業安定法第三十二条の十五の規定による帳簿書類の作成
第三十八条第六項の規定により適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七条第一項の規定による派遣元管理台帳の作成又は記載	第三十八条第六項の規定により適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七条第一項の規定による派遣元管理台帳の作成又は記載
第四十五条において準用する第三十八条第三項の規定により適用される職業安定法第三十二条の十五の規定による帳簿書類の作成	第四十五条において準用する第三十八条第三項の規定により適用される職業安定法第三十二条の十五の規定による帳簿書類の作成
第四十五条において準用する第三十八条第六項の規定により適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七条第一項の規定による派遣元管理台帳の作成又は記載	第四十五条において準用する第三十八条第六項の規定により適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七条第一項の規定による派遣元管理台帳の作成又は記載
（略）	（略）
石綿による健康被害の救済に関する法律	
（略）	（略）
第三十八条第三項において準用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律第三十六条の規定による帳簿の記載	第三十八条第三項において準用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律第三十六条の規定による帳簿の記載
（略）	（略）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	
（略）	（略）
（削る）	（略）
（略）	（略）
放射性医薬品の製造及び取扱規則	
（略）	（略）
救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準	
（略）	（略）
第二十条の規定による更生計画の作成	
（略）	（略）

社会保険労務士法	
（略）	（略）
第二十五条の二十五第二項において準用する商法第三十二条第一項の規定による商業帳簿の作成	
（略）	（略）
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	
（略）	（略）
第三十八条第三項において適用する職業安定法第三十三条の二第七項において準用する同法第三十二条の十五の規定による帳簿書類の作成	
第三十八条第六項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七条第一項の規定による派遣元管理台帳の作成又は記載	
第四十五条において準用する第三十八条第三項において適用する職業安定法第三十三条の二第七項において準用する同法第三十二条の十五の規定による帳簿書類の作成	
第四十五条において準用する第三十八条第六項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七条第一項の規定による派遣元管理台帳の作成又は記載	
（略）	（略）
石綿による健康被害の救済に関する法律	
（略）	（略）
第三十八条第三項において読み替えて準用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律第三十六条の規定による帳簿の記載	
（略）	（略）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	
（略）	（略）
第七十六条第一項の規定による登録台帳の記載	
（略）	（略）
放射性医薬品の製造及び取扱規則	
（略）	（略）
（新設）	
（略）	（略）

特定化学物質障害予防規則	
（略）	（略）
第三十八条の二十一第九項の規定による記録	第三十八条の二十一第七項の規定による記録
第三十八条の二十一第十項の規定による記録	第三十八条の二十一第八項の規定による記録
（略）	（略）
（略）	（略）
粉じん障害防止規則	
（略）	（略）
第二十六条第八項の規定による記録	第二十六条第三項の規定による記録
（略）	（略）
（略）	（略）
臓器の移植に関する法律施行規則	
第十五条第二項の規定による記録の作成	第十五条第二項の規定による記録の作成（附則第四条において準用する場合を含む。）
第十六条第一項の規定による記録の作成	第十六条第一項の規定による記録の作成（附則第四条において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令	
第四条第四項（第二十条及び第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による文書の作成	第四条第四項（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による文書の作成
（略）	（略）
第十六条第一号（第十九条から第二十一条までにおいて準用する場合を含む。）の規定による文書の作成及び改訂	第十六条第一号（第十九条、第二十条及び第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による文書の作成及び改訂
第十八条第一項の規定による品質管理業務手順書の作成	第十八条第一項（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による品質管理業務手順書の作成
（略）	（略）
医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	
第六条（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による品質管理監督文書への記載	第六条第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書の記載
（略）	（略）
第七条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による品質管理監督システム基準書への記載	第七条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による品質管理監督システム基準書の記載
（略）	（略）
第四十九条第二項及び第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第四十九条第二項及び第四項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成

（略）	（略）
第五十五条の二第一項から第三項まで（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	第五十五条の二第一項から第三項まで（これらの規定を第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化
第五十五条の二第五項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第五十五条の二第五項（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成
（略）	（略）
第六十条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	第六十条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化
第六十条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	（新設）
（略）	（略）
第六十六条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による品質管理監督文書への記載	第六十六条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書の記載
（略）	（略）
第七十二条第二項第四号、第五号、第六号ロ、第七号から第九号まで及び第四項（これらの規定を第七十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による文書の作成	第七十二条第二項第四号、第六号ロ、第七号から第九号まで及び第四項（これらの規定を第七十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による文書の作成
第七十二条第四項（第七十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	（新設）
（略）	（略）
第七十四条の規定（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）による製品標準書への記載	第七十四条の規定（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）による製品標準書の記載
（略）	（略）
第七十五条第一項第一号ホ及びルからワまで並びに第二項第一号ロ、ハ及びホからトまで（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第七十五条第二項第二号（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成
（略）	（略）

第八十一条の二の二（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	第八十一条の二の二の規定による文書化
第八十一条の二の二第一項第一号ヘ、リ及びヌ並びに第二号（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第八十一条の二の二第一項第一号ヘ、リ及びヌ並びに第二号並びに第二項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成
（略）	（略）
第八十一条の二の四第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	第八十一条の二の四（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化
第八十一条の二の四第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	（新設）
（略）	（略）
（略）	（略）
医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令
（略）	（略）
第二十八条第四項（第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書及び治験機器概要書の改訂	第二十八条第三項（第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書及び治験機器概要書の改訂
（略）	（略）
（略）	（略）
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
（略）	（略）
第三条の二十四第十項の規定による訪問看護報告書の作成	第三条の二十四第十一項の規定による訪問看護報告書の作成
（略）	（略）
（略）	（略）
再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令
（略）	（略）
第十一条第一項第一号の規定による製造指図書の作成	第十一条第一号の規定による製造指図書の作成
（略）	（略）
（略）	（新設）
無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準	
（略）	
第二十六条第七号の規定による帳簿の整備	

別表第三（第八条及び第九条関係）

（略）	（略）
確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）	第二十条第五項の規定による金融機関の業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

表一

（略）	（略）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第二十三条の十七第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の請求に係る交付
（略）	（略）
医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	（略）
	第七十二条第四項（第七十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
（略）	（略）
医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	（略）
	第十七条第一項第二号の規定による文書による報告
（略）	（略）
	第二十条第一項第一号の規定による文書の配付
（略）	（略）
	第四十八条第一号の規定による文書の配付
（略）	（略）
再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	第十一条第一項第八号の規定による文書による報告
（略）	（略）
	第二十二条第一号の規定による文書の配付
（略）	（略）
無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準	附則第三条第一項第二号の規定による文書の交付
日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和二年厚生労働省令第四十四号）	第十五条第八項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による個別支援計画の交付

別表第三（第八条及び第九条関係）

（略）	（略）
確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）	第二十条第三項の規定による金融機関の業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

表一

（略）	（略）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第二十三条の十七第二項第一号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
（略）	（略）
医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	（略）
	第七十二条第四項（第七十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による文書の提供
（略）	（略）
医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	（略）
	第十七条第二号の規定による文書による報告
（略）	（略）
	第二十条第一項第一号の規定による文書の配布
（略）	（略）
	第四十八条第一号の規定による文書の配布
（略）	（略）
再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	第十一条第八号の規定による文書による報告
（略）	（略）
	第二十二条第一号の規定による文書の配布
（略）	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正）

第二十二条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前	
（存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等）	（存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等）	
第十七条　存続厚生年金基金については、第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（以下「廃止前厚生年金基金規則」という。）第一章（第一条、第十九条の二及び第六十六条を除く。）及び第三章（第七十四条の三第三項及び第四項、第七十五条第一項（第一号及び第十七号に係る部分に限る。）、第七十六条、第八十一条から第八十三条まで並びに第八十八条を除く。）並びに附則第二項及び第七項の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	**第十七条**　存続厚生年金基金については、第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（以下「廃止前厚生年金基金規則」という。）第一章（第一条、第十九条の二及び第六十六条を除く。）及び第三章（第七十四条の三第三項及び第四項、第七十五条第一項（第一号及び第十七号に係る部分に限る。）、第七十六条、第八十一条から第八十三条まで並びに第八十八条を除く。）並びに附則第二項及び第七項の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
（略）	（略）	
第四十一条の六	構成割合を確認	
（略）	（略）	
第四十九条の三	第四十九条の三　法第百四十四条の三第二項の規定による老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転の申出は、甲基金の中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）を、乙基金に提出することによつて行うものとする。 一　氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号 二　甲基金の加入員の資格の取得及び喪失の年月日 三　平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額 四　平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額並びに被保険者の種別ごと	第四十九条の三　法第百四十四条の三第二項の規定による老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転の申出は、甲基金の中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を乙基金に提出することによつて行うものとする。 一　氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号 二　甲基金の加入員の資格の取得及び喪失の年月日 三　平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額
（略）	（略）	
額及び構成割合を厚生労働大臣に報告	額及び構成割合を厚生労働大臣に報告	
（略）	（略）	
第四十一条の六	構成割合を確認	

四　平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額

五　乙基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合において支給すべきこととなる老齢年金給付の額

2　法第百四十四条の三第五項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、甲基金は、前項に定める書類又は磁気ディスクに併せて、次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを乙基金に提出するものとする。

一　脱退一時金相当額

二　脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間の当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額

五　乙基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合において支給すべきこととなる老齢年金給付の額

2　前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一　電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

	第四十九条の六
	当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連運営管理機関等（確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。以下同じ。）又は国民年金基金連合会（同法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下同じ。）に提出する
二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面により通知すべき事項を記録したものを交付する方法 三　書面を交付する方法 3　法第百四十四条の三第五項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、甲基金は、前二項の規定による提出を行うとともに、乙基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。 一　脱退一時金相当額 二　脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間	企業型記録関連運営管理機関等（確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。以下同じ。）又は国民年金基金連合会（同法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下同じ。）に対し、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供する
	（新設）
	（新設）
	（新設）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第五十六条の二第二項第三号及び第四号	三　磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各設立事業所に加入員が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法	三　電磁的記録媒体に記録し、かつ、各設立事業所に加入員が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法
	四　その他周知が確実に行われる方法	四　電子情報処理組織を使用する方法により加入員に提供する方法
		五　その他周知が確実に行われる方法
（略）	（略）	（略）

2～5　（略）

（平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による申出等）

第三十八条　平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による申出は、解散基金加入員等に係る次の各号に掲げる事項を確定給付企業年金の事業主等に対し提出することによって行うものとする。

一・二　（略）

2　前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一　電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに書面により通知すべき事項を記録したものを交付する方法

三　書面を交付する方法

3・4　（略）

（存続厚生年金基金の解散に伴う事務の引継ぎ等）

第四十七条　存続厚生年金基金が解散したときは、清算人は、日本年金機構（以下「機構」という。）に対し、遅滞なく、解散した日において当該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給の義務を負っている者につき、次の各号に掲げる事項及び第五号に掲げる額の算出の基礎となる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

一～五　（略）

2～6　（略）

	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

2～5　（略）

（平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による申出等）

第三十八条　平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による申出は、解散基金加入員等に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記載した磁気ディスクを、確定給付企業年金の事業主等に提出することによって行うものとする。

一・二　（略）

（新設）

2・3　（略）

（存続厚生年金基金の解散に伴う事務の引継ぎ等）

第四十七条　存続厚生年金基金が解散したときは、清算人は、遅滞なく、解散した日において当該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給の義務を負っている者につき、次の各号に掲げる事項及び第五号に掲げる額の算出の基礎となる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、日本年金機構（以下「機構」という。）に提出しなければならない。

一～五　（略）

2～6　（略）

（存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等）

第四十八条　存続連合会については、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項、第六十九条、第七十一条、第七十二条の二から第七十四条第一項まで、第七十四条の二、第七十四条の三第二項から第四項まで、第七十五条（第一項第一号及び第十一号に係る部分を除く。）、第七十七条及び附則第四項前段の規定、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項において準用する同条第一項の規定並びに廃止前厚生年金基金規則第七十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金規則第二十一条（第二項第一号及び第四号を除く。）、第二十三条から第二十八条まで、第三十条の二、第三十条の四、第一章第六節（第三十四条第一号、第三十六条第一号及び第三十七条から第四十条までを除く。）、第一章第七節（第四十二条第三項、第四十四条の二、第四十五条、第四十七条の二及び第四十七条の三を除く。）、第五十三条から第五十六条まで、第六十一条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十五条及び第六十六条の二の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）
第七十二条の四の三第一項	（略）
	中途脱退者等（法第百六十五条第一項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを基金に提出
	基金に対し、施行前基金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第五十三条第一項に規定する施行前基金中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供
第七十二条の四の三第二項	（略）
	年金給付等積立金
	年金給付等積立金又は平成二十五年改正法附則第五十四条第一項の規定による積立金
	前項に定める書類又は磁気ディスクに併せて、
	前項の規定による提出又は提供を行うとともに、基金に対し、
	記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを基金に提出する
	記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供する
（略）	（略）

（存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等）

第四十八条　存続連合会については、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項、第六十九条、第七十一条、第七十二条の二から第七十四条第一項まで、第七十四条の二、第七十四条の三第二項から第四項まで、第七十五条（第一項第一号及び第十一号に係る部分を除く。）、第七十七条及び附則第四項前段の規定、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項において準用する同条第一項の規定並びに廃止前厚生年金基金規則第七十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金規則第二十一条（第二項第一号及び第四号を除く。）、第二十三条から第二十八条まで、第三十条の二、第三十条の四、第一章第六節（第三十四条第一号、第三十六条第一号及び第三十七条から第四十条までを除く。）、第一章第七節（第四十二条第三項、第四十四条の二、第四十五条、第四十七条の二及び第四十七条の三を除く。）、第五十三条から第五十六条まで、第六十一条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十五条及び第六十六条の二の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	
第七十二条の四の三第一項	（略）	
	中途脱退者等（法第百六十五条第一項に規定する中途脱退者等	施行前基金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第五十三条第一項に規定する施行前基金中途脱退者等
第七十二条の四の三第二項	（略）	
	年金給付等積立金	
	年金給付等積立金又は平成二十五年改正法附則第五十四条第一項の規定による積立金	（新設）
	（新設）	
	（新設）	
（略）	（略）	

第七十二条の四の四第一項	法第百六十五条の二第一項	平成二十五年改正法附則第五十八条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条の二第一項
		確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する確定給付企業年金の事業主等に対し、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供する
第七十二条の四の四第二項	法	平成二十五年改正法附則第五十九条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
	当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会に提出する	企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会に対し、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供する
（略）	（略）	（略）

2～4　（略）

（存続厚生年金基金から存続連合会への基金中途脱退者に係る基金脱退一時金相当額の移換の申出）

第五十一条　平成二十五年改正法附則第四十二条第一項の規定による存続厚生年金基金から存続連合会への基金中途脱退者（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基金中途脱退者をいう。以下同じ。）に係る基金脱退一時金相当額（同号に規定する基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）の移換の申出は、存続連合会に対し、基金中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した申出書（これらの事項を記録した電磁的記録媒体を含む。）を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行うものとする。

一～五　（略）

第七十二条の四の四第一項	法第百六十五条の二第一項	平成二十五年改正法附則第五十八条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条の二第一項
	（新設）	（新設）
第七十二条の四の四第二項	法	平成二十五年改正法附則第五十九条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

2～4　（略）

（存続厚生年金基金から存続連合会への基金中途脱退者に係る基金脱退一時金相当額の移換の申出）

第五十一条　平成二十五年改正法附則第四十二条第一項の規定による存続厚生年金基金から存続連合会への基金中途脱退者（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基金中途脱退者をいう。以下同じ。）に係る基金脱退一時金相当額（同号に規定する基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）の移換の申出は、基金中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した申出書又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、存続連合会に提出することによって行うものとする。

一～五　（略）

（解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付の申出等）

第五十二条　平成二十五年改正法附則第四十三条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第四項の規定による申出は、存続連合会に対し、当該解散基金加入員に係る次の各号に掲げる事項を記載した申出書（これらの事項を記録した電磁的記録媒体を含む。）を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行うものとする。

一～五　（略）

2　（略）

（存続連合会から存続厚生年金基金への積立金の移換の申出等）

第五十五条　平成二十五年改正法附則第五十七条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条の五第一項の規定による積立金（平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する積立金をいう。以下この条から第五十七条までにおいて同じ。）の移換の申出は、存続厚生年金基金に対し、当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する老齢確定給付企業年金中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行うものとする。

一～三　（略）

2　（略）

（解散に伴う事務の引継ぎ等）

第五十九条　存続連合会が解散したときは、清算人は、機構に対し、遅滞なく、解散した日において存続連合会が給付の支給の義務を負っている者につき、次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

一～三　（略）

2　（略）

（確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二十三条　確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表改正前欄の確定拠出年金法施行規則第三十一条の二中「記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク等を、確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。）又は企業年金連合会に提出」を「記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク等を、確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。）又は企業年金連合会に提出」に改め、改正後欄の確定拠出年金法施行規則第三十一条の二中「企業型記録関連運営管理機関等は、」の下に「確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。第六十一条の二第三項及び第四項において同じ。）又は企業年金連合会に対し、」を加え、「記載した書類」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、」に改め、「記録した磁気ディスク等を、確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。第六十一条の二第三項及び第四項において同じ。）又は企業年金連合会に提出」を「電子情報処理組織を使用する方法により提供」に改める。

第四条の表改正後欄の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第十七条の六第一項第三号中「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下「平成二十六年経過措置政令」という。）」を「平成二十六年経過措置政令」に改める。

（労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二十四条　労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中特定化学物質障害予防規則第三十六条の三第三項第三号の改正規定及び同令第三十六条の四第二項第三号の改正規定を削る。

第七条中有機溶剤中毒予防規則第二十八条の三第三項第三号の改正規定及び同令第二十八条の四第二項第三号の改正規定を削る。

第九条中鉛中毒予防規則第五十二条の三第三項第三号の改正規定及び同令第五十二条の四第二項第三号の改正規定を削る。

（解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付の申出等）

第五十二条　平成二十五年改正法附則第四十三条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第四項の規定による申出は、当該解散基金加入員に係る次の各号に掲げる事項を記載した申出書又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、存続連合会に提出することによって行うものとする。

一～五　（略）

2　（略）

（存続連合会から存続厚生年金基金への積立金の移換の申出等）

第五十五条　平成二十五年改正法附則第五十七条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条の五第一項の規定による積立金（平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する積立金をいう。以下この条から第五十七条までにおいて同じ。）の移換の申出は、当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する老齢確定給付企業年金中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、存続厚生年金基金に提出することによって行うものとする。

一～三　（略）

2　（略）

（解散に伴う事務の引継ぎ等）

第五十九条　存続連合会が解散したときは、清算人は、遅滞なく、解散した日において存続連合会が給付の支給の義務を負っている者につき、次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、機構に提出しなければならない。

一～三　（略）

2　（略）

第十一条の表改正後欄の粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二十六条の三第三項第三号中「磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体」を「事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイル」に改め、同欄の粉じん障害防止規則第二十六条の四第二項第三号中「磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体」を「事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイル」に改める。

第十三条の表改正後欄の石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第三十八条第三項第三号中「磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体」を「事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイル」に改め、同欄の石綿障害予防規則第三十九条第二項第三号中「磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体」を「事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイル」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百六十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

厚生労働大臣　武見　敬三

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～二百三十六　（略） （削る） （削る） 二百三十七～三百二十九　（略） 三百三十　六a・七・八・九・十・十a―ヘキサヒドロ―六・六・九―トリメチル―六H―ジベンゾ［b・d］ピラン―一―オールの三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合する物であって、一位、三位及び六位以外にさらに置換基が結合していないもの及びこれらの塩類 三百三十一　（略）	（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～二百三十六　（略） 二百三十七　六a・七・八・九・十・十a―ヘキサヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ［b・d］ピラン―一―オール及びその塩類 二百三十八　三―ヘキシル―六a・七・八・九・十・十a―ヘキサヒドロ―六・六・九―トリメチル―六H―ジベンゾ［b・d］ピラン―一―オール及びその塩類 二百三十九～三百三十一　（略） （新設） 三百三十二　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省　令第三号

独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第四条の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第六条**　独立行政法人水資源機構法施行令（次条において「機構法施行令」という。）第四条の厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法 2　（略）	（情報通信の技術を利用する方法） **第六条**　独立行政法人水資源機構法施行令（次条において「機構法施行令」という。）第四条の厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法 2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○個人情報保護委員会規則第五号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

個人情報保護委員会委員長　丹野美絵子

第一条　個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（要配慮個人情報） **第五条**　令第二条第一号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。 一～三　［略］ 四　治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの	（要配慮個人情報） **第五条**　令第二条第一号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。 一～三　［同上］ 四　治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第二条　個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの） **第七条**　法第二十六条第一項本文の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一・二　［略］ 三　不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ（当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 四　［略］ （個人情報保護委員会への報告） **第八条**　個人情報取扱事業者は、法第二十六条第一項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならない。 一　［略］ 二　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ（前条第三号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）の項目 三～九　［略］ ２・３　［略］ （個人の権利利益を害するおそれが大きいもの） **第四十三条**　法第六十八条第一項の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一・二　［略］ 三　不正の目的をもって行われたおそれがある当該行政機関の長等の属する行政機関等に対する行為による保有個人情報（当該行政機関の長等の属する行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 四・五　［略］ （個人情報保護委員会への報告） **第四十四条**　行政機関の長等は、法第六十八条第一項の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。 一　［略］ 二　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（前条第三号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）の項目 三～九　［略］ ２・３　［略］	（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの） **第七条**　法第二十六条第一項本文の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一・二　［同上］ 三　不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 四　［同上］ （個人情報保護委員会への報告） **第八条**　個人情報取扱事業者は、法第二十六条第一項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならない。 一　［同上］ 二　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目 三～九　［同上］ ２・３　［同上］ （個人の権利利益を害するおそれが大きいもの） **第四十三条**　法第六十八条第一項の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一・二　［同上］ 三　不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 四・五　［同上］ （個人情報保護委員会への報告） **第四十四条**　行政機関の長等は、法第六十八条第一項の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。 一　［同上］ 二　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目 三～九　［同上］ ２・３　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。